

平成23年 3 月

# 指宿市議会会議録

第 1 回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成23年第1回市議会定例会

会期日程 1

2月28日

議事日程 3

本日の会議に付した事件 4

出席議員 4

欠席議員 4

地方自治法第121条の規定による出席者 5

職務のため出席した事務局職員 5

開会及び開議 6

会議録署名議員の指名 6

会期の決定 6

議案第1号～議案第27号一括上程 6

提案理由説明 6

議案第28号及び議案第29号一括上程 29

提案理由説明 29

議案第28号及び議案第29号（質疑，委員会付託省略，表決） 29

新たに受理した請願1件及び陳情2件一括上程（委員会付託） 30

散 会 30

3月3日

議事日程 32

本日の会議に付した事件 33

出席議員 33

欠席議員 33

地方自治法第121条の規定による出席者 34

職務のため出席した事務局職員 34

開 議 35

会議録署名議員の指名 35

議案第2号～議案第8号（質疑，委員会付託省略） 35

議案第1号，議案第9号～議案第27号（質疑，委員会付託） 35

散 会	45
3月17日	
議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定による出席者	47
職務のため出席した事務局職員	48
開 議	49
会議録署名議員の指名	49
一般質問	49
高 橋 三 樹 議員	49
1. 男女共同参画基本計画について	
2. 岩本交差点等について	
前之園 正 和 議員	58
1. TPP問題について	
2. 地デジへの完全移行について	
3. 浸水対策について	
4. 住宅リフォーム助成制度の創設について	
西 森 三 義 議員	72
1. 農業振興について	
2. 市役所改革について	
3. 陸上選手の強化について	
浜 田 藤 幸 議員	83
1. 産業振興について	
2. 岩崎産業（株）との交渉課題について	
下柳田 賢 次 議員	95
1. 教育委員の任命について	
2. 職員地域担当制について	
3. 二反田川人道橋設置について	
4. 観光振興について	
延 会	109

3月18日

議事日程	110
本日の会議に付した事件	110
出席議員	110
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定による出席者	111
職務のため出席した事務局職員	111
開 議	112
会議録署名議員の指名	112
一般質問	112
高 田  チヨ子  議員	112
1. 安心・安全な生活のために	
木 原  繁  昭  議員	119
1. 土木行政について	
2. 観光行政について	
3. 農林行政について	
議案第1号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	131
議案第2号～議案第8号 (討論, 表決)	136
散  会	137

3月28日

議事日程	138
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139
欠席議員	139
地方自治法第121条の規定による出席者	139
職務のため出席した事務局職員	140
開 議	141
会議録署名議員の指名	141
議案第9号及び議案第10号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	141
議案第11号～議案第16号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	142
議案第17号～議案第19号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	148
議案第20号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	151
議案第27号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	166

議案第21号～議案第23号（委員長報告，質疑，討論，表決）	167
議案第24号～議案第26号（委員長報告，質疑，討論，表決）	171
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	173
閉会中の継続審査について	175
議案第30号及び議案第31号一括上程	176
提案理由説明	176
議案第30号及び議案第31号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	177
議案第32号上程	178
議案第32号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	178
議案第33号上程	178
提案理由説明	178
議案第33号（質疑，委員会付託省略，表決）	179
意見書案第1号上程	181
意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	181
議長あいさつ	182
市長あいさつ	183
閉議及び閉会	184

平成23年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 29日間（2月28日～3月28日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月28日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第1号～議案第29号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第28号及び議案第29号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
3月1日	火	休 会	一般質問・議案質疑の通告限（12時）
2日	水	”	
3日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第2号～議案第8号（質疑，委員会付託省略）</li> <li>・議案第1号及び議案第9号～議案第27号 （質疑，委員会付託）</li> </ul>
4日	金	休 会	総務水道委員会（10時開会）
5日	土	”	
6日	日	”	
7日	月	”	総務水道委員会（10時開会）
8日	火	”	文教厚生委員会（10時開会）
9日	水	”	文教厚生委員会（10時開会）
10日	木	”	産業建設委員会（10時開会）
11日	金	”	産業建設委員会（10時開会）
12日	土	”	
13日	日	”	
14日	月	”	
15日	火	”	

16日	水	〃	議案及び委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
17日	木	本会議	・一般質問
18日	金	〃	・議案第1号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・議案第2号～議案第8号（討論，表決） ・一般質問 産業建設委員会（14時35分開会） 文教厚生委員会（14時45分開会）
19日	土	休 会	
20日	日	〃	
21日	月	〃	
22日	火	〃	
23日	水	〃	
24日	木	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
25日	金	〃	
26日	土	〃	
27日	日	〃	
28日	月	本会議	・議案第9号～議案第27号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・閉会中の継続審査について（請願第1号，陳情第1号・第2号） ・議案第30号及び議案第31号一括上程（議案説明） ・議案第30号及び議案第31号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第32号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・議案第33号上程（議案説明） ・議案第33号（質疑，委員会付託省略，表決） ・意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

## 第1回指宿市市議会定例会会議録

平成23年2月28日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第4 議案第2号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第3号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第4号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第5号 平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第6号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第7号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第8号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第9号 尾下辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第12 議案第10号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 指宿市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 指宿市立公民館条例及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 市道の認定について

- 日程第22 議案第20号 平成23年度指宿市一般会計予算について
- 日程第23 議案第21号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第22号 平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第23号 平成23年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成23年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第30 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第32 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第1号，陳情第1号・第2号）

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	森時徳
22番議員	松下喜久雄		

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
総務部長	渡瀬貴久	市民生活部長	井元清八郎
健康福祉部長	田代秀敏	産業振興部長	吉井敏和
建設部長	吉永哲郎	教育部長	吹留賢良
山川支所長	岩崎三千夫	開聞支所長	中間竜郎
産業振興部参与	浜田淳	総務課長	森健一
企画課長	下吉龍一	財政課長	邊見重英
市民協働課長	上村公德	地域福祉課長	久保憲一郎
建設監理課長	三窪義孝	教育総務課長	濱田悟
水道課長	松元修		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新村光司	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	濱上和也

開会及び開議

午前10時23分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成23年第1回指宿市議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び田中健一議員を指名いたします。

会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月28日までの29日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月28日までの29日間と決定いたしました。

議案第1号～議案第27号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、日程第29、議案第27号、平成23年度指宿市水道事業会計予算について、までの27議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） 平成23年第1回市議会定例会の開会に際し、平成23年度予算並びに諸案件の審議をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べ、市議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【1】施政方針

私は、変える勇氣、変わる勇氣という言葉のスローガンに掲げ、市長に就任いたしまして、早や1年が過ぎました。変える勇氣というのは、自ら主体的に指宿市を変えていこうという決意であり、そして変わる勇氣というのは、市民の皆様自らも意識改革をしていただき、共に指宿市を変えていこうという思いであり、市民一人一人が主役となり、それぞれの能力を

存分に発揮できる社会に、変える、変わることが、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現につながるものであるということでもあります。

さて、我が国の経済は、世界的な経済危機を背景に大幅に悪化した後、徐々に持ち直しの色合いを呈し、昨年春先あたりからは企業収益等の改善が見られるようになりました。しかしながら、依然として新卒者や若年層の厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ脱却に向けた経済基盤は未だ脆弱であり、民間需要を中心とした自律的な景気回復には至っていないのが実感であります。このようなことから、市民生活に直結する市町村には、地域産業の振興策や少子高齢化対策、安全・安心なまちづくりなど、住民に身近な行政サービスの充実がより一層求められているとともに、地方分権の推進と相まって、これまで以上に足腰がしっかりとした行財政運営が強く求められているところであります。そうした中、国政においては一昨年、自民党から民主党へ、歴史に残る政権交代があったことにより、我が国の政治は、新たな時代へと進み、政治主導を掲げた事業仕分けなどを通じて、徐々に変わり始めております。政治のチェンジが求められたということは、行政の中身、進め方を変えていかなければならないということであり、このことは地方自治においても例外ではありません。また、そのことは同時に国民、市民自らも意識を変えていく必要があるということではなからうかと思えます。

以上のようなことを顧みましても、時代の大きな潮流は、私が1年前の市長就任時に掲げたスローガン、変える、変わると同じであり、その方向性は決して間違っていないと改めて確信しているところであります。

さて、昨年1年間を振り返ってみますと、国内においては、民主党がマニフェストに掲げた子ども手当の支給が開始されました。また、沖縄県米軍普天間飛行場の移設問題や、住民登録上、100歳以上の高齢者の所在不明が各地で発覚し、大きな社会問題となったところがあります。そのほか、尖閣諸島沖で中国漁船が海上保安庁の巡視船2隻と衝突した事件もありました。事件の様子を撮影したビデオ映像がインターネット上に流出したことについても、大きな衝撃を受け、話題を呼んだところであります。

T P P問題も本市のように農林水産業を基幹産業とする自治体にとって、現状においては大きな影響があると危惧しているところであります。

また、国政においては6月に鳩山首相が退陣を表明し、菅内閣が発足しましたが、翌7月に行われた第22回参議院選では、民主党は改選54議席を下回る44議席で大敗し、自民党が改選第1党になるというねじれ国会の様を呈する結果となりました。時代は未だ霧中の海原を航海するかのごとく、行き先の見えないままに迷走を続けており、その行く先には何があるのか一抹の不安を覚えることを禁じ得ないところであります。

そこで、本市を振り返ってみますと、まず、昨年2月末、山川・根占航路の運航休止という事態が発生し、いわさきコーポレーションに船舶ぶーげんびりあを売却処分し、新たな運

航体制に向け努力してまいりました。4月にはメディポリス指宿に九州初のがん粒子線治療研究センターが完成し、本市で最先端医療が行われていくことへの期待感が高まりました。また、いぶすき山川港特産市場、活お海道が開業1周年を迎え、地産地消の拠点としての役割を更に充実させてきているところです。宮崎県で発生した口蹄疫については、約29万頭の家畜が殺処分される事態となり、終息宣言までに130日間を要したことから、本市の基幹産業である農業や観光に大きな影響を与えました。子牛の競り市や山川みなと祭り、開聞そうめん夏祭りが中止になり、宿泊客や観光客が大幅に減少するなど、関係者の苦労は大変なものでありました。幸い口蹄疫は、官民一体となった迅速かつ適切な対応により、本市への侵入を防ぐことができました。畜産農家をはじめ、関係者の方々のこれまでのご尽力に敬意を表しますとともに、市民の皆様方のご協力に衷心から感謝申し上げたいと思います。行政機構の改革により、農政部局の一元化を図り、効率的な農業施策を推進するため、農業支援センターを設置したことも特筆すべきものであります。関係部課職員が、組織を挙げて取り組み、大きな成果を上げていていると考えております。指宿港の海岸保全施設整備事業も、市民と行政が一体となり、事業実施の必要性を関係省庁に訴え、国において、整備に向けての検証調査費も計上されましたので、国直轄の大型事業の実現に向け、大きな一歩を踏み出すことができたところであります。

そのほか、丹波小学校新校舎の落成、第1回夜店夏祭り及び第1回いぶ好き夏祭りの開催、10月には第63回指宿温泉祭りが開催され、市内外から多くの参加者を得て、大いににぎわったところであります。12月には、アジア子ども国際映画祭インいぶすきが開催され、1,500人の来場者の中、11の国・地域が映像を通じて国際交流を行いました。また、新たな国際交流の取組として、海外留学生や市内在住の外国人との人的交流を促進するため、鹿児島大学の中国人留学生と連携を図るとともに、イブの夜にスキ焼のイベントに併せて、市内在住の中国人研修生を招き、国際交流事業を実施いたしました。

明けて、1月、恒例の菜の花マラソン大会は、2万人を超える市民ランナーの参加をいただき、盛大に開催されました。多くの市民ボランティアの温かいもてなしの中、折からの寒波を吹き飛ばすかのように、新春の指宿路に感動とふれあいの花が咲いたところであります。続いて行われた菜の花マーチも、参加者が1万4千人を突破し、菜の花マラソンとともに南国指宿のイメージアップにつながるビッグイベントに成長したと思っております。そして、来る3月12日は、いよいよ待ちに待った九州新幹線鹿児島ルート全線開業の日です。変えるをキーワードに、各部署でアイデアを生かした事業を推進し、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う様々な事業も展開してまいりました。併せて、観光特急、指宿のたまたま箱も運行されることから、福岡や大阪などの大都市圏から本市を訪れる観光客が大幅に増加するものと期待しているところであります。また、これを機に、アジア、特に近年日本への観光客数が急増している中国からの観光客誘致のために中国との都市交流を進め、国際共栄都市、国際

観光都市の確立に向けて行動を起こしてまいりたいと考えております。

ただ今、いくつかの例を挙げましたが、ほかにもまだまだたくさんの素晴らしい出来事や取組がありました。このように、平成22年度は、議会はもとより、市民一人一人が力を合わせていただいたおかげで、市政全般に大きな成果の上があった一年であったと思います。市民の皆様はもとより、国や県など、ご協力いただいた多くの関係者に心からお礼申し上げます。

さて、迎えて平成23年度ですが、経済状況は、まだまだ好転したという実感に乏しく、個人消費の回復には今しばらくの時間が必要であると考えております。このような経済状況は、本市のように自主財源を多く持たない自治体には、少なからず影響を及ぼしており、歳入の根幹をなす市民税をはじめ、一般財源の増加は期待できず、財政状況の好転も思うように進まない状況であります。平成23年度も引き続き同様の状態が予想され、本市財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと予測されます。

一方、年金や医療・介護など、社会保障制度の改革が進められていますが、保障と負担などの具体的内容や財政面の安定性など、制度として不透明な部分が多い状況です。そのため、安心して暮らせる将来像が描きにくく、そのことは社会全体を覆う閉塞感の一因になっていると考えられております。と言えども、私たちは手をこまねいて眺めている訳にはまいりません。このような状況下であっても、更に一步踏み込んで、市民が今を安心して暮らせ、将来に希望を持てるように、これまでも増して市民生活の安全・安心を支えることを常に念頭において、諸施策に取り組む必要があります。それには、これまで以上に強い内部努力を行い、自己決定・自己責任のもと、第一次指宿市総合振興計画に基づいた、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、地域の実情を踏まえた施策を展開していかなければならないと考えているところです。

そのようなことから、私は昨年度にも増して、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現を目指した市政運営を行ってまいります。市長就任以来、私が市政運営において重点項目として位置づけ、取り組んできている五つの項目があります。それは一つに、厳しい財政状況を踏まえた行財政改革、二つ目に、信頼される市役所づくり、三つ目に、地域経済の活性化、四つ目に、医療・健康、福祉・教育の充実、五つ目に、市民との協働の推進であります。私は、平成23年度においても、この五つの項目を基軸に、更により多くの成果を挙げるための行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。具体的な施策の取組等につきましては、市長就任にあたりお示ししております、私のマニフェストを実践することにより、事業の展開を図っていこうと考えておりますが、その中でも今、喫緊の課題として早急に取り組んでいかなければならないと考える項目についてご説明させていただきます。

まず一つ目に、行政事務事業の見直しと市役所改革であります。限りある財源の中、市民サービスを低下させることなく施策を展開していくためには、それぞれが知恵を出し合い、最少の経費で最大の効果を挙げるのが行政に課せられた責務であります。併せて、社会経

済の構造が大きく変化している中で、市役所を真に、市民に役立つ所にするためには、組織は人なりを基本に、職員の能力と個性が十分発揮できる明るい職場環境づくりを行い、意識改革を図っていかねばならないと考えております。そのための施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、公民館を中心としたコミュニティー・地域支援ネットワークの構築であります。多様化する市民ニーズに対応し、共生・協働のまちづくりを進めるためには、これからの住民自治、すなわち、住民による意思決定と、それに伴う、住民の自己責任を基礎とする分権型地域社会を構築していかなければなりません。そのためには、市民と行政が担う役割と責任の関係をより明確にし、自治の基本である、住民本位の行政を構築するために、市民との協働を着実に実践していく必要があると考えています。これらを実践するための受け皿となる基盤づくりを行っていきたいと考えております。三つ目は、医療・健康、子育て・教育環境の充実であります。少子高齢社会の到来が鮮明化している昨今、若者の減少は、地域の活力の衰退につながっていくこととなります。この少子高齢社会の中で、若者が未来に夢を持ち、生き生きと安心して暮らしていくことができ、高齢者に対しては、市民が互いに支え合い、助け合う地域社会を創造するために、行政と地域が一体となって取組み、福祉・医療の充実を着実に図っていかねばならないと考えております。また、未来に夢を持ち、たくましく生きていく子供を育てることは、行政の責務でありますので、確かな学力を定着させ、子供の個性を大切に教育を進めるため、教育環境の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私のこれまでの市政運営に対する取組の経過と、これからの市政運営における考えの一端を申し上げましたが、私たちが暮らす指宿市は、幸いなことに、砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源や、風光明媚な知林ヶ島、九州最大の湖・池田湖や鰻池などの水資源、さらには、開聞岳の裾野に広がる畑作地帯、天然の良港・山川港など、本当に多くの魅力的な地域資源に恵まれております。指宿市が、新しい時代に光輝く未来を創造するためには、これらの地域の持つ素晴らしい資源や自然、文化などを最大限に生かしながら、市民と行政が互いに力を合わせ、邁進していくことが重要であります。今年の干支は兎であります。兎の上り坂ということわざがありますが、兎は強い牙もするどい爪も持っていません。しかし、強い後ろ足で巧みに坂道を登る能力があります。私たちも、それぞれが持てる能力を遺憾なく発揮し、正に兎のごとく輝かしい指宿市の未来へと坂道を駆け上がっていかうではありませんか。本年も、市民の皆様や市職員の熱意や英知・行動力を結集し、議員各位のご指導を賜りながら、魅力溢れる指宿市づくりに向けて、全力を傾注し、実り多い一年にしてまいり所存でありますので、議員各位のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

次に、平成23年度の主要施策についてご説明申し上げます。

## 1 市民福祉について

まず、市民福祉についてであります。市民の健康と福祉につきましては、市民相互が支え合う地域福祉を推進する観点から、市民一人一人の思いを大切にし、その人らしい生活が送れるまちづくり、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、医療や子育て、福祉の充実のための各種事業に取り組んでまいります。また、援護を必要とする高齢者や障害者の方々が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関・団体との連携及び地域の方々との協働により積極的にその支援に努めてまいります。高齢者の福祉につきましては、介護予防の充実が更に求められており、これまで展開してきた、ふれあいデイサービス事業、食の自立支援事業、さらに、砂むし温泉入浴事業等の介護予防の施策を積極的に推進してまいります。また、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、高齢者の社会参加と生きがいつくり、健康づくりを推進していく観点から、高齢者健康づくり支援事業を新たに実施するなど、高齢者福祉の充実に努めてまいります。障害者等の福祉につきましては、国等の動向を注視しながら、計画に基づき、障害者等が住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らせる社会を目指して、生活の環境づくりや支援体制の強化に努め、障害福祉サービス並びに地域生活支援事業を積極的に推進してまいります。児童や母子等の福祉につきましては、次世代育成支援地域行動計画に基づき、各種事業を推進してまいります。

子育てと就労の両立支援及び母子・父子家庭等の就業・自立に向けて、児童扶養手当や自立支援給付金等を支給するなど、次代を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境づくりに努めてまいります。次代の社会を担う子供を社会全体で応援する観点から、平成22年度創設された子ども手当を、国の制度に基づき支給してまいります。さらに、保育所に第三子以降の児童を入所させる多子世帯に対して、引き続き当該児童の保育料の軽減を図るとともに、乳幼児医療費助成においても拡充を行い、子育て支援の充実に努めてまいります。虐待等による要保護児童の早期発見や、適切な保護及び配偶者からの暴力等に迅速に対応する必要があることから、これらについての相談・支援活動の充実・強化に努めてまいります。人権啓発活動については、人権の花運動を池田小学校で実施するなど、人権尊重について更なる啓発に努めてまいります。

次に、市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健、医療につきましては、自分の健康は自分で守るを基本に、医師会、歯科医師会をはじめ、各関係機関と連携を密にしながら、母子保健事業、予防接種等による疾病予防対策事業、献血促進、救急医療、がん検診及び健康づくり等の事業を健康増進計画に基づき実施してまいります。特に、女性特有のがん検診につきましては、引き続き一定年齢対象者への子宮がん、乳がんの無料検診を行い、早期発見、早期治療につなげてまいります。また、母子保健事業においては、妊婦一般健診の公費負担14回を継続して実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めてまいります。

予防接種事業につきましては、新たに、新型インフルエンザに対する助成を全市民に行うとともに、次代を担う子供たちの感染予防のため、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種を全額助成してまいります。

次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、医療や介護の給付費の適正化を図り、その健全な運営に努めてまいります。特に、国民健康保険特別会計では、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進し、医療費適正化を図りながら、健康推進員、訪問指導員等を活用して、受診率の向上に努めてまいります。また、後期高齢者医療特別会計につきましては、新たな医療制度が創設されるまでの間、その動向を注視しながら、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。介護保険につきましては、介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるように、地域密着型サービスの更なる充実を図るとともに、高齢者の総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターを核として、積極的に介護予防事業等を展開してまいります。なお、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の策定年度であり、介護保険法の改正や医療保険制度改正の内容を踏まえ、市民参画の下に適切な事業計画を策定してまいります。

環境行政につきましては、日本は京都議定書に基づき、平成20年度から5か年の第1約束期間に、温室効果ガスの排出を1,990年レベルから6%削減する義務が課せられております。また、国においては、2020年までに1990年比25%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標を表明しており、本市においても地球温暖化防止に向けて、市民、事業者、行政の幅広い参加による実効ある取組が求められているところであります。このようなことから、これまで培ってきた環境マネジメントシステムのノウハウを生かしながら、改正省エネ法に基づく特定事業者としてエネルギー消費量の中長期的な削減目標に基づき、自らが環境負荷の軽減を図るとともに、家庭環境ISOの推進を図るなど、身近なところから地球環境保全への取組に努めてまいります。地球環境の保全対策につきましては、指宿市地域女性団体連絡協議会と連携を図りながら、環境浄化微生物活性化資材、LOVEいぶすきによる河川等への水質浄化や悪臭防止など、指宿市環境基本計画に基づき、諸施策の推進に取り組んでまいります。

不快害虫ヤンバルトサカヤスデ対策につきましては、生息区域からの土砂・草木等の移動制限などの広報活動や、地域住民との協働による環境整備、新たな発生箇所への薬剤散布などを行い、蔓延防止に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共下水道認可区域外の地域において、単独処理浄化槽若しくは汲取り便槽から浄化槽への切替え設置者に対し、補助の上乗せを行い、合併浄化槽への切替えを更に推進してまいります。また、池田湖・鰻池集水区域につきましては、高度処理型合併浄化槽への上乗せ補助の実施や、水道事業と連携し、生活排水処理施設の適正な維

持管理を行いながら、閉鎖性水域の水質保全に努めてまいります。上水道区域外の飲用水供給につきましては、長年の懸案事項でありました山川尾下地区で辺地対策事業を活用し、安心して安全な飲用水供給施設の整備に努めてまいります。

廃棄物処理問題につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化・資源化に努めておりますが、更なるごみ減量化を推進するために、ごみ出し指定袋販売価格の検討や、廃棄物指導監視員を引き続き雇用しながら、ごみ発生の抑制、資源ごみへの誘導・分別徹底を図るとともに、生ごみ処理機器購入補助事業の継続など、今後も事業者や市民の皆様と協働しながら、循環型社会の構築を目指してまいります。ごみ処理につきましては、清掃センター設備の定期的な整備に加え、経年劣化による補修を行うとともに、新たなごみ処理施設の建設についての検討をしてまいります。また、焼却灰等の処理を行う管理型最終処分場の平成25年度一部供用開始を目指し、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携しながら、着実に推進してまいります。

し尿処理につきましては、老朽化した指宿及び開聞し尿処理場に替わる新たな汚泥再生処理センターが本年度末供用開始される運びであり、南九州市や指宿広域市町村圏組合と連携しながら推進してまいります。

## 2 産業振興について

次に、産業振興についてであります。農業は、農産物等の輸入増加や、産地間競争の激化、国内経済の不安定による個人消費の低迷、ＴＰＰへの参加問題等、取り巻く環境は厳しいものとなっております。これらを踏まえ、本市におきましては、昨年設置いたしました、いぶすき農業支援センターを拠点として、恵まれた自然環境と土地資源を生かした生産性の高い経営展開や、ブランド産品を中心とした多彩な農産物を安定的に供給できる産地づくりを目指してまいります。また、農政推進体制の集約により、相談窓口が一元化され、きめ細やかな営農指導等につながってきております。今後も農業者の利便性向上を図りながら、本市農産物の更なるＰＲにも努めてまいります。野菜や果樹につきましては、消費者や市場から高い評価を受けており、これらを更に推進するため、市場が求める定時・定量・定質に加え、農業生産規範を定める、かごしまの農林水産物認証、Ｋ－ＧＡＰの推進により、安心・安全な農産物の生産に努めながら、トップセールスとして市場訪問を行い、地産全消に努めてまいります。今後も消費者が望む安全で品質の高い農産物の生産を推奨するとともに、活動火山周辺地域防災営農対策事業などの各種補助事業を活用した施設や機械等の整備を進め、生産安定と品質向上を図り、産地づくりに努めてまいります。花き・観葉につきましては、いぶすき花き振興連絡会を中心に、花き・観葉生産者や関係機関と連携しながら、生産安定と品質向上に努め、消費者動向を的確に把握し、他産地に先駆けた新品目の調査、研究に努めてまいります。

病害虫防除対策につきましては、市民、関係機関の協力により、今年2月から県による防

除効果確認調査が始まりました。今後も、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの一日も早い根絶に向けて、市民・事業所等への広報活動を推進するとともに、農林水産省門司植物防疫所や鹿児島県病害虫防除所と連携して防除活動を推進してまいります。

畜産につきましては、口蹄疫の発生や飼料価格の高騰による生産コストの高止まりや景気後退に伴い、枝肉価格が低迷するなど、厳しい経営状況にあります。今後も、防疫体制について引き続き畜産農家の方々への周知徹底に努め、自給飼料確保のため、飼料イネ、かんしょツルの実証拡大を推進しながら、無利子の家畜購入資金貸付や酪農ヘルパー事業等を実施してまいります。養鶏につきましては、高病原性鳥インフルエンザなど、伝染病等の防疫対策を講じながら、生産性の向上による経営安定とふん尿処理対策、環境保全が図られるよう努めてまいります。

耕地事業につきましては、基幹農道の南薩東部地区広域営農団地農道について、平成24年度完成を目指してまいります。併せて、経営体育成基盤整備事業の平成24年度完成に向けての取組を強化し、また、シラス対策事業や本年度から着手する土砂崩壊防止事業など、今後も農業生産基盤の整備を進めてまいります。さらに、平成19年度から5か年計画で取り組んでいる農地・水・環境保全向上活動支援事業を積極的に推進いたします。

林業につきましては、今後も集団間伐や松くい虫の防除事業等を推進するとともに、森林整備地域活動支援交付金制度の活用を更に推進し、森林の持つ多面的機能の発揮に努めてまいります。

水産業につきましては、水産資源の減少、漁価の低迷等により漁業経営は厳しい状況にあることから、資源管理型漁業の推進及び地域特産魚や養殖魚の販売促進など、漁業経営の強化に努めてまいります。また、漁協、行政機関等の連携により共販体制を確立するとともに、地元直販店へ出荷する地産地消の取組や、大消費地への販路拡大など、漁業経営体の育成を図ってまいります。カツオの水揚げにつきましては、海外巻き網船の誘致や、鰹節原料確保のための施設整備を推進し、鰹節製造業の振興に努めてまいります。今和泉漁港・山川漁港・川尻漁港の整備につきましては、漁港整備長期計画に基づき推進してまいります。いぶすき山川港特産市場・活お海道につきましては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業を契機に、観光客と市民との交流促進、観光情報等の提供の場として更に活用し、地域の特性を生かした地先で獲れた新鮮な魚介類や鰹節、さつま揚げなどの水産加工品、近隣で生産される新鮮な農産物等の宣伝販売を強化してまいります。

商工業につきましては、依然として厳しい経済状況が続いておりますが、これまで商店街や中心市街地の活性化に向け、地域の商工業者を中心に、温たまらん井やソラ豆スイーツ、温たまらん豚の開発、いぶすきマルシェやいぶ好夏祭り等の新しいイベントも開催されました。今後もこのような地域の皆さんの活力を生かしながら、連携した商工業の発展に向けた施策を推進してまいります。また、企業、関係機関、市民、行政が一体となって、異業種交

流や農工商連携を促進し、従来の一次産業の付加価値を高めた1.5次産業や2次産業、3次産業の発展に努めるとともに、中心市街地の活性化事業や商店街街路灯維持、商工業制度資金利子補給、商工会議所や商工会が実施する商品券事業等につきましても、引き続き支援してまいります。

雇用につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業等の基金事業を積極的に活用して、雇用の創出を推進するとともに、指宿公共職業安定所や県雇用労政課等の関係機関との連携、また、起業や事業規模拡大による雇用の創出など、雇用創出に向けた施策に取り組んでまいります。また、消費者トラブルの未然防止とその救済のために、相談窓口、市、警察等の関係機関との連携を図りながら、速やかな情報提供や消費者教育・消費者啓発等の充実に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、運休しておりました、山川・根占航路がこの3月より暫定運航が開始されることとなりました。夏の本格運航に向けて、この航路の継続かつ安定的な運航のための施策を推進してまいります。また、地域住民の通院・通学・買物等、日常生活にとって必要不可欠な交通手段である路線バスの運行を維持するため、国庫補助制度を活用し、路線バスの維持・確保を図るとともに、市内循環バスの利用促進を図ってまいります。

観光につきましては、昨年春、宮崎県で発生した家畜伝染病、口蹄疫の影響や、最近では、出水で発生した、鳥インフルエンザの影響、また、霧島の新燃岳の噴火により、宿泊予約がキャンセルされるなど、観光需要の低迷が危惧されるところでありますが、観光は地域経済に大きな波及効果をもたらすことから、その振興に一層積極的に取組ながら、加えて東アジア、特に中国・韓国との交流を推進し、誘客促進に努めていくことが必要であると考えております。このため、3月12日の九州新幹線鹿児島ルート全線開業並びに指宿枕崎線観光特急列車、指宿のたまて箱の運行を観光振興の千載一遇の機会ととらえ、関係団体と連携した、九州新幹線鹿児島ルート利用促進キャンペーンの事業展開を図るとともに、広域的な観光ルートづくりを、県や県観光連盟、関係市町等と連携して推進してまいります。全線開業対策といたしましては、現在、県や民間団体と協働して、魅力ある観光地づくり事業を推進していますが、引き続きJR主要駅周辺等に花木植栽などの整備を行ってまいります。また、全線開業に併せて、3月18日から5月22日までの日程で、第28回全国都市緑化かごしまフェアが開催されます。メイン会場の吉野公園、サブ会場の鹿児島ふれあいスポーツランドはもとより、本市の指宿駅前や池田湖畔の花畑、道の駅いぶすき・彩花菜館、いぶすき山川港特産市場・活お海道、天然砂むし温泉・砂楽、魚見岳などが、協賛会場、あるいは回遊拠点となっていることから、官民一体となり花壇整備などを行い、受入体制の充実に努めてまいります。

イベント対策につきましては、菜の花マラソン大会や菜の花マーチなど、数多くのイベントが開催され、観光客誘致に大きな効果を上げています。今後も、それぞれのイベントの内容等を充実させるとともに、おもてなしの輪を拡げ、更なる観光客の誘致を図ってまいります。

いと考えております。知林ヶ島の利活用につきましては、環境省直轄事業による遊歩道や展望台、休憩所などの整備が進み、今後は、花と緑と環境の島として更なる充実を図るとともに、地域住民や関係機関が一体となり、管理運営及び利活用の協議を進めてまいります。唐船峡そうめん流し事業につきましては、これまでも様々な改革を行ってきたところであります。九州新幹線鹿児島ルート全線開業により、来客数の増加が見込まれる中、職員・従業員の心のおもてなしになお一層努力し、また、今後も更なる経営改革を行い、売上増を目指すとともに、地域住民や観光客の憩いの場、交流の場として施設の維持管理及びサービス向上に努めてまいります。

温泉施設の砂むし会館・砂楽、山川砂むし保養施設及びヘルシーランドにつきましては、指定管理者と連携しながら、もう一度訪れたい指宿温泉づくりを目指して、健全経営に努めながら、安全で快適な施設の維持管理を行ってまいります。

### 3 土木行政について

次に、土木・建設などのまちづくり全般についてであります。国の補助金一括交付金化等の公共事業予算見直しが実施され、その交付金につきましても縮減される等、公共事業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、経済情勢や地域の実情を踏まえ、真に必要なインフラ整備を機動的かつ弾力的に進めてまいります。交通基盤施設整備につきましては、幹線道路、生活道路の整備を実施し、道路・交通網の構築を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保を図り、市民の利便性向上を図ってまいります。また、国土防災施設整備の観点から、河川、海岸、急傾斜地等の整備を行い、安全・安心なまちづくりに努めるとともに、生活基盤施設整備として公共下水道施設の整備や公営住宅の整備などを実施し、住みやすい魅力溢れるまちづくりに努めてまいります。幹線道路網の整備につきましては、社会资本整備総合交付金事業を活用し、広域農道南薩東部地区の鎮守山線と松ヶ窪尾下線において、平成24年度完成を目標に改良舗装工事を実施してまいります。また、国の事業としましては、国道226号の岩本交差点改良事業が実施され、県事業としては、指宿鹿児島インター線、池田工区の道路整備事業が計画されており、これらの事業により、市内各地へのアクセス向上に努めてまいります。生活道路の整備につきましては、魚見校グラウンド線、宮久保線、小牧中通り線、利永尾下線、成川浜線、一里塚線等の改良舗装工事と、十二町海岸通り線の逆瀬川橋橋梁架替工事などを過疎対策事業債の有利な起債を活用して整備をするよう計画しております。また、これらの新設改良工事のみならず、道路等の維持補修にも引き続き務めてまいります。急傾斜地の整備につきましては、川尻地区と細田西地区の急傾斜地崩壊危険区域を昨年引き続き、県単事業で計画し、安全性を高めるよう努めてまいります。また、国・県の事業であります港湾、海岸等の整備につきましては、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。主な負担金事業としましては、東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業が計画されております。指宿港海岸の整備につきましては、平成23年度予算

政府原案に指宿港海岸保全施設整備事業の事業化検証調査予算が盛り込まれたところであり、官民一体となった更なる要望活動等が求められているところでもあります。今後も関係者の方々のご協力をいただきながら、事業の実現に向け努力を重ねていきたいと考えております。

都市計画につきましては、利便性に優れた快適なまちを目指し、都市施設の整備改善を行い、魅力溢れる街並みの形成を図るため、次の事業を展開してまいります。湊土地区画整理事業につきましては、中心市街地として、住みやすい魅力溢れるまちづくりのため、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業の早期完成を目指してまいります。十町土地区画整理事業につきましては、市役所周辺を行政の中心地として住みよい市街地の形成を目指し、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業を推進してまいります。街路事業につきましては、JR指宿駅へのアクセス道路である渡瀬通り線、県道指宿停車場線の早期完成を目指し、県と協力しながら整備を進めてまいります。また、庁舎潟山線では、十町土地区画整理事業の進捗との整合を図りながら、事業の推進に努めてまいります。公共下水道事業汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、面整備を進めてまいります。雨水整備計画につきましては、十町土地区画整理事業に伴う雨水幹線の整備を行うとともに、潟口雨水ポンプ場改築事業を含めた総合的な浸水対策事業に取り組んでまいります。浄水苑・汚水中継ポンプ場・管きょ等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づいて実施してまいります。また、汚水施設の浄水苑・中継ポンプ場及び雨水施設の潟口雨水ポンプ場、潟山ゲートポンプ場、仮設ポンプ場等、下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境の確保に努めてまいります。

公営住宅事業につきましては、指宿地域68棟516戸、山川地域47棟133戸、開聞地域62棟142戸の計177棟791戸の市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、山川地域土矢倉団地1棟8戸の外壁改修、同じく土矢倉団地3棟12戸、開聞地域西開聞2号団地3棟6戸の合併浄化槽への改修を実施いたします。今後も市営住宅の整備・改善等を年次的に計画し、良好な居住環境の創生を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等の用地管理についても未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道につきましては、事業開始以来、その普及と健全な発展に取り組んでまいりました。これまで年次的・計画的に整備を進め、現状では給水区域の平均普及率も99%を超えるほどになりました。近年、節水型社会の到来による水需要の減少など、構造変化が見受けられますが、今後も、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、常に公共性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給してまいり

ます。今年度は有収率の改善を図るため、摺ヶ浜地区の漏水調査を行うとともに、安全な給水体制の構築や老朽管更新等を行います。管路整備事業では、送・配水管の新設工事として、十町土地区画整理配水管工事など4路線、改良工事については、魚見送水管布設替など10路線のほか、制水弁の設置工事を、施設整備事業では、小雁渡浄水場実施設計委託などを計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

#### 4 教育行政について

次に、教育行政についてであります。市発展の礎は、故郷の未来を担う青少年の育成にあります。青少年が変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に自覚し、それぞれが連携して、地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが大事であります。本市教育委員会では、教育振興施策についての基本的な計画として、指宿市教育振興基本計画を策定いたしました。この計画では、基本理念に、心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を掲げ、知・徳・体の調和が取れ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間、伝統と文化を尊重し、それを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間の育成を目指すとともに、その実現に向けて、今後5年間に取り組む施策を示しております。今後、この計画に基づいて、学校・家庭・地域・行政等が連携・協力し、地域の子供は地域丸ごとで育てるという気風の確立に努めるとともに、新しい時代に対応した教育の推進に向けて取り組んでまいります。

学校の施設整備につきましては、地域住民等から構成される指宿市学校施設整備計画検討委員会からの答申等を踏まえ策定しました、指宿市望ましい学校環境整備計画に基づき、長期的かつ継続的な投資効果が得られるよう、教育環境の整備を図ってまいります。特に、児童・生徒に安全・安心で良好な学習の場を提供できるよう耐震補強工事、校舎等の維持補修、グラウンドの整備などを行い、さらに、パソコンなど教材教具の備品整備に努めてまいります。また、北指宿中学校体育館の改築は、学校や地域住民等の要望を反映した実施設計を終え、改築工事を実施してまいります。学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す、生きる力の育成に努めてまいります。確かな学力を育成するために、学習指導につきましては、基礎・基本定着度調査や標準学力検査等の結果を活用し、きめ細かな指導をより一層充実させるなど、基礎的・基本的な知識や技術技能習得に努めてまいります。また、それを活用し、課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力を確実に身に付けさせるための指導方法の改善や、創意工夫した特色ある教育活動を推進してまいります。さらに、小・中・高等学校の連携を深め、日々の授業の充実を図り、学習に取り組む意欲の向上に努めてまいります。読書指導につきましては、思考力や表現力を高めるために、各学校における多彩な読書活動をこれまで以上に推進するとともに、学校・家庭・地域が連携し、主体的、意欲的に読書に親しむ、

読書の街づくりに努めてまいります。豊かな心を育成するために、道徳教育につきましては、道徳の時間を要として、各教科の授業や体験活動等、全教育活動を通して、児童・生徒の道徳性の育成に努めてまいります。また、環境の異なる地域での体験や相互の交流活動を通して見聞を広め、豊かな人間性を育てるために千歳市との青少年交流事業を推進してまいります。生徒指導につきましては、いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題に対応するために、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するとともに、適応指導教室、はしむれ教室を開設し、学校と家庭、関係機関等が連携した環境づくりに努めてまいります。特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、特別支援学校と小・中学校との交流を進めるとともに、特別支援教育支援員を配置し、家庭や関係機関と連携し、個々の障害の程度に応じた指導や支援を行うように努めてまいります。キャリア教育につきましては、将来、社会人・職業人として自立していく上で必要とされる望ましい勤労観や職業観を育むために、市内の各事業所等と連携し、すべての中学2年生が一斉に5日間の職場体験を行うキャリア・スタート・ウィークの充実に努めてまいります。メディア教育の推進につきましては、児童・生徒がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、情報活用能力の育成が図られるよう、ICTを十分に活用した取組を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラルを身に付けるための学習指導を充実してまいります。健やかな体を育むために、体育・健康に関する指導につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を活用するとともに、いぶすき菜の花マーチ等の各種行事と連動させて、走力、持久力などの向上に努めてまいります。また、感染症対策など、児童・生徒の健康課題に適切に対応し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、保健所や栄養教諭などと連携して、健康教育の充実に努めてまいります。児童・生徒の安全確保につきましては、スクールガード、PTA、地域住民、関係機関等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに努めてまいります。

教職員の資質や指導力の向上につきましては、指導が形骸化しないよう研修の在り方を工夫し、講師を招へいしての研修を積極的に推進するとともに、経験者研修をはじめとする学校内外での教職員研修の充実に努めてまいります。地域に開かれ、地域に根ざした教育活動を展開するため、学校評議員制度の適正な実施や、学校便り等の積極的な情報公開に努めるとともに、地域が育むかごしまの教育県民週間の取組などを通じて、地域丸ごとの教育を推進してまいります。

環境教育につきましては、学校版ISOの取組を更に進めるとともに、児童・生徒が環境問題について関心を持ち、自ら進んで解決に取り組む態度を身に付けるため、学校・家庭・地域で環境に取り組んでいる団体等との連携を図り、指導の充実に努めてまいります。指宿

商業高等学校では、韓国、永化女子情報高校からの訪問だけでなく、相互交流を行い、国際化に対応できる生徒の育成を図ってまいります。また、企業や地域と連携した商品開発など、特色ある教育活動を通じたビジネス教育を充実し、上級資格取得や生徒の適正、能力、個性に応じた進路の実現を目指してまいります。

社会教育につきましては、年々多様化する市民の学習意欲に対応できる市民講座等の充実を図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会を目指してまいります。また、地域ぐるみで学校の教育活動をボランティアにより支援する学校応援団事業を市内の全小・中学校に展開し、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保するとともに、地域や家庭の教育力の向上を図ってまいります。

青少年教育につきましては、体験活動の充実を図るとともに、地域の人材を生かしながら、地域全体で地域の子供を守り育てる機運づくりに努めてまいります。また、中・高校生を姉妹都市であるオーストラリア連邦ロックハンプトン市へ派遣するとともに、相互交流を行うことで異文化を体験し、国際感覚を持った青少年の育成を図ってまいります。さらに、人吉市との相互交流を通して、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。

次に、文化の振興であります。市内には国指定史跡の橋牟礼川遺跡や国の登録有形文化財など、長い歴史の中で先人たちが残した貴重な文化財が多く残されております。今後も国・県と連携を図りながら、その保存・活用に努めてまいります。時遊館C O C C Oはしむれでは、市の歴史、自然、文化を活用するために、指宿丸ごと博物館企画展の開催をはじめとする教育活動を展開するとともに、市民の方々と協力し、市の新たな魅力の発掘と普及、そして活用に努めてまいります。さらに、小惑星探査機・はやぶさ帰還カプセルの展示を行うなど、魅力ある博物館運営を展開してまいります。

図書館につきましては、指定管理者と連携を図りながら、施設のより効果的・効率的な管理運営を行い、市民に親しまれる図書館として一層のサービスの向上に努めてまいります。また、図書館の電算化と環境整備を行うことで、市内全域での図書館利用の促進を目指すとともに、小・中学校との連携にも努めてまいります。

社会体育につきましては、市民が、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションを気軽に親しむため、総合型地域スポーツクラブと連携した更なる取組と、市体育協会や各種競技団体等と連携・協力を図り、効果的な事業を展開しながら、スポーツ人口の底辺拡大と生涯スポーツの振興に努めてまいります。また、市民にとって身近で気軽に利用できる学校体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を促進してまいります。スポーツ施設の整備・充実につきましては、市営陸上競技場大規模高機能化改修事業や指宿総合体育館トレーニング用器具設置事業を行い、市民の体力づくりや競技力の向上などに努めてまいります。

学校給食につきましては、食の安全を第一に、栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努め、学校給食を通じての食育の取組を推進してまいります。特に、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の実態を把握し、十分な栄養摂取と楽しい食事ができるよう、給食の提供に努めてまいります。また、特別支援学校の生徒の社会的自立を図るため、学習の場として学校給食センター施設を提供してまいります。

#### 【 】 予算の大綱

次に、平成23年度の当初予算の大綱について申し上げます。本市の財政見通しは、国の歳入・歳出改革や先行き不透明な経済状況の中、自主財源である市税等収入は伸び悩み、地方交付税も今後5年間の算定基礎数値となる国勢調査人口が減少したことから、増加を見込めない状況にあります。また、これまで行政改革大綱や集中改革プラン等に基づき、各種補助金や負担金の見直し、受益者負担の適正化、職員の定員管理及び人件費の削減等に努めているものの、なお、少子高齢化等に伴う社会保障関係費の自然増や拡充、さらには、清掃センターや各学校等の公共施設の維持補修費が年々増加しており、今後も、依然として財源不足が生じることが予想されるところであります。このような厳しい財政状況を踏まえ、予算編成にあたりましては、歳入に見合った歳出構造への転換を着実に図り、効率・効果的な事務事業の推進と、経常収支比率の改善に資するため、施策別事業優先度評価による事務事業の見直しや、光熱水費等の経常経費の縮減等を徹底したところであります。また、歳入の編成にあたりましては、償還元金を上回らないよう新規起債発行額を抑制しながら、財政調整基金からの繰入れに頼ることなく財源を確保するとともに、歳出の編成にあたりましては、新たな行政・地域課題への重点配分にも努めたところであります。一方で、国は平成22年度補正予算において、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するとともに、平成23年度では、財政運営戦略・中期財政フレームに定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現するとの基本的考え方により予算を編成しております。このため、本市も国の施策に呼応して、平成22年度補正予算で、北指宿中学校体育館建設事業や小・中学校の耐震補強工事、きめ細かな交付金事業及び住民に光をそそぐ交付金事業として、総額8億4,000万円ほどの各種の繰越明許費事業を計上し、平成23年度当初予算も緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業に積極的に取り組むこととしております。さらに、本年度は九州新幹線鹿児島ルート全線開業や、観光特急・指宿のたまて箱運行等、指宿市が大きく発展する千載一遇の年でもあることから、積極・果敢な観光浮揚策に取り組むとともに、農林水産業等の基幹産業の振興、市民の健康と福祉の充実、市民が安全で安心して暮らせるまちづくり、教育・スポーツ・文化の振興など、新たな地域課題へ重点的に配分し、積極的に取り組むものであります。

平成23年度の当初予算は、

一	般	会	計	201億1,700万円
---	---	---	---	-------------

国民健康保険特別会計	73億5,736万円
後期高齢者医療特別会計	5億6,977万1千円
介護保険特別会計	38億8,715万3千円
温泉配給事業特別会計	4,132万6千円
唐船峡そうめん流し事業特別会計	2億2,537万4千円
公共下水道事業特別会計	9億5,853万円
水道事業会計	
収益的収入	7億7,266万3千円
収益的支出	6億9,124万1千円
資本的収入	55万円
資本的支出	4億2,835万9千円

を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出の予算の概要につきましては、お示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願い申し上げます。

以上、向こう1年間の市政運営について基本的な姿勢と予算等について申し上げてまいりましたが、先行き不透明なこの時代だからこそ、行政においては、未来を切り拓いていく知恵と情熱を持って、主体的な行政を推進していくことが極めて大切であると考えております。同時に、本市の市民力と地域力を信頼し、市民の皆様の声に積極的に耳を傾け、共生協働のまちづくり、地域に根ざしたまちづくりを進めることが、指宿市の輝ける未来への礎になると確信しているところであります。つきましては、市議会の皆様をはじめ、市民の皆様への市政に対するより積極的なご参加と市政に対するご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次、第1回市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件8件、辺地総合整備計画に関する案件1件、条例に関する案件9件、市道の認定に関する案件1件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件2件の計29件であります。

議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、議案第27号、平成23年度指宿市水道事業会計予算について、までの27議案の詳細につきましては、所管の部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額

に歳入・歳出それぞれ7億1,523万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を218億6,898万7千円にしようとするものであります。第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、5ページからの第2表、繰越明許費補正でお示しのとおり、情報機器整備事業等の地域活性化・きめ細かな交付金事業で21事業、図書館整備事業等の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業で2事業、市道の新設改良事業や地域活力基盤創造交付金事業等で9事業の合計32事業に繰越明許費の金額を設定するものであります。第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、6ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、事業費の確定及び借入額の確定に伴い、債務負担行為の変更をするものであります。第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、小・中学校耐震補強工事及び北指宿中学校体育館建設事業に係る過疎債の追加と、各起債事業費の確定に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。今回の補正の主な内容は、平成22年度事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額、または不用額の整理等に併せて、国が平成22年10月8日に閣議決定した、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を踏まえ、平成22年度補正予算で新たに創設した、地域活性化・きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金の活用事業費を計上しております。きめ細かな交付金の活用事業費としては、別冊の平成22年度指宿市各会計3月補正予算の概要の8ページ以下にお示しのとおり、電算システム無停電電源装置のバッテリー交換や市税等納付書の読取装置であるOCR機器の購入を行う情報機器整備事業等の21事業で、総額2億945万4千円を計上しております。住民生活に光をそそぐ交付金の活用事業費としては、消費生活相談員を1名雇用する消費生活相談員事業と、図書館電算化システム導入や施設整備を行う図書館整備事業の2事業で、総額4,845万6千円を計上しております。また、平成22年度に前倒しすることで、国庫補助金が上乘せとなることから、当初計画で平成23年度実施予定としていた小学校・中学校の耐震補強工事及び北指宿中学校体育館建設に係る事業費の計上を追加しようとするものであります。その内訳は、今和泉小学校の屋内体育館の耐震補強を行う小学校耐震補強工事で2,775万円、また、西指宿中学校及び開聞中学校の特別教室棟の耐震補強を行う耐震補強工事で5,448万円、北指宿中学校体育館の建設事業費で4億9,837万7千円をそれぞれ計上するものであります。なお、今回の補正の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、国勢調査に係る調査員報酬の執行残や職員の育児休業・退職・休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減額であります。各目の人件費につきましては、40ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。また、各特別会計と水道事業会計の補正予算についても、別冊の平成22年度指宿市各会計3月補正予算の概要を、お手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の9ページをお開きください。

議案第9号、尾下辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、であります。本案は、尾下辺地に係る公共的施設の整備を行うため、お示しのとおり、総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。本事業は、事業費総額3,500万円で平成23年度において、尾下辺地に飲用水供給施設を整備し、飲用水の安定確保及び安心・安全な水の供給を図るものであります。

次は、提出議案の11ページをお開きください。

議案第10号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、であります。本案は、人事院勧告に基づき改正されている、国や県等の職員の勤務時間に準じ、本市職員の勤務時間を改正するほか、支給率が異なる1か月に60時間を超える時間外勤務時間数の積算基礎に、日曜日または日曜日に相当する日の勤務の時間を含めることとするため、関係する条例の所要の改正をしようとするものであります。主な改正内容についてご説明申し上げますので、12ページをお開きください。

指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例として、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例のほか、関係条例4件を改正することとしております。まず第1条では、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正において、職員の1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改め、再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を16時間から32時間までの範囲内となっているのを、15時間30分から31時間までの範囲内に改め、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間を32時間までの範囲内となっているのを31時間までの範囲内に改め、これら1週間の勤務時間について、1日に割り振る勤務時間を8時間から7時間45分に改めるほか、勤務時間内に配置している休息時間を廃止しようとするものであります。次に第2条では、指宿市職員の育児休業等に関する条例の改正において、育児休業法の規定により、条例で定める育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間の形態について、20時間、24時間または25時間となっているのを、19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分に改正しようとするものであります。次に第3条では、指宿市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の改正において、職員団体のための行為ができる場合について、1か月に60時間を超える時間外勤務に対して割増して支給される時間外勤務手当に換えて指定する時間外勤務代休時間を追加しようとするものであります。次に第4条では、指宿市職員の給与に関する条例の改正において、短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給割合を変更する勤務時間について、8時間に達するまでとなっているのを7時間45分に達するまでに改正しようとするものであります。次に第5条では、指宿市立学校職員の給与、休日、休暇及び勤務時間、旅費、定年並びに退職手当に関する条例の改正において、指宿市立の学校に勤務する市職員の休憩時間について、鹿児島県学校職員の例に改正し

ようとするものであります。なお、附則において、この条例は平成23年4月1日から施行するものとしております。

次は、提出議案の64ページをお開きください。

議案第20号、平成23年度一般会計予算について、から、議案第27号、平成23年度指宿水道事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の平成23年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計の歳入・歳出の概要をお示しし、また、別冊平成23年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長（井元清八郎） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

議案第11号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、国民健康保険特別会計の事業運営の安定化及び健全化並びに受益者負担の適正化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。平成23年度国民健康保険特別会計の歳入・歳出予算において、平成22年度税率では、医療費の増加等により、基礎課税額である医療分に1億3,200万円の不足額が見込まれるところであります。この不足額につきましては、財政調整基金から8,000万円を繰入れ、残りの不足額5,200万円について税率の改正により調整しようとするものであります。改正の内容としましては、お示しのとおり不足額が生じる医療分の所得割、均等割、平等割の税率及び額の改正と、この改正に伴う、7割、5割、2割軽減の軽減額を改正しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 52分

再開 午後 0時 57分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

議案第12号、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。

本案は、国民健康保険法及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。改正の内容につきましては、出産育

児一時金は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的措置として、35万円を39万円に引き上げて支給しておりますが、平成23年4月1日から恒久的措置として引き上げが継続されることになったこと、また、国民健康保険法第72条の4が削除され、第72条の5が第72条の4に繰上げされたことに伴い、この条例中の引用条項を改正するものでございます。

次は、提出議案18ページをお開きください。

議案第13号、指宿市乳幼児医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、子供たちの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子供たちの健康の保持と健やかな成長を図ることを目的に、これまで小学校就学前までの乳幼児を対象として、医療費の一部を助成しておりましたが、今回、支給対象児童の年齢枠を疾病にかかりやすい小学校3年生まで拡充するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成23年6月1日から施行するとともに、平成23年6月1日以降の診療に係る医療費について適用するとしているところでございます。

次は、提出議案の20ページをお開きください。

議案第14号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、であります。

本案は、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により、施設使用料等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

21ページをお開きください。

改正の主な内容は、まず第11条関係については、別表に規定する使用料をお示しのとおり改正し、第12条は、減免規定を規則に委任しようとするものであります。なお、附則において、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

産業振興部長（吉井敏和） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の49ページをお開きください。

議案第17号、指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について、であります。

本案は、本市に整備されている農業関連施設の使用料について、第二次集中改革プランに基づき作成した使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により、施設使用料等の見直しを行うため、関係条例の所要の改正をしようとするものであります。

50ページをお開きください。

第1条から第6条において、山川多目的研修館、開聞営農研修センター、開聞加工センター、開聞農業構造改善センター、開聞農村環境改善センター、レイクグリーンパークの6施設の使用料をお示しのとおり改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例

は平成23年10月1日から施行することとしておりますが、レイクグリーンパークにつきましては、現在、指定管理者の指定を行っておりますので、平成24年4月1日からの施行となります。

次は、提出議案の56ページをお開きください。

議案第18号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、であります。

本案は、コミュニティセンター愉徒里館、かいもん山麓ふれあい公園、レジャーセンターかいもん、そばの館皆楽来及び親水地について、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により、施設使用料等の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

57ページをお開きください。

改正の主な内容は、まず、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例については、別表の施設使用料をお示しのとおり改正しようとするものであります。次に、指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例については、別表の施設使用料の区分を現状に即して整理するとともに、使用料等をお示しのとおり改定しようとするものであります。指宿市レジャーセンターかいもん条例については、別表第1及び別表第2を一つにまとめて、施設使用料の区分を現状に即して整理するとともに、使用料等をお示しのとおり改定しようとするものであります。指宿市そばの館皆楽来及び親水地条例については、別表の施設使用料をお示しのとおり改定しようとするものであります。また、それぞれの条例で定めている減免規定を、規則に委任しようとするものであります。なお、附則において、施行期日を平成23年10月1日からとし、経過措置として、この条例の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の62ページをお開きください。

議案第19号、市道の認定について、であります。

本案は、1路線の市道認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。新たに市道認定しようとする田畑前田線は、指宿市十町地内、指宿内科の南側にある開発行為により宅地造成された寄付採納路線で、指宿市十町字田畑前田949番2地先から、指宿市十町字楠田976番1地先までの延長422m、幅員6mの区間を市道認定しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

教育部長（吹留賢良） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の23ページをお開きください。

議案第15号、指宿市立公民館条例及び指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例の一部改正について、であります。

本案は、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針による施設使用料等の見直し、また、公民館の地番変更を行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

24ページをお開きください。

改正の主な内容は、指宿市立公民館条例では、第9条の使用料規定から、減免の規定を削除し、第10条で減免規定を規則に委任し、関係条項の整理をするものであります。また、指宿市立今和泉校区公民館の位置が、合筆により訂正されたことに伴い、同公民館の位置を訂正し、別表第3の公民館使用料の区分を整理し、使用料をお示しのとおり改定するものであります。指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例では、第11条の減免規定を規則に委任し、別表第2の施設使用料をお示しのとおり改定するものであります。なお、附則において、施行期日を平成23年10月1日から施行し、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

次は、提出議案の27ページをお開きください。

議案第16号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により、本市体育施設使用料等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

28ページをお開きください。

改正の主な内容は、まず第2条の表中、大成体育館は、老朽化のため天井板落下の危険性があることから、施設利用の廃止をしようとするものであります。次に、第7条関係、別表第1から第21に規定する施設使用料をお示しのとおり改定し、第8条においては、使用料減免規定を、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき明確化するため、教育委員会規則に委任しようとするものであります。なお、附則において、施行期日を平成23年10月1日から施行し、経過措置としてこの条例の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。  
議長（松下喜久雄） ただいま議題となっております、議案第1号から議案第27号までの27議

案に対する質疑等は、3月3日に行います。

#### 議案第28号及び議案第29号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第30、議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第31、議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。提出議案の72ページをお開きください。

まず、議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、開聞地区の現委員であります中村まゆみ氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりでございます。同氏には、平成20年7月1日から同地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員候補者として適任者であると思っております。

次は、73ページをお開きください。

議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、山川地区の現委員であります宮地京子氏が本年6月30日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに河本佳子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりでございます。同氏は、現在、指宿市男女共同参画推進懇話会委員として男女共同参画社会づくりの推進のためにご尽力いただいております。また、広報いぶすきの音訳、点訳のボランティア活動を通じて、障害を持つ方々の人権にも多く関わってこられていることから、当該委員候補者として適任者であると思っております。

よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時14分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第28号及び議案第29号（質疑、委員会付託省略、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号及び議案第29号の2議案は、委員会付託を省略  
いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第29号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いた  
しました。

これより、採決いたします。

まず、議案第28号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、同意することに決定いたしました。

新たに受理した請願1件及び陳情2件一括上程(委員会付託)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第32、新たに受理した請願1件及び陳情2件を議題といたしま  
す。

請願1件及び陳情2件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所  
管の常任委員会に付託いたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたしま  
す。

散 会

議長(松下喜久雄) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

議 員 田 中 健 一

## 第1回指宿市市議会定例会会議録

平成23年3月3日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第3号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第4 議案第4号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第5号 平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第8号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第1号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第10 議案第9号 尾下辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第11 議案第10号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 指宿市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 指宿市立公民館条例及び指宿市考古博物館時遊館COCO橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 市道の認定について
- 日程第21 議案第20号 平成23年度指宿市一般会計予算について

- 日程第22 議案第21号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計予算について  
日程第23 議案第22号 平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第24 議案第23号 平成23年度指宿市介護保険特別会計予算について  
日程第25 議案第24号 平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について  
日程第26 議案第25号 平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について  
日程第27 議案第26号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について  
日程第28 議案第27号 平成23年度指宿市水道事業会計予算について

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
6番議員	木原繁昭	7番議員	高田チヨ子
8番議員	新宮領進	9番議員	下川床泉
10番議員	中村洋幸	11番議員	前之園正和
12番議員	物袋昭弘	13番議員	前原六則
14番議員	福永徳郎	15番議員	新川床金春
16番議員	六反園弘	17番議員	前田猛
18番議員	大保三郎	19番議員	下柳田賢次
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

---

1. 欠席議員

5番議員 田中健一

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	富 永 信 一
総 務 部 長	渡 瀬 貴 久	市民生活部長	井 元 清八郎
健康福祉部長	田 代 秀 敏	産業振興部長	吉 井 敏 和
建設 部 長	吉 永 哲 郎	教 育 部 長	吹 留 賢 良
山川支所長	岩 崎 三千夫	開 闢 支 所 長	中 間 竜 郎
産業振興部参与	浜 田 淳	総 務 課 長	森 健 一
財 政 課 長	邊 見 重 英	行政改革推進室長	迫 田 福 幸
税 務 課 長	大久保 正 一	健康増進課長	前之園 透
観 光 課 長	下 吉 耕 一	市民スポーツ課長	中 村 幸 男
水 道 課 長	松 元 修		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	新 村 光 司	次長兼議事係長	福 山 一 幸
主幹兼調査管理係長	上 田 薫	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、木原繁昭議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

議案第2号～議案第8号（質疑、委員会付託省略）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第2号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、から、日程第8、議案第8号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第8号までの7議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第8号までの7議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第8号までの7議案に対する討論等は、3月18日に行います。

議案第1号、議案第9号～議案第27号（質疑、委員会付託）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第9、議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、日程第28、議案第27号、平成23年度指宿市水道事業会計予算について、までの20議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案の第11号・13号，そして，14から18はまとめて，そして，20号というふうに通告をしてあります。

まず，議案の第11号ですが，国保税の引き上げについてとなっております。私はこれまで国保税が高くて生活を圧迫している，国保税は一般会計からの繰入れなどをして，引き下げるべきではないかということ繰返し要求をしてきました。豊留市長になってからも，何回か一般質問で取り上げてきたわけですが，所得300万円で4人家族の場合，国保税が43万4千円になる。これはどう見ても高いのではないかと一般質問等で質問をしますと，市長は，高いということは十分認識していると，あるいはこのような国保税では，生活が大変だろうと答弁をしてきたところであります。下げるという前提ではないかと，両方を，つまり上げる，引き下げる，ですね，両方を視野に入れて検討をするんだというふうに言ってきたわけであります。そこで伺いますが，まず，どのような経緯を経て引き上げになったのか。次に，引き上げの幅はどのように決定をされたのか。また，引き下げるための検討はなされたのかどうか，伺います。

13号についてですが，乳幼児医療費の助成についてです。子供医療費の助成について，当市では乳幼児医療費助成制度であります，以前は6歳になる誕生日までということでした。これが6歳になっての年度末，つまり，小学校入学前までになったものの，県内各市は小学校卒業まで，中学校卒業までを対象にするところも出てきておまして，指宿市の制度は県下でも最低レベルのものとなっていました。今回，9歳になる年度末，つまり，小学校3年生まで対象を広げるという議案が出ているわけですが，私は，中学校を卒業するまでを展望しつつ，当面小学校を卒業するまでを対象にすべきだと，また自己負担をなくして，完全無料にすべきだと，併せて現物支給方式に改めるべきだというようなことを要求してきたわけであります。今回の改正を前進への一步として歓迎をすることに変わりはありませんけれども，それにしても，ランナーに例えれば，最後を走っていたランナーが，後ろから2番目の人に並んだにすぎません。後ろから2番目の人に並んだわけで追いついてはいない状態ですから，依然として一番後ろを走っていると，例えて言うなら言えるのではないのでしょうか。そこで伺いますが，なぜ9歳までにとどまったのか。小学校を卒業するまでということは考えなかったのかどうか，伺います。

併せて，今回の改正で必要とされる経費はどれぐらいということに見込まれているのか伺います。

議案の14から18号，使用料・手数料関係のことですが，老人福祉センター，公民館，C O C C O 橋牟礼，体育施設，山川の多目的研修館，愉徒里館などの使用料などを全体として値

上げするものであります。実施時期は4月から、あるいは10月からなどでありますが、値上げ部分はどれぐらいになるという試算か。また、すべてを12か月に引き伸ばすと幾らぐらいの増額ということになるのか伺います。

また、合併時の基本方針の一つは、負担は軽く、サービスは高くということでしたが、それに照らしても、全体として引き上げていくということは問題ではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

それから、一般会計議案第20号ですが、平成23年度もまた事務事業の見直しがやられます。継続されるもの、廃止されるもの、改善されるものとあります。資料もいただいているところではありますが、集約的に継続、廃止、改善、それぞれの件数及び全体としての影響額を示していただきたいと思います。

新年度は豊留市長のカラーが出る最初の本格的予算であります。そこで、予算配分としてどこに力点を置いたのか、また、政策的に新しく予算化したり、充実をさせたもの、また、必要性は感じながらも積み残しになったものなど、示していただきたいと思います。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは、議案第11号、国民健康保険税条例の一部改正についてのところで、どのような経緯で引き上げになったのかということ、それから、引き上げ幅、それから、引き下げるための検討、それから、議案第13号、乳幼児医療費の助成条例の一部改正についてで、なぜ9歳までにとどまったのかということと、必要とする経費はどの程度か。それから、第14号で、使用料・手数料の関係で私どもの老人福祉センター条例の改正の部分がございまして、それに関連してご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

国民健康保険特別会計の運営状況につきましては、サービスは高く、負担は低くという理念の下、合併後、運営を行ってきたところでございます。国民健康保険の収支バランスを合併以降の単年度で見た場合、毎年度赤字という状況であり、財政調整基金から赤字分を繰入れながら、国保の運営を行ってきたのが実情でございます。平成21年度につきましては、7,000万円の国保税の引き上げをお願いし、22年度は平成21年度同様、国保税の引き上げを計画しておりましたけれども、インフルエンザ等の流行が指宿市内では蔓延しなかった点や、医療費適正化等の事業を積極的に推進したことが評価され、国の補助金が特別に3,500万円程度増額された点などから、平成21年度末の基金残高が当初4,000万と見込んでおりましたけれども、それが約1億6,500万となり、平成22年度の国保税の改正は見送ったところでございます。財政調整基金につきましては、合併時の平成17年度末時点では、約4億7,600万円ありましたが、平成23年3月末、22年度末では約8,000万円の基金残高と見込んでおります。この8,000万円につきましても、平成23年度の当初予算に繰入れる予定でございますので、平成23年度の国保運営は非常に厳しい状況でございます。これらのことから、国保税の見直しについて国保運営協議会に諮りましたところ、医療費適正化や収納率向上対策に努め

ることを附帯意見として税率改正を実施するとの答申を受けましたので、税率改正に取り組んだところでございます。

それから、引き上げ幅をどのように決定したのかということでございますが、平成23年度の国保運営を考えるときに、まず、考慮しなければならないことは、医療費の安定的な給付を確保することでございます。医療費の伸び率や国・県からの補助金等の状況、あるいは本市の一般会計からの支援など、国保の歳入・歳出の動向を総合的に検討したところでございます。その結果、平成23年度の必要経費は、約73億5,700万円程度となり、歳入では基金から8,000万円を繰入れ、また、税率も22年度と同様とした場合、約5,200万円の財源不足が見込まれたところでございます。このことから、加入者の相互扶助を柱とする国保制度の主旨を考えた場合、不足する5,200万円につきまして、国保税を改正することで、加入者の皆様にご理解を求めてまいりたいというふうにしたところでございます。

それから、引き下げるための検討はなされなかったのかということでございますけれども、不足する財源をどのようにすべきかを検討する中で、一般会計からの繰入れにつきましても、この3月補正におきまして、国保財政安定化支援事業分の約2,500万円を、また、平成23年度当初予算におきましても同様に、23年度当初予算費と比較いたしまして、約2,500万円を増額して、一般会計から繰入れをするようにいたしております。今まで、国保会計で予算計上しておりました、窓口担当の臨時職員の賃金や、保健事業の消耗品等約200万円も一般会計に組み替えをしたところでございます。このように、負担の軽減についても検討をいたしたところでございます。それでもなお不足する5,200万円の財源不足について、ご理解をお願いしようとするところでございます。

それから、議案第13号の乳幼児医療費の助成条例の一部改正でございますけれども、なぜ9歳までにとどまったのかということにつきましてでございます。今回の乳幼児医療費の一部助成の対象年齢の拡充に伴うご質疑でございますけれども、この条例は、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康保持と健やかな育成を図ることを目的としているものでございます。これまで、就学前の乳幼児について医療費の一部助成を行ってきたところでございますけれども、医療費が一番高い10歳から4歳、そして、次に高いのが5歳から9歳児となっております。このことから、対象年齢を低学年の小学3年生まで拡充したところでございます。

拡充することによる必要とする経費はどの程度かということでございますが、年齢拡充分の医療費の扶助額、約913万4千円を見込んでおります。このほか、国保連合会等への審査手数料が81万1千円など含めまして、約1,000万円と見込んでいるところでございます。

それから、使用料・手数料の関係で、私ども、議案第14号でございますけれども、指宿市老人福祉センター条例の施設使用料については、平成24年度からの適用になりますので、平成23年度の増額は見込んでいないところでございます。以上でございます。

教育部長（吹留賢良） 議案第15号の指宿市立公民館条例及び指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の施設使用料については、平成21年度の利用者実績を基に試算しますと、7施設での増額を6千円程度と見込んでおります。また、10月1日からの実施になりますので、年間と言えばその倍というような形になります。

それから、議案第16号、指宿市体育施設条例の施設使用料については、平成21年度の利用実績を基に試算しますと、11施設での増額を83万円程度と見込んでおります。また、10月1日実施になりますので、年間になればその倍という形になります。以上です。

産業振興部長（吉井敏和） 議案第17号の指宿市山川多目的研修館条例等の施設使用料につきましては、平成21年度の利用者実績を基に試算しますと、山川多目的研修館が約3万円の増、開聞営農研修センター及び開聞加工センターがそれぞれ2,600円の増、開聞農業構造改善センターが約6万3千円程度の増と見込んでおります。なお、開聞農村環境改善センター及びレイクグリーンパークについては、増額はほとんど見込んでおりません。したがって、農政課所管の施設で合計年間約10万2千円程度の増額を見込んでいるところでございます。

議案第18号の指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の施設使用料につきましては、平成21年度の利用者実績を基に試算しますと、かいもん山麓ふれあい公園が約208万円程度、レジャーセンターかいもんが112万円程度の増、そばの館皆楽来及び親水地が1万2千円程度の増と見込んでおります。なお、コミュニティセンター愉徒里館につきましては、増額はございません。したがって、観光課所管の施設で合計約320万円程度の増を見込んでいるところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 合併時の基本方針から見て問題ではないかとお尋ねでございますが、行政改革大綱や集中改革プランにおいて、受益者負担の公平化・適正化の観点から、使用料・手数料等の見直しに取り組むこととし、市民の代表等で構成する指宿市行政改革推進委員会に諮問し、市民目線で審議していただいたところでございます。行政改革推進委員会からは、受益者負担の適正化のほか、算定方法の明確化、減免規定の見直し、定期的な見直しと市の努力の視点を併せ持つ、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針の答申がなされたところでございます。市では、この答申をいただいた基本方針について、市の広報紙やホームページで、パブリックコメントを実施し、広く市民に意見を求め、今回の受益者負担の公平化・適正化に基づく使用料等の見直しを行ったところであります。

次に、議案第20号の事務事業見直しの件数とその影響額についてのお尋ねでございますが、今年度は、補助金等の再評価を含めた既存事業148件及び新規事業5件の計153事業について、評価見直しを実施いたしました。そのうち、外部評価である行政評価委員会に諮った事業が21件であります。既存事業148件の評価別の件数と平成22年度予算に対する平成23年当初予算の増減額につきましては、継続が82件で2万1千円の増額、改善が40件で200万7千円の増額、統合が6件で3万1千円の増額、縮小が8件で137万4千円の減額、廃止が12件で178万1千円の減

額となっており、合わせますと総額で109万6千円の減額となっております。また、平成24年度に廃止と評価された事業も3件あり、この分が413万7千円程度の削減が見込まれるところであります。

次に、予算配分上、どこに力点を置いたかというお尋ねですけれども、平成23年度当初予算の編成にあたりましては、本市の厳しい財政状況を踏まえまして、市民ニーズに適切に対応した効率・効果的な事務事業内容になっているかなど、あらゆる角度から徹底した事務事業の見直しも行ったところであります。また、九州新幹線鹿児島ルート全線開業・観光特急、指宿のたまた箱運行等、指宿市が大きく発展する千載一遇の年でもあることから、積極・果敢な観光浮揚策に取り組むとともに、農林水産業等の基幹産業の振興、市民の健康と福祉の充実、市民が安全で安心して暮らせるまちづくり、教育・スポーツ・文化の振興など、新たな地域課題にも取り組む予算編成に努めたところであります。その中でも特に、市民生活の安心・安全を支えることを基本に、医療・健康、福祉・教育の充実、地域経済の活性化について、平成23年度市政運営における重点項目として位置づけ、予算配分の重点化を図ったところであります。

平成23年度当初予算において、市長の政策に照らして、予算化したことと積み残しとなったことは何か、とのお尋ねであります。平成23年度当初予算編成にあたりましては、歳入に見合った歳出構造への転換を着実に図り、効率・効果的な事務事業の推進と施策別優先度評価による事務事業の見直し等を行い、財政調整基金からの繰入金に頼ることなく財源を確保し、予算編成に努めたところであります。したがって、厳しい財政状況の下、地域経済の活性化として、陸上競技場大規模高機能化改修事業や、九州新幹線鹿児島ルート全線開業対策事業など、また、医療・健康、福祉・教育の充実として、乳幼児医療費助成費及び新型インフルエンザ予防接種補助の拡充や、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の全額助成など、また、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりとして、渦口雨水ポンプ場建設事業や尾下地区飲用水供給施設整備事業などを実施することとし、限られた財源の中で、新たな行政・地域課題に対しても事業の予算化ができたものと考えております。

- 1 1 番議員（前之園正和） 議案第11号の国保税の改定の件ですが、財調がなくなってきたりとか、安定的運営とかということだけが先行して、市民生活をどう守るかという視点を感じることができません。昨年12月議会の答弁で、市長は、負担を軽減するために何か方策がないかということについても、庁議などを通して真剣に話し合っているところだと答えました。下げるための方策、それは基金がないとすれば、一般会計から繰入れるしか方法がないことはすでに明らかであります。重ねて伺いますが、引き下げるための検討が真剣になされたのかどうかという点で疑問を持たざるを得ないわけです。財調から繰入れても5,200万円足りないから、5,200万円に見合う引き上げをしたということしか聞こえてこない。本当に引き

下げるための真剣な討議がなされたのか。4人家族で300万円の世帯で、国保税が43万4千円というのは高いという認識に立って、それでも上げるということは、とても理解できないわけですので、そのところを伺います。

それから、乳幼児医療費助成、9歳までになることによって乳幼児等ということになるわけですが、私としては、せめて小学校を卒業するまでを対象にするようお願いしたいところあります。それにしても今回、市民の願いに沿って一定の改善をするということは喜ばしいことでもありますけれども、このことは言い方を変えれば、財源は掛っても必要な施策を行うということの表れと言いましょうか、というふうに言えると思うんですが、そういうことで相違ないでしょうか、確認をしておきたいと思います。

それから、使用料・手数料の関係では、老人福祉センター、公民館、C O C C O橋牟礼その他ですね、4月から、10月から、来年度からというふうにありますので、影響額をお聞きしても予算に反映をされるのはなかったり、6か月分だったり、いろいろするわけですが、先ほどお答えいただいたんですけれども、押し並べてですね、新年度じゃなくて24年度には丸ごとみんな引っかかってくるわけですよ。ですから、すべてを12か月に引き伸ばした場合と言いましょうか、この条例改正に基づいて1年分を試算をしたらどうなるかという試算が、もしあれば、一括的に総務部長の方からであればですね、それを示していただけたらというふうに思うんです。

それから、値上げになるもの、それから、値下げになるものがあるのかどうか。それから、無料から有料になるものもあるのではないかとこのように思いますが、その辺のところをですね、資料は一定のものをいただいているんですけれども、もう少し詳しくまとめていただいた資料等をですね、資料請求というわけではないんですけれども、分かるように、今答弁いただいたことをですね、何と言いましょうか、分かりやすくしていただきたいという意味においてですね、委員会等でしかるべき手続は取りますが、準備を願えたらというふうに思うところであります。

それから、一般会計の方についてもですね、事務事業の見直しの関係ですが、継続の件数と金額、改善されるものの件数、金額等出されたわけですが、これについてもですね、必要に応じて委員会等を通じて要請は正式にしますけれども、資料をですね、分かりやすく文書でいただけたらというふうに思っておりますので、これは所定の手続きは取りますが、そのことに対する準備は願えるかどうかということについては伺っておきたいと思いますが。

健康福祉部長（田代秀敏） まず、国保税のところでは負担を下げるという検討の方策等についてということ、それから、医療費助成の部分でのご質疑、2回目をいただきました。国保税につきましては、私ども国保を担当する部署、それから、負担の発生する税務サイド、それから、一般会計等からの繰入れのある財政サイド、これらについては庁内で昨年から多々、

回数を重ねて協議をいたしました。私どもとしては、高齢化が進む国保の制度でございますので、当然、高齢化が進みますと疾病の確立も高まってきます。これは医療費の増につながるものと思慮するところでございますが、その中で、医療サービスをきちんと確保するためには、負担が伴ってくると思うところでございます。負担と医療サービス、医療サービスと負担、ともに連動するものと考えております。したがって、私どもといたしましても、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、一般会計からの財政支援の繰入部分、この部分につきまして、今年の3月の22年度補正の部分についてもその部分を2,500万円、そして、23年度の当初予算の中でも約2,500万円を増額した形で、できるだけ加入者の皆さんの負担が増えない形をしたところでございます。

それから、乳幼児医療費の部分について、私どもとしては、次に医療費の高い5歳から9歳というところまで拡大したということでございます。このことにつきましては、今までも答弁いたしておりますけれども、やはり、次代を担う子供たちを健やかに産み育ててもらう環境整備、少子化対策の一環として重要なことと認識しておりますけれども、これらの制度につきましては、本来、国や県が中心になって進めていくべきものというふうに考えております。私どもは、今までも県の市長会、九州市長会を、そして、全国市長会を通じまして、国の方に切に要望してまいりましたので、今後もこのような形で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 使用料の1年間の増額分につきましては、平成21年度の使用料実績に基づいて試算いたしますと、1年間で、今回の使用料の改定分総額で、おおよそ500万円程度が見込まれるところであります。また、今回の使用料の引き上げ、使用料の改定ですけれども、この趣旨について改めて申しますけれども、施設の規模や利用者によっては、維持管理経費に大きな差があるところであります。利用する方と利用しない方、利用者にとどこまで費用をお願いするのか、あるいは市民共有の公の施設を維持するために、一体どこまで税金で補うべきかといったような観点から、利用者が負担する設定根拠を明確にした基準を設けて、施設の性質別に原価計算を行い、受益者負担の適正化を導入する取組であります。また、そのことが公の施設の長期的な維持管理にも努められるというふうに理解したところであります。そういう視点から原価計算を行ったところ、今回の利用見直しの総件数が114件ありました。114件のうちの55%であります62件がそのままの金額となっております。なお、今回改定額の上限額の割合については、使用料が300円以下の場合であれば1.3倍まで、それから、300円を超えて500円以下の場合が1.4倍まで、500円を超えて3千円以下であれば1.5倍まで、3千円を超えれば1.6倍までと、そのような考え方で基本方針をお示したところでございますが、1.3倍までの件数というのが43件ございまして、全体の率で占めますと37%となっております。300円以下の使用料の場合は上限を1.3倍以下と、抑えるということにしておりますけれども、その部分については37%になっております。また、300円を超えて500円以下の

場合の上限が1.4倍ですけれども、この部分が6件ございまして、率で申しますと5%、全体の114件のうちの5%となっております。また、500円を超えて3千円以下であれば、上限は1.5倍までという形で基本方針で示しておりますけれども、その部分が3件の見直しで約3%の見直しとなっているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 国保税の関係です、一般会計からの繰入れについてですが、事務費の組み替えをしたとか、いろいろ示されておりますけれども、一般会計の繰入れについては、保険基盤安定制度に基づく繰入れ等は、これは義務的な繰入れになるわけですが、義務的繰入れ以外に何がしか、確認はしますけれども、言ってみれば、国保税を下げるための繰入れがあるというんですか、ないんですか、ちょっと明確にさせていただきたいと思いません。

それから、これは市長に答えていただきたいんですが、所得300万円で4人家族の場合に国保税が43万4千円になると、これまでの計算です。これについては高いと思うと、生活から見ても大変だろうというようなことを市長は言ってきたわけです。それを今回また上げるというわけですが、市長は本当にこの家族4人で300万円、43万4千円というのが高いという認識なのか、それでもまだ上げるということについてですね、どのようにお考えなのか、市民の悲鳴は聞こえないのか、これは市長に答えていただきたいと思いません。

それから、乳幼児医療費のことでの6歳を9歳にすることは歓迎をするがとした上で、私は、このことは財源はかかっても必要なことはするんだと、できるんだということの証ではないかということを確認をしたんですが、これについても答弁はありませんので、市長の方から、そのことは確認としてお願いをしたいと思いません。

それからですね、使用料等の関係ですが、例えば、公民館等の使用料の減免免除についてですけれども、これまでは条例で規定されていたものを規則に委ねることになります。ほかにもあろうかと思うのですが、これについて伺いますが、減免免除について、ただ単に条例から規則になるということなのか、それとも、これを機に減免免除を行うケースに変更を生じるのか。言い換えれば、条例から規則になっても、これまで減免や免除を受けられたものは引き続き減免免除が受けられるということなのか。あるいは、規則になることによって、その内容が変えられ、その限りではない。つまり、これまで減免であって、もう減免は受けられませんかよということが発生するのかな。そのこともお答え願いたいと思いません。以上ですね。

市長（豊留悦男） ご指摘のように議員からはこれまでの議会の中でも、この国保税のことにつきましては、いろいろとご指摘をいただきました。300万円4人家族において43万4千円という額についても、私は私なりの考えを申し上げました。10数%という税率は誰が見ても高いということは、これは事実であろうかと思いません。しかし、本市の国保運営の現状を鑑みたときに、やはり、これからの数値的なシミュレーションも頭に入れながら、どういう形が

理想的なのかということについても真剣に考えて、または協議してまいりました。今後、恐らく医療費については右肩上がりであろうということは議員ももちろん理解をいただいているところでもあろうかと思えます。一般財源からこの不足分を支出するとなると、今後一般会計からの支出分は増えてくることが予想されます。この国保税については、本市だけではなく、国・県の動向を見ながら、今後、この国保の安定的な運営をどう図るかということも視野に入れながら検討をしてきたのも事実でございます。やはり、市民生活のことを考えますと、この国保税については限りなくと言いますが、やはり、市民の思いはできるだけ引き下げてほしいという思いがあるのは重く受け止めております。本市の財政状況において、現状においてはそういうのが難しいと、私は判断をいたしました。今後、いろいろな事業が予想されてもおります。基金の積立ても喫緊の課題であります。そうした時に、この国保税については、来年度については、上げざるを得ないというのが最終的な私の判断であったわけであります。

総務部長（渡瀬貴久） 減免基準についてのお尋ねですけれども、これまで統一した減免措置の基準がなかったために、施設ごとに異なった減免の取扱いや、極端な減免措置を行っていた施設もあったことから、受益者負担の明確化や利用者間の公平性の観点から、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき減免基準を見直し、規則で定めることといたしました。規則で定めることの理由ですけれども、一つに、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針は、必要に応じて適宜見直すというふうになっているということ。それから2番目に、現時点では想定できない減免基準の適用が必要となる可能性もあることから、条例よりもやっぱり規則の方で弾力的に対応した方がいいというふうに判断したこと。3番目に、社会情勢や権限委譲などにより、新たな減免基準が発生する可能性が起り得る可能性もあること。以上のような事案に弾力的に、そして、適切に対応するために条例ではなく規則で規定することといたしました。

健康福祉部長（田代秀敏） 乳幼児医療のところ、財源を確保すればというところの部分に対する答弁がなかったということでございました。先ほどの答弁の中にも含めたと思っておりますけれども、今回、私どもが9歳まで、小学校3年まで拡充したという部分につきましては、やはり、医療費の掛かる年代ということでした。本来、この事業につきましては、国・県がすべき部分であろうというふうに思いますので、今後もそういう形で整理をさせていただいたところでございます。

（発言する者あり）

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長（渡瀬貴久） 乳幼児医療につきまして、更に今後も拡充する考えはないかというようなご質疑であったと思います。失礼いたしました。乳幼児医療費について今後も拡充すると、大切なことであると、乳幼児医療費の拡充について、財源が掛かっても必要であれば措置するのかという、

（発言する者あり）

というご質疑に対して、再度答えさせていただきますけれども、先ほど健康福祉部長の方からは本来、国や県が中心となってされていくべきものだと、そういうことから、今後も県市長会、九州市長会を通じて国に要望をしていきたいというお答えをいたしました。市といたしまして、今後の対応ですけれども、考え方についてでございますが、本市の財政状況、これは改めて申しますけれども、合併後10年間の財政増額支援措置であります地方交付税の合併算定替えによる上乘せ措置、約10億円ありますけれども、この10億円が平成27年までの上乘せ措置となっております。その後、5年間かけまして、段階的に削減されていくこととなります。また、国の方の地方交付税に対する見通しですけれども、これまで交付税の特別会計に対する償還金が繰延べをなされることによって、現在の地方交付税というものも保たれている。そういう中において、新たな地域課題とかに応じた数多くの事務事業というものを推進していかなければならないわけですので、そういうことを進めながら、基本的には、この乳幼児医療費の助成というものについても併せて検討をしていくということになるかと。必要性はあるわけですけれども、いろいろと必要な事務事業というのは多々あるわけですので、その調整の上でなされるべきものだというふうに理解するところでございます。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第19号及び議案第21号から議案第27号までの18議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第1号及び議案第20号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 木 原 繁 昭

議 員 高 田 ちよ子

# 第1回指宿市市議会定例会会議録

平成23年3月17日午前10時 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問
- 

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

---

## 1. 欠席議員

なし

---

## 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 総務部長   | 渡瀬貴久  | 市民生活部長 | 井元清八郎 |
| 健康福祉部長 | 田代秀敏  | 産業振興部長 | 吉井敏和  |
| 建設部長   | 吉永哲郎  | 教育部長   | 吹留賢良  |
| 山川支所長  | 岩崎三千夫 | 開聞支所長  | 中間竜郎  |

|          |       |        |         |
|----------|-------|--------|---------|
| 産業振興部参与  | 浜田 淳  | 総務課長   | 森 健一    |
| 人事秘書課長   | 満石 知  | 企画課長   | 下吉 龍一   |
| 財政課長     | 邊見 重英 | 市民協働課長 | 上村 公德   |
| 長寿介護課長   | 野口 義幸 | 商工水産課長 | 高野 重夫   |
| 観光課長     | 下吉 耕一 | 建設監理課長 | 三窪 義孝   |
| 土木課長     | 池増 広行 | 都市整備課長 | 小牟禮 信一郎 |
| 市民スポーツ課長 | 中村 幸男 | 水道課長   | 松元 修    |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 新村 光司 | 次長兼議事係長 | 福山 一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田 薫  | 議事係主査   | 濱上 和也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、新宮領進議員及び下川床泉議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高橋三樹議員。

4番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からもありましたけれども、自分からも一言申し上げます。まず、3月11日午後2時46分、東北三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0、震度7の巨大地震が発生しました。これにより大津波、火災、原子力発電の異状が発生し、壊滅的な被害を受けたところも多数あり、言葉を失いました。時間が経つにつれて被害の甚大さが浮き彫りにされつつあります。何が不足して何が必要かを早く把握して、迅速に対応してほしいものです。当市も協力できるところは、また支援できるところは、どうぞ精一杯協力してほしいと存じます。また、自分も何がしかの協力できる場所があれば協力したいと存じます。被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

12日、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業しました。東日本大震災の影響で式典、イベントは軒並み中止、縮小されました。準備された方々については、大変お疲れ様でした。指宿枕崎線も全線運休となりました。13日、合間を見て指宿駅に行ってみました。市長、副市長をはじめ、観光課職員、観光協会、ホテル・旅館のおかみさん、観光客に花束を渡したり、温かく歓迎をしておりました。薩摩今和泉駅では自分も含めて篤姫ガイド約20人が篤姫というプラカードを掲げ、歓迎しました。乗客はこちらの写真を撮ったり、手を振ってくれました。駅に待機して3往復とも歓迎をしました。11日、朝7時前から9時過ぎまで、篤姫ガイド、まち歩きガイド一緒になって今和泉島津家墓地を清掃しました。きれいになりました。

前置きが長くなりましたが、通告に従い順次申し上げます。

1、男女共同参画基本計画について。まず、男女共同参画基本計画の県内の取組状況はどうかということです。少子高齢化や高度情報化、国際化の進展をはじめとして、社会経済状況が大きく変化し続ける中で、男女共同参画社会の実現は必至と考えます。そこで、本市が

平成20年3月に策定した男女共同参画基本計画について、他市の取組状況をお伺いします。

次は2、岩本交差点などについて。岩本交差点の現状について申し上げます。国道226号岩本交差点の事業用地取得が進み、既に一部で建物移転などが進んでいるようです。ガソリンスタンドも2月末をもって閉めました。取壊しがもう間もなく終了するようです。岩本交差点が大きく変わります。そこで、12月議会で同僚議員の答弁で、330mとありましたが、具体的にどこからどこまでなのか。また、丘側だけでなく海側もかかると思われますので、改めまして幅員、歩道の幅など、改良計画の内容などをお示し願いたいです。

以上で、1回目といたします。

市長（豊留悦男） 男女共同参画基本計画、その中でも県内の取組状況についてのご質問をいただきました。市町村の計画策定は、男女共同参画基本法において努力規定とされておりますけれども、同法第9条において、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されているところであります。これにより、市町村においても男女共同参画社会の形成の促進に関して、国に準じた施策及び市町村の区域の特性に応じた施策を策定し、実施するための基本計画が必要となります。ご質問の男女共同参画基本計画の取組状況について、県内他市における基本計画の策定状況を申し上げますと、平成22年4月1日現在で、策定済が17市、策定予定が2市となっております。策定予定の奄美市と伊佐市では、いずれも平成22年度中の計画策定を予定しているとのことであります。次に、策定率を申し上げますと、全国平均が94.7%に対し、本県は89.5%となっているところでございます。

次に、岩本交差点事業計画の具体的な内容についてご答弁を申し上げます。国道226号岩本交差点改良事業の事業内容については、国道226号と県道岩本開闢線の起点が交差する岩本交差点では、国直轄事業として、交差点改良事業に着手しているところでございます。この交差点では、県道岩本開闢線への右折車が停車した時には、直進車の進行を阻害し、また、バス停車帯がないため、バスの停車時に後続車の通行を阻害することから、渋滞が発生し、事故の要因ともなっているところでございます。また、歩道がない場所もあり、通学時の学生や一般通行者、バス乗降者など、危険な状況が予想されております。このような状態を回避するため、鹿児島国道事務所が、今和泉駅から三枝商店までの約330mの区間について事業計画がされております。道路幅員につきましては、現道幅が約8.5mでございますが、計画では右折車線や幅2.5mの歩道が両側に設置されることにより、幅員16.0mに拡幅されます。併せて、バス停車帯も整備される計画となっているところでございます。

ほかにいただきました質問につきましては、関係部課長に答弁をいたさせます。

4番議員（高橋三樹） それでは、男女共同参画基本計画についてですが、先ほどの答弁で他市の取組状況は分かりました。本市は、平成20年3月に男女共同参画基本計画が策定され、

一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちとありました。作成にあたって、市民の意見は十分反映されていると思われませんが、この点はどうか、伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 本市の男女共同参画基本計画は、市民の意見を反映させるため、平成18年度から19年度にかけて実施いたしました市民意識調査、市民へのグループインタビュー及びパブリックコメント、更には市男女共同参画推進懇話会からの提言を踏まえて策定しております。市民意識調査及び市民へのグループインタビューは、本市における男女共同参画社会の実現を阻害する要因を把握し、当該要因の改善・解決に向け、本市の実態を把握する必要があることから実施したものです。具体的に申し上げますと、市民意識調査は、20歳以上の市民を対象に、2千人を無作為に抽出して実施し、922名から回答をいただきました。回収率は、46.1%でありました。主な調査項目は、暮らしや生き方について、働くことについて、地域参画や地域づくりについて、人権についてなどであります。次に、グループインタビューについてであります。地元事業所などで働いている人や障害のある人、民生児童委員、商工自営業に従事している女性、乳幼児を子育て中の女性など9分野、延べ66名に対して実施いたしました。市民意識調査及びグループインタビューにより把握した市民の暮らしの実態及び課題を踏まえ、それらを改善・解決するための方策を検討いたしました。また、これらに加え、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項を調査・研究するため設置された男女共同参画推進懇話会から提出された計画策定に向けた提言内容を基本計画に盛り込んだところです。さらに、この基本計画案について、幅広く市民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、7名から27件のご意見が寄せられ、一部は計画案に反映させ、修正を行ったところでございます。

4番議員（高橋三樹） 十分反映されているという答弁でしたけれども、市民生活を取り巻く状況は年々変化していると思いますが、この変化に柔軟に対応するための計画の見直しは行わないのかどうか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 平成20年3月に策定しました現計画は、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間といたしております。一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちを目指して、意識づくり、暮らしの質の向上、地域力の向上といった三つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の形成の推進に関する全庁的な施策を推進しているところでございます。本計画の見直しにつきましては、計画書に掲げた実施事業の取組状況や目標・成果の達成度、更には社会状況等の変化も勘案し、平成24年度に中間見直しを行うことといたしております。

4番議員（高橋三樹） 分かりました。次は、本市の進捗状況についてですけれども、進捗状況を把握するための進行管理はどのように行っているのかどうか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 男女共同参画基本計画の進行管理は、毎年度、前年度の実施事

業の取組状況に対する評価を基に実施いたしております。基本計画の体系について申し上げますと、男女共同参画社会の形成を実現するために、三つの基本目標を掲げ、その基本目標の下に10の重点課題、重点課題の下に21の施策の方向、更にその下に具体的な個別事業として353の実施事業を掲げてあります。評価の方法としましては、まず、それぞれの関係課で実施事業の取組状況について、一次評価を行います。次に一次評価に基づき、市民協働課で具体的施策の進捗状況に対する二次評価を行います。更に副市長を会長とし、部長級以上で構成される男女共同参画推進本部で、施策の方向の進捗状況に対する三次評価を行います。この関係課による一次評価から推進本部による三次評価までを内部評価と位置付けております。次に、内部評価の結果について、市民代表14名からなる男女共同参画推進懇話会で、重点課題の進捗状況について、客観的な外部意見として取りまとめ、その結果を報告書として市長に提出をいたしております。この第三者機関である懇話会へ意見を求めることを外部評価と位置付けているところです。さらに、懇話会から提出された意見や要望に対する対応について、男女共同参画推進会議で三次評価の結果と併せて各課への見直し・改善点について指示を行うべきか否かを協議し、最終的な判断をいたしているところです。このように毎年度実施している基本計画に基づく事業の実施、評価、見直し・改善といったPDCAサイクルによる進行管理は、男女共同参画社会の形成の促進に重要であると認識をいたしているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 基本計画の進行管理で、ただいま内部評価を行うとの話でしたけれども、評価する職員に対する意識啓発はどのように行っているのかどうか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 男女共同参画社会の形成を促進するためには、行政のあらゆる政策分野にわたる全庁的施策に、一人一人の多様性に配慮するといった男女共同参画の視点を通し、総合的かつ計画的に推進していく必要があると認識いたしております。このように、男女共同参画行政は、全庁横断的に職員の共通理解のもとで各種施策を展開していくことが求められているところです。このため、毎年度、職員を対象として男女共同参画に対する正しい理解と事業の実施にあたり配慮すべき点や進行管理における評価の視点等について研修会を開催しております。また、平成22年度からは、内部評価はもとより、事業の企画・立案の段階から、男女共同参画の視点に配慮して事業を遂行できるよう各課に推進員と推進担当者を配置し、事前に進行管理について説明会を開催しているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 基本計画の進行管理で、外部評価を行う懇話会はどのようなメンバーで構成されているのかどうか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 男女共同参画推進懇話会の委員の構成についてでございますが、自治公民館連絡協議会、地域女性団体連絡協議会、人権擁護委員、民生児童委員、市校長協会、PTA連合会、青年会議所、農業従事者団体、介護支援専門員協議会から各一人ずつ推薦をいただいた9名のほか、公募委員として応募された5名の計14名に委嘱しております。懇

話会委員の方々には、県の基礎講座等を受講していただくなど、男女共同参画の知識を深めていただいているところがございます。

4番議員（高橋三樹） 次は、市民に対する意識啓発についてどのように取り組んでいるのかということです。男女共同参画は、第一次総合振興計画の重点項目といっても過言ではないと思いますけれども、市民への意識啓発はどうなっているのか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 国において、男女共同参画社会基本法が平成11年6月に制定され、今年で12年目を迎えようとしております。本市においても、平成20年3月に男女共同参画基本計画を策定し、全庁的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりましたが、未だに、幅広い市民の皆様への理解が浸透しているとは言い難い状況であろうかと思えます。本市が策定しました男女共同参画基本計画の中心にある考え方は、一人一人のより良い暮らしづくりです。より良い暮らしを支えるために、人権の尊重という視点から、法律や制度・慣習など、社会の在り方を見直していく必要がありますが、その出発点は、家庭、地域、職場などといった私たちに身近で日常的な問題に目を向けていくことだと認識いたしております。このようなことから、幅広い市民へ男女共同参画の正しい理解の浸透を図るため、毎年度、市民向け講座や出前講座、各種イベント等で普及啓発活動を行っております。また、これらの啓発活動は、家庭・地域・職場・各種団体など、あらゆる場で男女共同参画の考え方を幅広く、かつ効率的に普及させるため、地域に根差した草の根的な活動を自主的に行う市推進サポーターや、昨年5月に発足し、ボランティアで活動しているスマイルネットいぶすきと協働により取り組んでいるところがございます。

4番議員（高橋三樹） そうしますと、市民向けの講座はどのような内容で実施して、受講者はどれくらいいるのかとか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 男女共同参画社会の形成は、男女の人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現に向けた取組の必要性や、それらが求められている背景などについて、多くの市民の意識醸成が求められることから、毎年度市民向け講座を開催しております。これまでの開催状況と受講者数を申し上げますと、平成19年度は、4回開催し、受講者数は、延べ104人、平成20年度も同様に4回開催し、受講者数は、延べ127人、平成21年度は、3回開催し、受講者数は、延べ145人という状況でございました。講座の内容につきましては、いずれも男女の人権を基盤とした男女共同参画社会の必要性や法制度など、男女共同参画の基本的事項について講話を行いました。その結果、徐々に受講者が増加しておりますが、幅広い市民に理解を深めていただくといった観点からは、まだまだ不十分であると判断し、平成22年度は、より多くの市民に男女共同参画の取組について、個人の問題ではなく、制度や慣習も含めた社会全体の問題であることへの気付きの場を提供するため、内容を改めて実施いたしたところです。具体的に申しますと、これまで指宿地域のみで開催してりましたが、山川・開聞地域でも行い、更に講座の内容も県男女共同参画地域推進員を講師に迎え、講師

自身の家庭や地域・職場などでの体験談を基にした講話をしていただきました。さらに、スマイルネットいぶすきにより、メンバーが暮らしの中で感じたそれぞれの思いをつぶやき朗読という形式で紹介するなど、受講者一人一人の身近な問題として、受け入れていただけたものと認識しております。なお、3回の受講者は、延べ204人で行いました。また、このほか、一人一人が大切にされ、暮らしやすい社会を目指し、提案公募型補助事業を活用して、スマイルネットいぶすきが昨年11月、なのはな館で開催いたしました矢野大和氏による、笑って元気ニコニコ口演会は、221名の参加者のもとの盛大に開催されたところでございます。

4番議員（高橋三樹） 先ほど出前講座とありましたけれども、どのような内容で実施をして、その回数と受講者はどれくらいいたのかどうかを伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 出前講座も、市民講座と同様に、幅広い市民への理解の浸透を図ることを目的に実施しておりますが、出前講座の場合、対象者が当該組織や団体の構成員であることから、要請に沿った具体的なテーマでの講話等を行うことで、より大きな効果が期待できると考えております。これまでの出前講座の開催回数と受講者の実績について申し上げます。平成19年度が1回で260人、平成20年度が6回で、延べ465人、平成21年度が6回で、延べ293人、平成22年度は7回で、延べ535人となっております。

次に、出前講座の主な開設状況とテーマについてでございます。まず、小・中学校の家庭教育学級や子ども会育成会を対象とした講座では、子育てを通じた子供の人権や女性の人権に関するテーマとして、DVやセクハラの実状と対策、このほか、身近な話題をテーマにしたワークショップなどを実施しております。二つ目は、民生児童委員を対象とした講座でございますが、直接相談を受けることが予想されるDV被害に関して、警察署員によるDVの実状と警察の取組及び臨床心理士による相談対応時の留意事項などについて講話を行いました。三つ目は、小・中学校の教職員研修会でございますが、学校現場で起こるパワハラやセクハラに関して、その実状と対応策などについて講話を行いました。最後に、PTA連合会の主催による保護者を対象とした講座では、スクールセクシャルハラスメントやデートDVについて、大学教授による講話や学生による寸劇を行いました。引き続き、職員と市推進サポーター、スマイルネットいぶすきが連携を図るとともに、必要に応じて、関係機関や大学等から専門講師を招くなどして、より一層、男女共同参画に対する市民の理解が深まり、一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちが実現できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

4番議員（高橋三樹） 次は、岩本交差点の現状についてですが、先ほどの答弁でよく分かりました。次に、岩本交差点の現在の進捗状況はどうなっているのかどうか伺います。

建設部長（吉永哲郎） 国道226号岩本交差点改良工事につきましては、沿道の皆さんや関係者のご協力、ご理解により、家屋の移転など大変なご苦勞をいただきながら、着々と事業用地の取得が進められております。現在、約30%程度の進捗のようであり、今後は予算の

配分の状況を勘案しながら、順次交渉が進められていくものと思っております。

4 番議員（高橋三樹） そうしますと、用地取得はいつまでかかって、完成まであと何年必要とするのか、何年何月ごろか、もし分かればお伺いします。

建設部長（吉永哲郎） 事業のスケジュールにつきましては、用地取得を平成24年度まで、用地の取得が完了後に工事に着手をいたします。その工期といたしましては、平成26年度完成を目標にされているようでございます。なお、いずれも計画でありまして、国の予算配分により今後の進捗に変動があるものと思われませんが、沿道の皆さんのご協力が不可欠でございますので、今後ともご協力とご理解を賜りますようにですね、お願いをしたいと思っております。

4 番議員（高橋三樹） 分かりました。国道226号の大きな工事です。右折すれば池田湖，南九州市，枕崎方面に抜ける大切な道路です。観光バスもたくさん通ります。広報いぶすきなどに掲載して、広く市民に知らしめる必要はありませんか。まだ早いのかどうか、その点はどうか伺います。

建設部長（吉永哲郎） 本市にとりましても地域にとりましても、念願の交差点改良事業に着手していただいております。広く市民にも周知すべきと思いますが、現在、事業用地の交渉段階でありますので、市民への広報は、用地の取得が完了し、工事に着手した段階が適時と考えられますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4 番議員（高橋三樹） 次は、国道から海岸線に広い道路を確保できないかということです。まず、今和泉漁港と国道を結ぶ漁港関連道整備についての状況は、どのようになっているのか伺います。

産業振興部長（吉井敏和） 今和泉漁港は、県管理の第2種漁港でございまして、県事業として漁港施設や水産技術開発センターの整備，海岸環境整備施設などの整備が進められてきたところでございます。今和泉漁港から国道への取付道路は、これらの整備と併せ、今和泉漁港の広域漁港整備事業実施に伴う漁港関連道路として、これまでいくつかのルートが計画されておりました。当初、漁港関連道路整備事業につきましては、北と南の二つのルート案が検討され、南側の岩本トンネル付近から、海岸へ抜けるルートについては、平成12年から13年に、拡幅・改良が行われております。北側のルートにつきましても、いくつかの案の中から、今和泉小学校近くの市道を拡幅するルート案が選定され、平成14年頃から2回ほど地元説明会も開催されましたが、地権者の同意が得られず、進んでいない状況でございます。今和泉漁港につきましては、既にほとんどの整備が終わっている状況でございまして、全体を漁港関連道路整備事業として行うことは、非常に難しい状況となっているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 当時、県の関係で、できれば県の予算でできたんですけども、約20年ほど余り前にもこういった港湾関係で広い道を造ろうという機運が盛り上がったんですけど

れども、地権者の了解が得られず現在に至るとなっている状況ではありません。岩本地区は狭い道路が多くて、地震や火災、台風などの災害時、大型消防車や救急車などの緊急車両、また、ダンプカーなどの大型車両が通れる幹線道路が、先も答弁がありましたけれども、トンネルのそばから浜に下る道しかありません。大雨のがけ崩れなどを考えますと、どうしてももう1本、国道と浜を通じる道路がほしいところです。岩本交差点から海岸へ通る市道岩本麓線が、位置的には有効であると考えられますけれども、市道の整備はできないのかどうか、その点を伺います。

建設部長（吉永哲郎） 議員のご指摘のとおり、この地区は国道から海岸に向けて家屋が密集をしております。道路の幅員が狭いことから、防災や地域の発展を考慮した場合、幹線道路の必要性を認識しております。市道岩本麓線は、この地区の中心部にあり、国道226号線と県道岩本開聞線との交差点に位置することから、海岸へ通じる幹線道路として整備された場合、海岸へのアクセスが容易となり、利便性の向上が図られると考えられます。市道での整備を検討できないかとの質問でございますが、まずは事業用地の確保が必要であり、土地所有者の皆様のご協力が不可欠となりますので、市道での整備が可能か、調査を進めてまいりたいと考えております。

4番議員（高橋三樹） 国道の岩本交差点、改良工事と併せて市道整備を進めた方が効果が高いと思われましても、整備の見通しはどうかということです。同僚議員が12月議会で一般質問をしましたので、一緒に、あるいは単独で回ってみますと、地権者の感触は良かったです。2月13日にお寺で住職や門徒の役員の方々10人余りと同僚議員も交えて話し合いの場が持たれました。駐車場の関係であるとか、どこまでかかるのか示してほしいなどの話がありました。感触は良かったんですが、今後も話し合いの場が持たれると思いますけれども、見通しはどうかどうか、その点を伺います。

建設部長（吉永哲郎） 国の交差点改良計画によりますと、市道岩本麓線は、現道のままで交差点の取付が計画をされております。この市道の幅員は約4.2mと狭く、国道からの出入り際には普通車の離合も容易にできない状況であるため、交差点改良工事の完成後は、一方通行などの制限を検討されているようでございます。岩元交差点改良工事が完成してから市道整備を実施することになりますと、再度、交差点改良工事が必要となり、多額の市の負担が見込まれるところでございます。このようなことから、交差点の安全性や市の負担を軽減する点からも、国道の交差点改良事業と並行した整備を進めていくことで、事業効果が高まることが期待されます。国道の事業計画も着々と進んでいることから、早急な検討をすすめるべきではないと考えております。いずれにいたしましても、市道の拡幅改良を実現するためには、地権者の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。また、市の財政も厳しい状況でありますので、今後は皆様のご理解を得られるよう努力しながら、事業費の負担軽減を念頭に、国道事務所など関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

4 番議員（高橋三樹） 今、入口に入っただけですけれども、地権者及び岩本の地区民と協力しながら、何とか要望書を出すように努力しますので、ひとつ要望書が上がってきたら、是非、道路を拡幅してほしいと存じます。

次は、国道226号の岩本トンネルの先、JR橋梁の先から薩摩焼までの区間は歩道がありません。途切れています。開発期成会などで要望できないかということです。国道は交通量が多く、あそこは急カーブで下り坂、どうしても内側を走りますので、歩道側を走ります。そうしますとどうしても危ないんです。高齢者が乳母車を引いている姿や、高校生が歩いていたり、あるいは自転車を引いていたり、非常に危険な思いをしているようです。十石の吉鶴館長と話をしたら、自分も危ないと思い、国道事務所に、以前、要望書を出したことがあるという話も聞きました。急カーブの所の山林の所有者は、そういう話があればいつでも協力すると言ってくれました。こういう状態ですので、何とかどうでしょうかということをお伺いします。

総務部長（渡瀬貴久） 岩本トンネルから輝宝堂までの区間の歩道の設置について、期成会等で要望できないかとのことですけれども、指宿市と南九州市で構成いたします指宿地区総合開発期成会では、民間で組織する国道226号整備促進協議会と連携して、国道226号の整備について要望活動等を毎年実施しております。平成22年度も8月から12月にかけて、国土交通省や九州地方整備局、鹿児島国道事務所、政権政党などに対しまして、産業道路南入口交差点から烏帽子嶽神社下までの早期4車線化の実現及び平川道路以南の早期事業化、併せまして渋滞解消及び後続車両の追突事故軽減のための右折専用レーンの整備促進、それから、北指宿中学校前から田口田交差点までの冠水対策、台風や満潮時の高波・高潮による越波対策等の防災事業の早期完了といった要望を行っております。これまでの要望活動によりまして、指宿市関係では、外城市地区における指宿市西方歩道整備事業、田口田交差点付近の側溝整備事業、瀬崎港におけるスライド扉の設置などの事業が完了しており、現在実施中の事業は、北指宿中学校前の側溝整備事業、岩本交差点改良事業などがあります。議員ご質問のありました区間につきましては、歩道がありませんので、鹿児島国道事務所等へ要望できないか期成会へ要請してまいりたいと、そのように考えております。

4 番議員（高橋三樹） 相当な事業費が必要と思われましても、歩行者が危険と隣り合わせですので、今後も要望し続けてくださいということをお願いします。

山川・根占航路が3月1日再開されました。大変喜ばしいことです。本格再開を前提とした暫定的な運航ですが、利用者が増えていつまでも続くことを念じております。その前の船、ぶーげんびりあ、豊留悦男市長が信念を持って交渉を重ね、損失を出すことなく、出さないで船を処分できたことは、平成22年度、最高の功労者と言っても過言ではありません。深く深く敬意を表します。ありがとうございました。

最後に、この3月末日をもって退職されます職員の皆さん、長い間ご活躍され、ご尽力さ

れ、市民の福祉の向上に寄与されました。特に、この5年間は合併したことにより様々な苦労があったことと察しております。今後のご多幸をご祈念いたします。終わります。どうもありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 3月11日、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0という国内観測史上最大最悪の東日本巨大地震が発生をしました。多数の犠牲者、被災者を出し、大きな爪跡を残しています。犠牲者の皆様、被災者の皆様に対して、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。また、今度の災害で原発の安全神話は完全に崩れ去りました。諸外国では原発依存をやめる方向で政策転換を進める国も出てきています。川内原発増設計画も見直すべきであることは明らかです。更には指宿市内における津波警報発令と、市民への伝達において、防災無線の無設置などからくる不備を露呈したことも明記しなければなりません。今回の災害は国の非常時ですから、政府として救援復興にすべてを傾注すべき時です。そして、市としても我々議会としても、更には市民としても、何ができるかを考え、できることから行動を起こすべき時だと思えます。それでは、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、TPP問題についてであります。TPP、環太平洋連携協定は、改めて言うまでもなく、太平洋を囲む国々が参加して、貿易自由化を広げ、経済連携を強めようという協定です。貿易自由化とは、輸入品に関税を掛けず、自由に貿易できる環境をつくること。TPPの最大の特徴は、自由化に例外がなく、すべての関税撤廃を原則としていることです。これまで、日本は11か国地域とEPA、経済連携協定を結び、農産物を含めて、自由化、関税撤廃を進めてきていますが、そこには米や乳製品など、我が国の重要な農産物については、完全撤廃の例外扱いするなど、一定の柔軟性がありました。TPPはこの点で全く異なります。また、物品だけでなく、サービス貿易や人の移動、公共事業の入札、金融、保険の市場開放など、広範囲にわたる分野を対象としているのも重要な特徴です。TPP参加ともなれば、アジアの活力を取り込むどころか、アメリカの経済戦略に日本が組み込まれることとなり、農林水産業に壊滅的な打撃を与え、国民への食料の安定供給を根底から損なうこととなるばかりか、食品安全、医療、雇用、金融等のあらゆる分野で、日本の経済主権をまるごと失うこととなります。正に、日本の前途にかかる重大な問題点を持つものであります。今、全国で農業団体を中心に、TPPに参加するなという国民運動が燎原の火のごとく広がっております。国民の怒りの広がりには地方議会にも反映をし、多くの自治体で党派を越えて反対など

の意見書が可決されています。その数は40道府県議会，1,100を超える市区町村議会で可決されています。指宿市議会も昨年12月議会で反対の意見書に至ったところです。全国では，T P P参加反対のための具体的な行動も提起され，大きな集会などが行われています。農業団体や行政，議会なども一緒になって幅広い運動を起こしているところもあります。そこで，市長の態度であります，昨年12月議会の時にも何人かの方が一般質問で市長の見解を求めました。今議会においても所信表明で一定の態度表明がなされています。改めて読み返してみますと，現状においてはT P P参加反対の立場で取り組んでまいりたい，あるいは農林水産業を基幹産業とする自治体にとって，現状においては大きな影響があると危惧しているというものです。T P P参加によるダメージは農林水産業だけでなく，日本の経済構造そのものを脅かし，日本の主権にもかかわる問題です。また，現状においてはというのではなく，繕いようのない，あるいは他の施策で穴埋めできるものでもありません。現状においてはとかいう条件を付けるのではなく，T P P参加反対と明確な立場を表明すべきであります。そのことについて市長の答弁を求めます。併せて，行政として反対の立場での行動提起をする考えはないかどうかを伺います。農業団体や議会，その他の団体と協働しての集会の開催や，立て看板や横断幕，垂れ幕などでの意思表示など，いろいろあろうかと思えます。市長の見解を伺います。

次に，地デジへの完全移行に関してであります。今年の7月24日に完全に地デジ移行の予定であります。完全移行というのは，アナログ波の停波であります。これまで見られていたテレビも地デジ対応にしないと見られなくなるということでもあります。テレビ難民が生じるのではないかなど，今なお多くの不安や怒りがあるとマスコミでも報じられています。市民から市に対しても問い合わせや苦情等があるのではないのでしょうか。国の方針に基づくデジタル化でありますから，市が直接どうこうすることはできませんが，デジサボなどを通じて，国に市民の声などを届け，テレビ難民ができないようにすることは必要なことでもあります。私は平成20年の3月議会，市長は前任者のときでありましたが，この件での一般質問を行いました。市民の声のとりまとめや国やデジサボ等への要請，その他提起を行いました。昨年になって魚見岳の下など，地デジが見られない可能性のある地域での対応策の説明会が開かれてきています。しかし，それでもまだいくつかの不安が残されています。そこで伺いますが，その後，市への問い合わせや苦情などがどうなっているか。また，市としてデジサボ等への要請を行っている事項があるのかどうかを伺います。

次に，浸水対策についてであります。これまでも浸水対策については，繰返し繰返し提起をしてまいりました。その中で，二反田川右岸，すなわち潟口ポンプ場，弥次ヶ湯流域とも言えると思いますが，この地域のことを中心にしていくつか伺いたいと思います。この地域は当初，区画整理事業と一体に整備をする予定にしておりましたが，区画整理事業がいつ始まるか分からない下で，事実上浸水対策もいつ具体化されるか分からないという状況でした。

そこで私は、それならば区画整理事業とは切り離して先行して浸水対策をすべきではないかと提起をしました。結局、区画整理事業とは切り離して行うための手続きを22年度までに行い、事を進めるとというのがこれまでの議会での質問に対する答弁となっております。そこで伺います。潟口ポンプ場、弥次ヶ湯流域について事業認可変更の進捗と現状はどのようになっているか。また、予算化など、今後の見通しについてはどうなっているか。この問題での市長の決意と併せて伺います。

白水館横に潟山ポンプ場を設置したことにより、白水館入口付近からテニスコート方面については基本的に対策が取られました。しかしながら、白水館入口付近から南側、潟山クラブまでの間ですが、この地域の対策は残されたままとなっています。この地域に対する認識はどうなっているのか。また、整備計画はどうなっているのか伺います。

この二つの地域について伺いましたが、その他、浸水対策の必要な箇所について、どのような地域を把握し、今後の計画はどうなっているのか伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。住宅リフォーム助成制度については、昨年の12月議会で提起をいたしました。答弁としては、制度の内容について他市の実施状況の情報収集や効果などを含めた調査をしてまいりたいということでありました。この住宅リフォーム助成制度というのは、住宅リフォームという呼称ではありますが、中身としては、また効果としては、地元業者と地域経済を支える経済対策であります。この制度は全国的にもどんどん広がってきております。そういう中であって、12月議会に続いて取り上げるところであります。そこで伺います。まず、どのようなところを調査しているかどうか。そして、先進地と言われる、岩手県宮古市について調査なり、把握をしているのかということについて通告してありましたが、先だつての東日本巨大地震で宮古市も人的、物的甚大な被害を受けました。ここにいたって改めて問い合わせ等すべきではないし、妥当ではありませんが、災害前に知り得た情報、ホームページなどで得た情報など、どのように承知しているか伺います。そして、この制度の意義についてですが、経済効果として意義あるものと認識しているかどうか、その点を伺って1回目といたします。

市長（豊留悦男） T P Pへの参加について、反対の立場を明確にすべきではないか、とのご質問でございますが、T P P問題に関しましては、農業及び関連産業等に深刻な影響を及ぼすことが広く報道もされてきました。しかしながら、金融、環境、労働、知的財産権など、あらゆる分野がT P P交渉の対象であり、24の作業部会において議論されていることや、各分野における国内産業、経済への具体的な影響等につきましては、現在においても、情報量は極めて少ない状況でもございます。また、いくつかの影響に対し、国がどのような施策をもって地域経済や国民生活を担保していくのかなどの情報も十分ではなく、T P P参加の是非を検討するための材料が十分ではあるとはいえないと思っております。このような状況において、市といたしましては、基幹産業である農業、関連産業を守っていくことが、市民の

安心・安全な食を守り、地域経済の浮揚につながるものと認識しておりますので、ＴＰＰ参加問題に対し、反対の立場で取り組んでいるところでございます。

次に、大牟礼・弥次ヶ湯排水区の浸水対策事業については、平成21年度に実施いたしました浸水解析結果を基に、ポンプ場に流入する区域を決定し、現在、事業実施に向けた都市計画変更の協議を県と進めております。県との協議が整い次第、関係住民への説明会を行い、都市計画案の公告・縦覧後に本市の都市計画審議会に諮り、知事の同意を得て都市計画変更が決定されると思っております。都市計画変更決定後は、下水道法による事業認可変更の手続きを行い、23年度予算案に計上しております浸水対策に向けた事業に取り組んでいきたいと考えております。

次に、浸水対策事業につきましては、経年劣化の著しい緊急な対応を迫られている潟口ポンプ場の建設と、本線水路の一部拡幅及び弥次ヶ湯地区からの流入水の柳田川への切替工事を第1期工事として進めていく計画でございます。第2期工事として行う弥次ヶ湯流域の雨水対策につきましては、最少の経費で最大の効果を上げるため、調整池の新設によりポンプ能力の縮減等を図り、事業費の削減や維持管理費の軽減を行うなど、総合的な浸水対策を実施していく予定でございます。平成23年度の予算におきましては、施政方針にあります、市民の安全・安心なまちづくりを目指し、潟口ポンプ場の基本設計・建設予定地の建物補償及び用地購入費を計上させていただいているところであります。

次に、大牟礼・弥次ヶ湯排水区の浸水対策事業につきましては、先般、施政方針でも述べさせていただきましたとおり、市民の安全・安心なまちづくりを目指し、現在、事業実施に向けて作業を進めているところでございます。この流域については、これまでも議員の皆さんや団体・地域住民から浸水解消を強く望む要望等もあり、厳しい財政状況の基ではありますけれども、市民の生命と財産を守る観点から、抜本的な対応が必要であると考えております。大牟礼・弥次ヶ湯排水区の浸水対策を行いながら、水辺の空間を活かした健康都市を目指した、総合的なまちづくりができないものかどうか、検討していきたいと考えているところでございます。

ほかにいただきました質問等につきましては、関係部課長に答弁をいたさせます。

産業振興部参与（浜田淳） ＴＰＰにおけます、現状においては、の表現ではなく、断固反対の表明ということでの質問でございますが、市は、ＴＰＰ協定の締結が、農業面に深刻な影響を及ぼすこと、そして農業・農村の衰退を余儀なくされることになると、他産業や地域コミュニティにも大きく影響していく可能性が高いことなどを認識しております。また、ＪＡなど、各農業団体はもとより、本市市議会、鹿児島県議会をはじめ、多くの組織が反対の意見を主張していることなどにつきましても承知しているところでございます。市といたしましては、このような現状を踏まえ、ＴＰＰ反対の立場で取り組んでいるところであります。一方、ＴＰＰ参加が、どのような産業の分野でどの程度の影響を及ぼすのか、また、そ

の影響に左右されない安定した国内経済、国民生活のため、国の施策などがどのように打ち出されていくのかなどについても、情報収集に努めているところでございます。このように、現時点におけるＴＰＰ問題の不透明な部分を的確に把握し、市民へお知らせしていく必要があります。

次に、行政として行動提起についてのご質問でございますが、市は、様々な機会をとらえまして、ＴＰＰ問題の現状についてお伝えしているところでございます。農政部門に関して申し上げますと、生産組織の会議等において、ＴＰＰが農業面に及ぼす影響などについて情報を提供しましたり、県のＪＡ中央会が県内5地区で開催しましたＴＰＰ関連行事に参加したりするなどしております。また、本年2月には、県ＪＡ中央会、ＪＡグループ鹿児島ＴＰＰ対策本部が、県市長会会長あて、ＴＰＰ交渉参加反対に関する署名運動賛同団体への要請がなされております。この要請に対し、市長会では県と同様の対応を取ることとし、各市において、ＪＡの署名運動への協力がなされているところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 地上デジタルテレビ放送についての市への問い合わせや苦情などの状況についてのご質問ですが、地上アナログテレビ放送の終了まで、いよいよ4か月余りとなりました。国は、地上アナログテレビ放送が終了したときに、テレビを見ることができない世帯が生じることをないようにと、これまで様々な施策を実施しております。これに併せて、市でも、広報紙で幾度となく、市民の皆さんに対しまして、早めに地デジの準備をしていただきたい。また、見られない場合は市に連絡していただきたいと呼びかけてきたところであります。広報紙への掲載は8回にのぼり、直近では、この2月に発行しましたお知らせ版の中で、市民税非課税世帯に対する地デジチューナーの支給制度の案内を掲載したところでもあります。また、このほか、市ではデジサポ鹿児島と協力して、昨年9月に、地デジの説明会や相談会も開催しているところであります。なお、地デジに関する、市への問い合わせや苦情などにつきましては、これまで、戸迫、瀧口、瀧山、宮、温湯、田良、五郎ヶ岡、愛宕下、前園、前原、町6区、西開閨、上仙田地区のほか、湊や大牟礼、中組、入野、川尻の方々からも寄せられております。その具体的な内容といたしましては、地上デジタル放送がほとんど映らないといったものから、1局のみ映らない、天候によって映らないことがある、また、電気店に来てもらったがそれでも映らないなどと、様々となっておりますが、調査の結果、アンテナの向きを調整するなどの方法により、国によって新たな難視地域に指定されている7か所、約620世帯以外は、おおむね良好に地上デジタル放送を視聴できております。

次に、デジサポへの要請事項についてでありますけれども、市からデジサポに対しましては、現地調査の依頼を行っているところであります。具体的には、市が、市民の皆さんから、地上デジタル放送の受信状態が良くないとの情報を受けた場合に、直ちにデジサポ鹿児島へその状況を連絡し、現地調査を依頼しております。デジサポ鹿児島は、市からの依頼を受けた後、直接その世帯と連絡を取り、日程調整のうえ、現地調査を実施しているという状況で

ございます。

建設部長（吉永哲郎） 白水館入口付近から南側の対策についてでございますが、白水館周辺の潟山地区の浸水対策といたしましては、国庫補助事業によりまして、白水館北側に雨水ポンプ施設の建設を平成19年度に着手し、平成21年4月より供用開始をしております。このポンプ施設の完成によりまして、異常潮位等の外水位の高い状態でも、強制的に排水が可能になったところでございます。しかし、白水館入口から南側につきましては未整備であります。面積にいたしまして、約2ha程度と思っております。この地区におきましては、台風や豪雨等によりましては、道路冠水しているような現状でございます。この地区におきまして、低地の宅地には、自助努力によりまして敷地内に排水ポンプを設置されている方もおられるようでございます。

続きまして、潟口ポンプ・弥次ヶ湯流域、それと白水館南側の付近を除けた他の地区についての浸水対策に必要な箇所はないのかということでございますが、浸水対策に必要な箇所については、昨今の地球温暖化による異常気象で集中豪雨が局地的に多発していることから、既設の道路排水施設では対応できず、梅雨時期など、年に数回、道路が冠水する地域があると認識をしております。主な箇所といたしましては、国道226号の田口田交差点周辺及び開聞地区の十町交差点周辺、また、市道北町通り線のプラッセだいわ前交差点付近及び市道古賀線などが、その影響を受け、道路が冠水する状況であると認識をしております。

産業振興部長（吉井敏和） 住宅リフォーム制度につきまして3点ほどご質問をいただきました。住宅リフォーム制度につきましては、住宅をリフォームしたい住民が地元の中小零細の建設業者に発注した場合に、自治体が一定の補助をする制度でございます。住宅の改善を容易にするとともに、中小零細事業者の振興を図ることを目的に、現在、全国の1,727自治体のうち、約1割の175自治体を実施しているようでございます。鹿児島県におきましては、曾於市が実施しております。平均的なところでは、工事費50万円以上で、補助率が10%、上限が20万円から30万円という補助額で、ほとんどの自治体が、1年間または2年間という期限を切っているようでございます。その中で、代表的な事例として、曾於市や、宮崎県の日南市、岩手県の宮古市等の事例について調査をいたしたところでございます。岩手県宮古市をはじめ、東北地方におきましては、今回の東日本大震災により甚大な被害を受けられております。被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。さて、お尋ねの宮古市につきましてですが、人口6万人で20万円以上のリフォームに対し、一律10万円を助成する内容で、補助対象者は、宮古市に住民登録をし、居住し、かつ住宅を所有している方で、市税を滞納していない方、対象工事は、宮古市内の施工業者による住宅リフォーム工事、自己の居住用で、市内にある住宅であることなどが要件となっているようです。期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間でございます。当初500件分、5,000万円の予算でスタートいたしましたが、3回ほど補正予算を組み、現在は3億5,000万円まで膨らんでおり、

財源は一般財源で対応しているとのことでした。

住宅リフォームそのものが経済効果として認識をもっているのかというようなご質問でございましたけれども、住宅リフォーム助成制度につきましては、市民の生活環境の向上と地域経済対策の一環として、裾野の広い住宅関連産業への投資を促進し、地元企業の支援と地域経済の活性化を図るという観点からは一定の効果があるということは認識をいたしております。

1 1 番議員（前之園正和） まず、TPPのことについては、私が言いましたように、12月議会の答弁とか、施政方針には、現状においてはというようなことが載っておりましたが、中身を聞けばと言いましょか、反対の立場で取り組んでいくということでありましたので、それはよしということで確認しておきたいと思うのです。ただ、行政としての行動提起を伺いましたところ、情報提供、どういう影響があるかということやら、あと県としての関連業者など、あるいはそういう集会などに参加をしているということでありましたが、いわゆる県内で一定のものがあるときに参加をするということにとどまらずですね、指宿市でどうするかということになれば、指宿市独自で市民を取り込んでの一定のそういう集会というのが妥当かどうか分かりませんが、指宿市独自に何かするというのも考えていくべきではないかという気がするんですが、市が積極的にやっていくという意味ではですね、その点は市長、どうでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 締結されますと、前の議会でも答弁したんですが、市の農業生産関係でも、約65億程度の影響があるというふうにいわれて試算したところでございます。特に、一番よく感じるのがですね、食料自給率が今現在40%といわれておりますが、その中で、50%にするという目標を掲げているところでございますが、締結されますと、14%に下がるということになりますと、86%、約9割が輸入に頼らないといけないというような状況になります。そこで、現在のカロリーベースの食料自給率では、低いところでは、東京が1%、大阪で2%、神奈川で4%というようになっております。ですから、農業関係の立場からいわせてもらえば、もうちょっと消費者の方々も、この食料確保という点でですね、十分に議論をしていただきたいというふうに考えているところでございます。特に輸入に頼りますと、このように異常気象がありますと、大雨、洪水、干ばつ、大型のサイクロン等が発生している状況なんです、そうなりますと、当初、関税が引き下げられて確かに安い輸入品が入ってきていいという、感じる方もいらっしゃると思いますが、そうしますと、そういう災害が起きますと、自国でまず食料を調達するのが先であって、日本等に輸出するのができなくなるということになれば、当然お金を出しても買えない状況が生じるということで、そういう消費者の方々もですね、是非、これに関しては興味を持っていただきたいということを思っているところでございます。ですから、我々もこれまで農業関係の総会等でもですね、そういう影響等についての説明をし、そういう理解をいただいているところでございますが、前

も言いましたように、県内5か所で、この貿易自由化のＴＰＰ参加を阻止しようというふるさと緊急総決起大会があったわけですが、そこでも市として一緒に参加をし、反対し、そういう運動も行ったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

11番議員（前之園正和） 反対の立場でやっていくということは、はっきりと答弁いただきましたので、どういう影響があるかということについては、私の方からも言いたいことはあるんですが、そこをやっていると時間の関係もありますので、要は反対の立場で取り組むということですので、指宿市としてどうするかという点ですね、そういった集会に参加するということも大事ですし、指宿市民の運動として提起をするという意味ですね、何かできないのかと、そういうこの場で具体的なものは示さなくてもですね、指宿市として独自に何かをするという決意はないでしょうかということ、市長に答弁を願いたいと思います。

市長（豊留悦男） 議員からこのＴＰＰ問題への一般質問をいただき、私としては本当にありがたかったと思っております。それはなぜかと申しますと、情報が足りないということでは、市長としての答弁としては、甚だ十分ではないだろうと思ったからであります。現状においてはという答弁を12月も今回もさせていただきました。12月の現状と今回の現状においてはというところでは、当然違いがなければなりません。そういう意味で、私も特にＴＰＰ問題については、本市の基幹産業、農林水産業を守るという観点から、本当に真しにいろいろな調査をし勉強をさせていただきました。そういう意味で、私も市長会のこのＴＰＰ問題に関する署名運動では反対の署名もいたしました。今後、指宿市として具体的に数値的にどのような影響があるのか、指宿の農業を守るとしたら何が大切なのかという、次の行動計画を明確に描いた上で、市としてどのようにＴＰＰ問題に取り組み、反対の意思決定をし、そのことを市民に周知するのかということについては、今後、慎重に、または真剣に考えさせていただきたいと、そう思っているところであります。

11番議員（前之園正和） 次にいきますが、地デジへの完全移行に関してであります。広報紙等で周知を図っていると、それから、市民からの苦情等があればデジサポへ取り次いでいるということが主な答弁でありました。アナログ波が停波すると、今のままでは地デジを見られない地域があるということは、もうこれははっきりしておりまして、十町、東方、大牟礼の一部、いわば魚見岳の陰とでもいうべきところですが、地デジ放送を見ることのできない地域として、約600世帯が該当するのではないかとすることは、国の方でも把握がなされております。この地域の方々を対象に、潟山公民館、潟口公民館、そして指宿市役所で、国において説明会が開かれたわけですが、そこで伺いますが、説明会に600世帯ぐらいあるといわれているわけですが、何割ぐらいの世帯が参加をしたのか、またその後、国の委託を受けた業者によって訪問調査等も行われていると思いますので、あわせてどの程度に周知がなされているのかということと、その対策状況について簡単にお願したいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 魚見岳の山陰となる約600世帯につきましては、放送事業者が魚見岳

に指宿中継局を開局することになっております。国は当初、指宿中継局につきまして、コンピューターシミュレーションによると、指宿中継局を開局しなくても新たな難所は発生しないというようなことから、開局しないという方針でありました。しかしその後、放送事業者による現地での実測の結果や、市に寄せられた市民の皆さんの情報などから、市が開局の要望を続けたこともありまして、方針を転換し、開局することになったところであります。もっとも、周波数の空き状況や、国の補助制度を利用して整備するという事情から、着工は地上アナログ放送終了後の7月下旬以降となり、開局は本年12月以降になる見込みであります。したがって、約半年間のタイムラグが生じることになります。そこで国では、暫定的な措置といたしまして、対象となる地域の希望者に対しましてパラボラアンテナを支給し、衛星放送による視聴できる方法を採用することにいたしました。対象となる全世帯には、市も協力して、昨年11月末にチラシを配布し、12月中旬には潟口公民館や市役所などで説明会も開催しております。その時の参加者が約54名というふうに聞いているところでございます。そして現在は、国の委託を受けた業者が、申込用紙の配布等を行っているところであります。なお、この方式では、パラボラアンテナを設置することによりまして、TBSやフジテレビなどの東京のキー局の放送を、衛星を利用して受信することになります。これらの地域にお住まいの方々には、指宿中継局が開局するまでの約半年間は、ご不便をおかけすることにはなりますが、ご理解をいただきたいと考えているところであります。

1 1 番議員（前之園正和） 今答弁ありましたように、当初、指宿中継局はできないということでしたが、12月以降に開局予定ということになっております。いずれにしてもアナログ放送終了後ということですから、その間はそのままでは見られないということで、今答弁にもありましたように、パラボラアンテナなどの支給設置などによって、衛星放送を通じて、東京の放送になるけれども、地デジが見られるようになるということでした。600世帯あるうちに、その説明会に見えられたのが54名、54世帯と読みかえてもいいと思うんですけども、その後、業者が回っているということでありましたが、なかなかこの参加の数からも見てみても、周知が必ずしもできてないのではという気がするんですが、それは停波までに間に合う見込みということでもいいのかどうか。また、先ほどの答弁の中で、個別にもいろいろな地域がある、地域というか、点在があるということでした。アンテナの設置とか調整の範囲で何とかできるのではないかという含みもありましたが、それも含めて、停波までに全体間に合うというふうにお考えかどうか、その点はどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほど答弁いたしました、今もなお難視状態にある7地域の中で、先ほど十町、潟山、潟口の600世帯についてお答えいたしましたけれども、これを除く6地域、約20世帯に対しましては、国は各世帯に高性能アンテナを設置することにより、難視状態の解消を図ろうと計画しております。この制度をおおまかに説明いたしますと、高性能アンテナを設置する費用が世帯当たり3万5千円を超える場合に、費用の3分の2を国が補助するもの

であります。また、国の補助のほかにNHKからの補助もあり、世帯負担額が7千円を超える部分の上限10万円までについてはNHKが補助をいたします。高性能アンテナを設置しますと、難視は解消されることとなりますが、国によりますと、高性能アンテナの設置を行う事業者が不足しているということから、7月24日までの地上アナログ終了までに工事を完了することはできないということでもあります。そこで国では、暫定的な措置としまして、これらの地域の希望者に対しましてもパラボラアンテナ等を支給し、衛星放送による視聴ができる方法を採用しております。なお今後、このほかに難視の地域や世帯が出てくる恐れもあります。地上デジタル放送を視聴できない地域や世帯が、即座に国の救済制度を受けられるわけではありません。国の救済制度を受けるためには、新たな難視地域として国から指定される必要があります。これは、基本的にはデジサポ鹿児島や放送事業者が現地調査をし、その結果に基づき判断されております。したがって、市民の皆さんには、ご自分の家庭が良好な地上デジタル放送を視聴できるのか、早急にご確認いただき、視聴できない場合は、直ちに、市またはデジサポにご連絡いただきたいと思います。そのためにも、引き続き、市民の皆さんへの広報に努めていきたいと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 国の調査では、昨年9月の時点で9割が地デジ対応受信機を保有しているということだそうです。しかし、この調査というのは80歳以上の世帯は除外されているといわれております。一部の国民は最初から外すという姿勢であります。その考え方が、地デジ難民が出ても予定された期日にアナログ波の停波をするということではないでしょうか。今、いろいろ努力はするということにはなっているのですが、言われているのは、それでもやはりテレビ難民が出るのではないかとということが言われております。やるべきことを進めるということは当然のこととして、アナログ波の停波については延期をすべきではないかというふうに思うんですが、そのことを市長として停波の延期を求めるということを国等に要請する考えはないかどうか、市長に伺います。

市長（豊留悦男） 国としてもいろいろと援助策を考えているようでございます。一番いいのは、こういう、いわゆるテレビが視聴できないという、そういう事態を回避できるということで今、いろいろな施策を打ち、努力をしているところでございます。今はその状況を見守り、本市においても、そのような地域がないようにということで、行政としても、また私としても努力をしているところでございます。今いただきましたご質問につきましては、近々私ども県内の市長会がございまして、そういう公的なものを通じてでも本市の実情を訴え、どうしていくかということについて検討させていただければと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） それでは浸水対策の方に移りますが、淵口ポンプ場、弥次ヶ湯流域、二反田川の右岸の地域、区域についてですけれども、区画整理として分離して対策を取ると、そのための手続きは22年度中に終わるということになっていたがどうかということについては、都市計画の変更の手続きを県と進めているということでしたが、これは22年度と

いっても、もう日にちがないわけですが、22年度中に終わるということなのか、23年度の早い時期ということなのか、もう少し詳しく分かれれば示していただきたいと思います。

建設部長（吉永哲郎） 弥次ヶ湯地区につきましての下水道単独での施工が可能かということになるかと思えますけれども、現在、原課におきまして、雨水先行ということで、弥次ヶ湯流域につきまして、都市計画の変更手続きを行っているような状況でございます。内容といたしましては、下流にあります渦口ポンプ場の位置の変更とか、そういうものの変更の手続きを行っているような状況でございます。

1 1 番議員（前之園正和） 明確にはなかったんですが、いずれにしても23年度の早い時期には、手続きとしては完了するということになるのではないかと思います。それでは、実際にその手続きが完了して、今年度の予算にも一部入っているわけですので、23年度からは実際に工事が始まっていくのではないかなというふうに推測するところですがけれども、基本設計なり、その設計の確定なり、事業が始まるということは、もう23年度から始まるという理解をするわけですがけれども、それでいいかどうか。また、何年ぐらいと言いましょか、どれぐらいで終わるということになるのかどうか、その点はどうでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 渦口ポンプ場の工事着手についてでございますが、23年度にお願いしてあります事業費をもちまして事業認可、都市計画の事業認可変更、それと下水道を行うための事業費を捻出、捻出と言うんですか、事業費決定を受けなければなりません。それが23年度中に下水道法に基づく認可をいただいて、工事になりますと、土木工事におきまして、早くも25年度というふうに思っております。それと、工期につきましてでございますが、下水道法に基づきまして雨水汚水等の事業費のからみもあります。渦口ポンプ場の流域にかかわる建設の年度、完成年度、渦口ポンプ場の供用開始ができるまでの施設の事業年度といたしましては、平成28年度から29年度を今考えているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） それでは、住民に対する説明会も計画変更等が確定をすればということでしたが、住民に対する説明会というのは、大体今の流れの中ではいつごろということになるのでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 現在、県の方に都市計画法に基づく事業認可の変更の協議、下協議を行っております。その中で、当然、住民に説明会、最終的には都市計画法の計画に基づいた縦覧というものがある関係上、その住民に対しての説明会は行います。時期につきましては、今現在協議中でございますので、協議が済んだ後におきまして住民への説明会に入ってくるものと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） いつごろというのを求めたかったんですがけれどもないようですので、それはまた具体的にしてからですね、お聞きしたいと思います。それから、白水館入口付近から南側のところについてですがけれども、大体2h aあるということでした。北側については対策が取られ、それからですね、それ以降、雨は一定、降ったのがあったんですけれど

ども、効果がはっきりしているのかなというふうに思うところではありますが、この南側について、2haについてのやらなきゃならないところという認識は当然あるわけですが、これについてはどのようになっていくのかですね、先ほどの二反田川右岸のこともあるわけですが、それがあつたとしても、やるべきは並行して取り組むということが必要なのではないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 南側の整備の計画につきましては、南側の低い箇所にポンプ施設を設置し、強制的に白水館北側の雨水ポンプ場に排除する計画でございます。雨水整備の事業になりますと、多額の経費を要することから、本市の厳しい財政状況の中、事業の緊急性や住民生活への影響度等を総合的に判断し、潟口雨水ポンプ場の建設を最優先にしたところでございます。南側の対策につきましては、台風や豪雨時等で道路の冠水を行う場合は、状況を見ながら強制排水ポンプの借上げ等で対応し、浸水の軽減を図ってまいりたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 全体の時間の関係がありますのでそれ以上は言いませんが、その他、必要とされる箇所もいくつかあるということでしたが、住民の暮らしにかかわると言ってもですね、災害との関係でいえば、場所によっては生命にもかかわるといふことにもなりかねない、それぞれそういう場所ですので、是非、取組を強めていただきたいというふうに申し上げておきます。

それから、住宅リフォーム助成についてですけれども、ああいうことになるとは誰しもが想像しないわけですけれども、宮古の分についても調査がなされておりました。この調査等ですね、曾於市、宮崎の方、それから宮古を含めて調査されたということでしたが、調査といっても相手方にですね、おもむいたり、あるいは電話で問い合わせをしたり、あるいはホームページで収集したり、いろいろその手法はあるわけですけれども、今、インターネットも随分活用できるわけですので、ホームページ等でもその現状等についてはどういうものであるかということについては、当然把握はできるわけです。しかし、直接問い合わせをすることにはですね、その効果がどうであるのかという点での情報収集というのは、インターネットだけではなかなか分からないというふうに思うんですけれども、その点を含めてですね、主に問い合わせ、情報収集の方法ですけど、問い合わせを含めてやったのかどうか、主にインターネットその他に限ったのか、その点をまず簡単に答弁をお願いします。

産業振興部長（吉井敏和） 県内の自治体におきましては、電話等での確認を行っております。全国の実施自治体の状況につきましては、関連情報紙やホームページ等で調査をいたしたところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 宮古の分について具体的に例も聞きたかったんですが、ここはもうあえてそれ以上は述べません。近江八幡市もですね、この住宅リフォーム助成制度を昨年度と今年度に続いて来年度も実施するというところで予算計上してあるようです。今年度は申

込受付初日だけでも当初予算分の2倍の申込みがある好評ぶりだったと、地域経済への波及効果も大、建設関係の中小業者や市民から再実施への期待が高まっていると、そういう報道もあります。初日の申込日には282件、4,500万円の予算を組み、150件程度に助成を予定していたのだが、予想を1日で大きく上回り、助成を受けられなかった人たちの救済が課題となった。市は急ぎよ9月に4,000万円の追加予算を組んですべての人に行きわたるようにしたということであります。この近江八幡の場合には、市民の住宅の修繕、補修、模様替えなど、10万円以上の工事に対し、経費の15%の助成というもので、最高限度額は30万円と、工事は市内に本社がある法人や個人の施工業者を利用するというので、中小の業者に仕事が回っているようであります。その制度の目的として、多岐にわたる業種に経済効果を与え、個人消費を促して地域経済の活性化を緊急に支援するためとつたっているようであります。市としても、その経済効果等については一定評価を認めているわけでありますが、それでは、現に、指宿市においても同助成制度を創設に向けて、調査はもう終わったと、ある意味ではですね。効果はあるものだということであるならば、指宿市においても助成制度創設に向けて検討すべきだというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほど答弁いたしましたように、一定の経済効果はあるという認識は持っております。しかしながら一方で、指宿市補助金等の適正化に関する条例や、第二次集中改革プラン等に基づく補助金等の見直しにより、縮小・廃止される制度がある中で、新たな補助制度の創設ということとなり、様々な行政ニーズや新たな行政課題、早急な対応や事業展開をしなければならないことなど、市の施策全体として総合的な観点からの熟慮も必要であるというふうに認識をまたしているところでございます。そういった中で、本市の財政状況も非常に厳しい中で、今後もこういったリフォーム制度の新たな補助制度につきましては、熟慮していく必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

11番議員（前之園正和） 最後になりますけれども、3月11日の巨大地震によって犠牲者と行方不明者合わせてゆうに1万人を超え、1万3,000、4,000人という声も聞かれます。大きな人的また物的被害が生じ、いまだその被害の全容さえ分からない状態です。原発においては今なお危険度が広がり、一部にはスリーマイル以上の一大事だとの報道もあります。いずれにしても戦後最大の非常時であり、ある意味では危機であります。国家財政にも大きな影響を及ぼし、予算の組み替えなども考えられます。地方自治体の財政計画にも影響するかもしれません。しかしながら、地方自治体の責務はあくまで住民の安全と暮らしを守ることですので、地震があったからといって萎縮するのではなく、前を向いて、そして、住民の側を向いて市政を運営していただきたいと思っております。今、住宅リフォーム助成については、新たな助成制度をすることについては、ほかのものを削っていることもあり、熟慮しなきゃならないということでありましたが、必要と思うならばということ今回議案に出ていますように、乳幼児医療費の助成については、これまで6歳の3月31日までということでしたが、これを9

歳に改めるということでした。当然、一定の財源はいるわけですが、これは是非必要だという認識のもとに財政が苦しいといわれる中であっても、新たな改善としてことを進めたのだらうというふうに思います。その意味では、この住宅リフォーム助成制度、景気が低迷をしている、そういう中で、個人の施設にかかわるというだけではなくて、答弁の中でも認めておりますように、地元の経済政策としても効果があるというわけですので、効果を認めているならばですね、必要なものはやるという中で、この住宅リフォーム助成制度については、それはもうやっているところを見てもですね、1年限り、場合によってはまた続けるということで、永続的な事業として必ずしもやっているわけではないわけでありまして。そういう意味では、まずは1年ということでもよからうというふうに思うわけですので、そういう意味ではですね、この住宅リフォーム助成制度の効果があるということははっきりしているわけです。そしてまた、まずは単年度と、あとは様子を見てと、これが効果が広がりですね、となれば、またほかの自治体がそうであるように補正を組むとか、宮古の例もさっき出されました。当初、5,000万円だったのが補正で3億5,000万円ということでしたけれども、先ほど私が例を示しました近江八幡でも、初日だけで予算の2倍も申込みがあるというような住民の要望にもこたえることでもあるし、経済効果もあるということですので、この住宅リフォーム助成制度についてはですね、単年度ということでスタートしていいわけですので、是非、検討していただきたいと思うんですが、これはもう次の質問ということになりますので、最後ですので市長に答弁をお願いします。

市長（豊留悦男） 宮古市の住宅リフォーム制度、その具体的なものを市長の記者会見の全文を取り寄せてみました。その中で、災害対策目的ということで100件近くの、その補助制度も利用して住宅を改修した家があったという報告でございます。しかしそれも今回の地震ですべて失われたという、そういう悲しい結果を見たときに、私も大変心が痛みました。議員ご指摘のように、この事業が地域経済の活性化に役立つ、そして、何より生命と財産を守る観点でどうしても必要であるという、そういう判断をし、そして、本市の住宅事情を考えた場合に、これが有用性、もちろん有用性があるから議員がこういう一般質問で取り上げてくださったことだろうと思いますので、今後、外部評価委員会という機関もございまして、そこの意見を聞きながら、また先ほど申し上げましたように、様々な補助制度との整合性も必要でありましょうから、今後、検討させていただきたいと思います。

1 1 番議員（前之園正和） この住宅リフォーム助成制度を創設していただきたいということについては、議会にも陳情が出ておりまして、それを先日委員会として採択をしたと、また本会議があるわけですが、委員会として採択をしたということも聞いております。議会としても、是非、進めていただきたいという反映ではないかというふうに思いますので、是非、進めていただきたいと申し上げて終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 0時56分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

2番議員（西森三義） 皆さん、こんにちは。2番、西森三義です。午前中はたくさんの方が傍聴に来ていただいております。議会に関心を持っていただくことに感謝申し上げますとともに、議員として何をすべきかを考え、指宿市発展に努めてまいりたいと思います。

さて、議長や同僚議員も話されました、東北関東に甚大な被害をもたらした国内史上最大の地震、東北関東大震災のテレビ映像での光景を見たとき、自然のエネルギーの怖さをまざまざ見せつけられたようです。また、その影響なのか、3月11日の地震発生があった夕方、池田地区の住民より池田湖の水位の変化を知らされ、現場に駆けつけたところ、水位が上がったり下がったりしている現象を見てびっくりして、すぐ開聞岳を見上げてしまいました。幸い、池田湖にはその後、変化がなく、安どいたしておりますが、東北関東大震災による大津波で多くの人々が被害にあわれており、心からお見舞いを申し上げます。指宿市も義援金を募るのはもちろんですが、人的支援としてさっそく消防職員を派遣していただいたと聞いてありがたく思っております。今回の災害復旧にあたっては、国・県と一体となり、対応されますようお願いを申し上げます。

それでは一般質問を行います。その前に、3月末をもって退職されます職員の皆様方には、長い間市勢発展にご尽力を賜り、心から敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な行政経験と知識をこれからの指宿市発展のために活躍してくださいますようお願い申し上げます。本当にご苦労さまでした。これから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、農業振興についてであります。東北地震に比べれば些細なことかもしれませんが、決して軽くはございません。大みそかから元旦にかけ、これまで経験したことのない大雪で多くのハウスが倒壊し、農家の方も生産意欲を失っているようであるが、市から被害を受けた農家へ助成金を支出する考えはないか。

また、このような自然災害での被害基準を設定する考えはないかお伺いいたします。

それから、今回の災害において県の園芸施設等災害復旧対策事業に何名の方が申請されたかお尋ねいたします。さらに、今年は雪害、霜害のほかに、ヒヨドリの被害も各地区で発生したが、有害鳥獣の駆除対策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

そして、当指宿市は南の食料基地といわれている中で、野菜技師、畜産技師の採用は計画的になされているのか。隣国の韓国の口蹄疫発生で万一のときの対応はどのように考えているかお尋ねいたします。

次は、二つ目の市役所改革についてであります。まず、22年度からの取組で職員の意識改革は職場内の雰囲気、市民サービスの向上等を含め、図られているかお伺いいたします。

それから、職員に対する評価制度の取組はマニュアル作成を含めてどうなっているか。そして誰が評価をするのか。そのときの個人情報万全なのかお尋ねいたします。

また、厳しい財政状況の中で、職員一人一人が知恵を出し、市勢発展と、さらには、素晴らしい指宿市を築いてもらえるかと期待している一人として、この評価制度の結果を能力給に反映させるお考えなのかお伺いいたします。

三つ目は、陸上選手の育成強化についてであります。幸いにして平成23年度の予算に市営陸上競技場の改修事業費が計画されており、いろいろなスポーツ選手の育成に役立てることと思います。私は、県地区対抗女子駅伝、県下一周駅伝大会を応援したときや、新聞を購読する中で、長距離走選手の育成が必要であると感じました。それには市内の企業等と連携を取り、選手を確保する考えはないかお尋ねいたします。

また、中学、高校からの強化が大事と考えるが、市内の中学、高校に陸上選手の育成を依頼するために、指導者を派遣する考えはないかお伺いいたします。

指導者とは、指宿市内に居住する陸上経験者のことであります。また、穎娃町みたいに駅伝強化のためのシステム、人的導入は考えられないかお尋ねいたしまして1回目の質問いたします。

市長（豊留悦男） 雪害によるハウス倒壊の農家へ助成金を支出する考えのご質問でございますが、昨年の12月31日から1月1日にかけての大雪やその後の寒害、寒さにより大きな被害が発生し、被害にあったハウス等の撤去や復旧作業に大変ご苦労されておられます方々に対し、改めてお見舞いを申し上げます。今回の雪害による、本市におけるハウスの被害額は約700万円とお聞きしております。また、平成21年度は雹によりハウスで約8,000万円、畜舎においても430万円の被害が発生しております。これまで、台風等の自然災害による被害を受けた年もありましたが、施設に対しての補助は行っておりませんので、今回だけ支援することは難しいのではないかと考えているところでございます。施設の復旧に対しましては、県が園芸施設等雪害復旧対策事業費3億円、補助率は2分の1でございますけれども、3月補正に上程しております。その事業の活用と、自力での普及をされる方につきましては、市の農業振興促進基金を利用させていただくことや、JAいぶすきの災害緊急資金の利子に対する助成を考えているところでございます。

次に、職員の意識改革についてのご質問でございます。私は、施政方針におきまして、限りある財源の中で、市民サービスを低下させることなく施策を展開していくためには、それぞれが知恵を出し合い、最少の経費で最大の効果を挙げるのが行政に課せられた責務であると申し上げました。職員一人一人の意識改革はもとより、職員の能力を最大限に引き出す人材育成、これが何よりも大切なことであろうかと考えております。したがって、先に策定した指宿市人材育成基本方針に基づき、無駄なく効率的な行財政運営ができる体制づくりなどの職場環境の整備に取り組むとともに、自己啓発や職場内及び職場外での研修を通じ

た職員研修の充実に努めているところでございます。その具体的な取組といたしましては、職場環境の整備、そして全庁的な情報の共有化を図るために、毎月定期的に部課長会議を開催しておりますし、今年度から部課長職を対象に、人事評価制度の検証も始めたところでございます。

次に、職員研修におきましては、昨年11月に、JR九州の客室乗務員、いわゆるつばめレディをお迎えし、お客様に対する笑顔での接し方を学ぶ職員研修会を実施し、接客マナーの向上に職員それぞれが努めているところでございます。このほか、市内の名所や史跡など、指宿の魅力・情報というものを発信する力を高めるためのeラーニング学習、いわゆるパソコンによる通信教育学習にも職員が取り組んでおります。私は、職員の意識改革、人材育成というものは、なかなか一朝一夕には成し得ないものと感じておりますが、今申し上げました取組などを通じまして、市民サービスのための人材育成、そして、意識改革に更に努めてまいりたいと考えております。

次に、長距離走選手の確保に関するご質問でございますが、県下一周駅伝・地区対抗女子駅伝とも、今回の大会から主力であった多くの旧穎娃町の選手が抜けたことから、厳しいチーム編成を強いられてきました。市といたしましては、指宿市単独のチーム編成となったことから、昨年5月に市体育協会、市陸上競技協会や中学校・高校関係者等からなる指宿地区駅伝運営委員会を設立し、当運営委員会と連携を図りながら選手の確保や合同練習・強化合宿等による育成等を行ってきたところでございます。選手の確保策として、市内の大きな企業に選手の採用をお願いする考えはないかとのことでございますが、本年も選手を市内の企業に採用していただき、チームの主力として活躍していただきました。今後も引き続き、関係企業にはお願いをしてまいりたいと思っております。

以下、いただきましたご質問に対しましては、関係部課長に答弁をいたさせます。

産業振興部参与（浜田淳） 自然災害での被害基準に関するご質問ですが、ご承知のとおり農作物や施設等の被害は、雪や霜、低温、台風、長雨、干ばつなど様々であり、作物の生育不良や霜サヤなど、すべての作物に様々な被害が発生いたします。また、被害状況につきましても軽い被害から今回のように大きな被害までありますが、個々の農家の被害把握が非常に困難でもあります。今回のハウス被害につきましても、地域別には、池田、新西方、西方、小牧地区に集中しており、更に同地区でも耐用年数が経過した施設がほとんどでございます。このような様々な条件の差がある中での、一律の基準を設けての支援は難しいものと考えております。今後につきましても、被害の状況を見ながら、農業振興促進基金の活用やJAが行っております災害緊急資金等への利子助成の検討を行ってまいりたいと思っております。また、施設等の被害対策につきましては、農業共済組合の施設共済加入推進や国・県の補助事業等を利活用してまいりたいと考えております。

次に、雪害の状況と県の災害復旧対策事業の申込状況のご質問ですが、雪による施設倒壊

等につきましては、件数で69件、面積で4万4,986㎡となっており、県の農業災害報告の評価基準額で算出した額で700万円となっております。今回被害にあった施設をすべて建て直すとした場合、県の標準型で試算しますと約2億2,000万円程度と見込まれるところでございます。県が3月議会に補助額で3億円、補助率2分の1を上程しております。

園芸施設等雪害復旧対策事業の申込状況ですが、説明会やチラシ等で周知を行い調査した結果、現段階で32戸の農家が2万895㎡、事業費見込額で約1億3,000万円の希望が上がっているところでございます。

次に、有害鳥獣駆除対策につきましてのご質問ですが、農作物等への有害鳥獣による被害が発生した時は、市民から被害の報告を受けた地元区長さん等から申請を受け、直ちに被害の状況を調査し、被害状況確認後、狩猟の期間・区域・捕獲方法等を決定した後、地元猟友会へ捕獲事業指示書の発行を行っております。現在、有害鳥獣捕獲従事者として、指宿猟友会から18名、指宿西猟友会から19名、山川猟友会から19名、開聞猟友会から14名の合計70名の方に協力をいただき駆除を行っております。また、一般狩猟期間は、11月15日から2月15日まで、そして、イノシシにつきましては、11月15日から3月15日までとなっており、この間にも鳥獣の捕獲もされている状況であります。今後も、農作物等への被害を最小限に食い止めるためにも、できるだけ早く現場で対応ができるよう連携を取ってまいりたいと考えております。

総務部長（渡瀬貴久） 農業技師の採用等についてのご質問でございますが、職員の採用につきましては、合併以降、集中改革プランにおける定員適正化計画に基づきまして、年次的な職員の削減を図るとともに、併せて、計画的かつ適正な採用に努めております。特に限られた財源と職員数の中で、各種の施策を遂行していくためには、農業の分野に限らず、様々な分野において、幅広い知識、政策形成能力や調整能力を持つ職員を計画的に採用し、配置していかなければならないと考えております。このようなことから、農業技師につきましては、いわゆる専門職という形での採用ではなく、農学部出身である職員等を一般職として採用するなどしております。また、昨年開設いたしました農業支援センターへの配置につきましては、長期的な人材育成という観点のほか、職員個々の意欲、能力等及び過去における農業行政の実務経験等も考慮し、配置するよう努めているところであります。

なお、農畜産関係の防疫体制につきましては、農業支援センターを中心に、また、事案によっては、市組織すべてをあげて、国・県並びに関係機関と連携を図り、危機管理意識の中で防疫体制に努めているところでございます。

続きまして、市役所改革について、職員に対する評価制度の取組についてのご質問ですが、評価制度につきましては、職員の人材育成を最たる目的に、日常の勤務や実績を通じて、その能力や仕事ぶり、適性などを客観的に評価し、能力開発や適材配置により、組織の活性化を図ることを基本に、育成型の人事評価制度として制度設計を行っております。この評価制

度では、市が取り組む各種の施策について、それぞれの職場における業務の目標などを踏まえ、職員個々の業務の達成状況を評価する業績評価と、職務に取り組む姿勢や行動を評価する職能評価を柱としております。評価を行う者につきましては、評価者個人ごとの誤差が生じないようにするため、複数の者が評価を行う評価者の多層化、いわゆる一次評価者と二次評価者を置くことにし、職員がどのように職務に取り組んだかなど、事実に基づいて評価する仕組みを構築し、公平性、客観性、透明性、そして納得性の確立に努めているところでございます。なお、評価制度におけるプライバシーの保護はもちろんのこと、評価する側、いわゆる評価者のスキルの向上が必要不可欠でございますので、昨年度から部課長職を対象にした評価者研修を実施しているところであります。

次に、評価制度に基づき能力給に反映する考えはないかとのご質問でございます。先ほど人事評価制度の最たる目的は人材育成であり、それぞれの職場において設定された目標業務を達成していくことだとお答えいたしました。それは、問題意識を持って課題を発見・解決し、困難な業務にも積極的かつ果敢に挑戦するチャレンジ精神旺盛な人材を育成すること。また、職員一人一人の能力・実績等を適正に評価し、その評価結果を能力開発に活用することで職員の能力向上を図ることでございます。そういう思いから、この制度の検証作業を昨年11月から部課長職を対象に開始したところであります。今後も、この検証作業を重ね、将来的には処遇等へ反映されることを視野に、まずはしっかりと評価制度の構築を目指したいと考えております。

教育部長（吹留賢良） 陸上選手の強化についてということで、中・高校に長距離選手を育成する一般指導者を招へいし、選手の育成を図れないかというご質問ですけど、議員が言われますように、中学校、高校に長距離選手を育成するための一般指導者を招へいすることは、一つの手法として意義のあることと思います。しかしながら、各学校には生徒数や部活の状況等いろいろあるかと思ひますし、一般指導者の確保という問題もございませうが、競技力の向上を目指して努力してまいりたいと思ひているところでございませう。

次に、強化のためのシステム導入は考えられないかということで、旧穎娃町のあれでありましたけど、確かに旧穎娃町におきましては、学校主事による陸上選手の指導が行われ、その選手たちが高校に進学し、県下一周駅伝や地区対抗女子駅伝等で活躍をいたしてあります。また、地域自体も駅伝に強い関心を持っており、これまで、多くの長距離選手が地元に残り活躍をいたしてあります。このように、旧穎娃町においては、各中学校で選手育成を行い、これらの選手を地元で確保するシステムが機能しており、これが強みであろうかと思ひてあります。本市におきましても、継続して長距離選手を育成・確保していくシステムづくりは必要であろうかと思ひてあります。現在、いぶすきスポーツクラブによって、小学生を中心に96名の会員により、週1回の陸上教室が開催されてありますし、平成23年度からは、試みとして、県下一周駅伝経験者の指導の下、中・高校生を対象に、駅伝選手の育成を目的とし

たクラブがスタートします。市としましても、このいぶすきスポーツクラブの育成・支援等を通じて、長距離選手の育成をしてまいりたいと思っているところでございます。

2番議員（西森三義） それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。まず、雪害時の被害を受けられた農家への助成金については、今までも施設等への支出をしていないことから、今回だけ支援することはできないという答弁をされましたが、他の市町村の状況はどうなんですか。把握されていたら教えていただきたい。ちなみに、JAいぶすきでは、3月10日に豆類寒害に対する支援策として葉面散布剤を配布いたしております。ほかの市町村の状況等を教えてください。お願いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 県の事業に対します他市の上乗せ補助の状況についてご質問ですが、既に鹿児島市は、事業費に対します4分の1の上乗せ補助を決定しております。また、南さつま市は、事業費に対する15%の上乗せ補助を決定しており、南薩地区の他市につきましては、上乗せ補助は実施しない状況のようであります。鹿児島市におきましては、これまで大きなハウス被害がなく、今回が初めてのケースであることや、南さつま市は果樹ハウスの倒壊が主なものであり、キンカンの樹木の植え直しもあるなどの特異的な事情があることなどから、市の上乗せ補助をするとのこととあります。

2番議員（西森三義） 鹿児島市、あるいは南さつま市は、それぞれ特異的なことがあるから補助をするということとありますが、そうであるならば、当指宿においては、被害基準について、先ほどありましたけど、大小の被害があり、被害把握が困難ということとありますが、例えば、県とか、JAにも相談をして、基金を積み立てる方法とか、考えることはできないか。また、県内にこういうふうな災害被害に対する基準を設定している市町村はないかお尋ねいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 他の市町村の自然災害等に対します助成基準の設置状況でございますが、農作物や施設等の被害につきましては、今回の雪害や霜害、低温、更には台風、長雨による湿害、干ばつ等があり、また、すべての作物に様々な被害が発生いたします。基準設置について県へ確認をしたところ、また、近隣の市の状況を調査しましたが、災害に対する基準を設けて助成を行っているところはない状況であります。また、基金の積立金による補償につきましては、ご承知のとおり、農業共済制度でハウスやその中にある作物、果樹、水稻、家畜などの共済制度があるわけですが、現段階では、それ以外の作物に対しての共済制度はないところでございます。基金の規模や補償の仕組みなど、国レベルでの検討を必要とするものと考えますので、今後、県等への要望を行ってまいりたいと思います。

2番議員（西森三義） 今、参与の方が答弁いただきましたけど、是非ですね、農家の支援のためにも国・県の方に要望はしていただきたいと、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどの県の災害復旧対策事業での答弁で、32戸が今申請をしているということで聞きましたが、この制度の周知徹底と今後の進め方について、どのように対応されるの

か、その計画はどうなっているのかを教えてください。

産業振興部参与（浜田淳） 今回の県の園芸施設等雪害対策事業につきましては、県の方で本日開催の県議会で審議されるというふうになっているようでございます。その決定がありましてから、県担当課から各市町村には事業の詳細が示されるものと思われま。現時点での情報では、事業対象は全半壊したハウス、畜舎、樹木被害に伴う植え替えに係る経費とし、事業実施主体は市町村、農業協同組合、または3戸以上での農家で組織する団体で、補助率は2分の1以内としているようでございます。周知についてのご質問ですが、事業周知につきましては、農林技術協会や観葉植物部会等を通して把握できました農家に連絡するとともに、開催ポスターを各農協の支所窓口に提示し、2月24日に2か所で説明会を開催しているところでございます。また、今回被害の大きかった指宿地域におきましては、全戸へ事業申込みの通知をし、希望調査をとりまとめている状況でございます。今回の補助事業につきましては、県は、緊急的な支援措置として、平成22年度の3月補正予算で計上しており、市町村には、まだ事業の確定した詳細が示されていないため、個々の設計や見積りなどが作成できないことから、対象事業費の正確な把握ができず、補正予算の計上が困難な状況でございます。県は、市町村の予算計上は、平成23年度の予算でもよいとのことですので、本市といたしましては、復旧を急がれる農家の方もいますので、対象事業費の確定できると思われま平成23年度予算での専決処分とさせていただきたいと考えているところでございます。

2番議員（西森三義） いろいろと県と協議をしながら進めていただきたいんですが、農家の中にはですね、こういう災害復旧対策事業をよく理解されていない、そういう農家があります。例えば、あたいげえな共済保険に入っておらんかったで、でけんたっというような認識を持っている農家さんもいらっしゃいますので、そこあたりについてもですね、十分支援センターが中心になって農家の方に文書配布もされておりますから、更にまだ徹底した指導をして、被害にあわれた農家が、ほとんどがハウスがまた建てられるようにですね、指導方をお願いをしたいと思いま。

それでは、有害鳥獣の補助につきましては、先ほど答弁がありました。70名の猟友会の方々に協力をいただいていると聞いておりますが、捕獲費はどうなっているのか教えてください。

産業振興部参与（浜田淳） 有害鳥獣の捕獲に伴います捕獲報償費につきましては、本市の場合、鹿児島県の有害鳥獣捕獲事業の基準に準じまして、イノシシ1頭当たり4,400円、タヌキ1頭当たり3,400円、カラス1羽当たり600円、またドバトにつきましても1羽当たり600円となっており、近隣の市もほぼ同額の状況でございます。なお、平成21年度の捕獲実績といたしましては、イノシシ172頭、タヌキ39頭、カラス409羽、ドバト40羽の実績となっているところでございます。

2番議員（西森三義） イノシシなり、あるいはカラス、ドバトについては報償費があるということですが、今年は先ほど私が最初申し上げましたようにヒヨドリの被害が非常に大きかつ

たわけです。ヒヨドリにはこういう捕獲費がないわけですね。だから私が駆除申請をしても、猟友会の方もですね、そういう報償費がないから積極的に活動をされなかったようでありませう。ヒヨドリに対しましても、この捕獲費を支払う考えはないかお伺いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 有害鳥獣の捕獲に伴います捕獲報償費につきましては、先ほど申し上げたところでございますが、ヒヨドリにつきましては、捕獲実績に応じた報償費は近隣の市町村と同様でございますが、現在お支払していない状況であります。しかし、ヒヨドリによる被害が出た場合には、他の有害鳥獣被害と同様に地元猟友会へ捕獲指示書を発行し、駆除をお願いしているところでございます。本市のヒヨドリ被害につきましては、被害の作物はソラマメ、スナップエンドウ、グリーンボール等への被害が多く、銃での駆除を実施していただいているところでございます。豆類などのほ場の場合に、作物等が高く、人の安全確保が難しい状況で、また打って外れた場合に、その弾が作物に入るといような状況もあり、過去にも農作物を出荷したあとに、そのようなクレームが出たことがありまして、現実的に駆除がしにくいような状況もあります。ヒヨドリの捕獲につきましては、報償費の対象とはなっていないわけですが、駆除実績数が完全に把握されていない状況でもありますが、実際の捕獲数は上がっているというふうに思っているところでございます。有害鳥獣駆除をされる方につきましては、捕獲基準に基づいた報償費のほかに、従事手当を支給しておりまして、猟友会の皆さんにはご了解いただいているということで認識いたしているところでございます。しかし、捕獲、駆除したあとは、その場所はしばらく被害が出てない状況でもございますが、広範囲に移動するため完全に駆除に至らない状況であります。

2番議員（西森三義） 確かにヒヨドリの駆除については、私どもの地区においても1回は来ていただきました。そして、私もちょうど畑におるときに、その流れ弾がぱらぱら落ちてきましたけど、ああ、今、せっくれちょいなというような認識でしたが、先ほど答弁でありましたように、それがキャベツなりの中に入ってしまうと、また苦情があるということでございますが、その従事手当をですね、もう少し高くする考えはないのかをお聞きいたします。

産業振興部参与（浜田淳） よく質問等もされて、特にイノシシなんかは犬が必要であり、それで個人的には駆除ができないわけで、グループを組んでやらないとという状況がありまして、そういう質問もたびたびされるわけですが、今は市の厳しい財政状況の中でありまして、そこはそういう今の現状の中でご協力をいただきたいという考え方でございます。

2番議員（西森三義） それではですね、こういうヒヨドリもですが、地区によってはタヌキなり、アナグマなり、いろんな動物もあって、いろんな作物に被害が出ております。防護柵への助成はどうなっていますか。

産業振興部参与（浜田淳） 有害鳥獣等の対策といたしましては、方法としまして電気柵、金網、ネットなどの防護柵や、もっと光を利用して威嚇する器具などがあるわけですが、それぞれの農家でいろんな対策を講じていただいているところでございます。それらの対策のう

ち、ご質問がありました、進入防止柵の設置についての補助でございますが、国の事業で鳥獣被害防止総合対策交付金というのがございます。この事業は、イノシシやシカの進入防止を対象にした電気柵や金網柵のほか、シカ・鳥類の進入防止を対象にしたネット柵の設置助成でございますが、補助要件としましては、耐用年数5年以上のもの、受益戸数が3戸以上、費用対効果が投資以上の効果があるというような状況になっております。補助率は、電気柵設置、耐用年数8年につきましては3分の2以内、金網柵設置、耐用年数14年については82.5%となっております。なお、ネット柵設置では、果樹等については、この事業の活用ができると思いますが、野菜等につきましては、作付け体系の関係では場を変わる可能性が高く、また、固定物を設置するとなりますと、作業の効率が悪くなるなどの条件等により、事業活用は難しいものと思われる。有害鳥獣による被害は毎年発生している状況でありますので、農作物への被害を最小限度に食い止めるためにも、あらゆる対策を講じることが必要であります。今後も猟友会と連携し、後継者育成等を含めた協議等もしてまいりたいと思っております。

2 番議員（西森三義） その防護柵については5年以上で受益農家が3戸以上ということは、3戸以上の農家が何か、組合が何かを組織されるわけなんですか、どうなんですか。

産業振興部参与（浜田淳） 従来の補助事業と同じにですね、3戸でそういう組合をつくっていただいて申請していただくという形になるかと思います。

2 番議員（西森三義） そういう形で、私も農家の方から相談があった場合には、3戸以上の組織をつくっていただきたいというふうに指導してまいりたいと思っております。

次に、専門職の採用については、年次的な職員の削減計画もある中で、無理な質問だったかもしれませんが、万一、今、農業支援センターにいらっしゃる県の職員が撤退することがあれば大変と考えます。そういう心配はないのかお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 県の職員の撤退についてはないものと思っておりますし、今のところそういったことは想定しておりません。なお、現在市内には鹿児島県から委嘱された11名の指導農業士の方がおられます。優れた技術と豊かな経験を持つ農業のプロとして、農業の技術や経営全般に関する農家の相談に応じ、その指導も行っていただいております。また、自らの優れた経営の実践を通じた農業の担い手への育成指導や、地域農業の振興発展において中心的な役割を果たされております。市としましては、農業支援センターを拠点として、これらの指導農業士との連携も図り、農家の方々への技術指導、経営相談、並びに農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

2 番議員（西森三義） 県は撤退しないということで理解いたしますが、できればですね、市長の方も言われましたように、当指宿は南の食料基地といつも言われております。そういう観点からすれば、市の方にも専門職を置いて、いつでも農家が頼っていける、そういう体制をつくっていただきたいとお願いしたいと思います。

それでは次に、先ほど職員研修を接遇マナーの向上に努めてもらうために、昨年11月に実施されたということをお聞きしましたが、研修会は全職員、これは臨時、アルバイトも含めてですが、出席されていますか。また、年何回こういう研修会をされたのかをお聞きいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 平成22年11月1日及び2日の午前・午後の計4回にかけて、九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社とタイアップし、代替職員を含む全職員を対象に接遇マナーのスキルアップを図ることを目的とした接遇、おもてなし研修を開催したところであります。対象者409人に対しまして公務等により出席できなかった職員を除く366人の職員が出席し、出席率は約9割ほどとなっております。また、市単での接遇研修は、合併後、今回初めて行ったところですが、今後は毎年度実施できるように検討してまいりたいと思います。

2番議員（西森三義） 部長、全職員と言うのは臨時アルバイトも含めて409名なんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 今回の場合、育休や産休等で休んでいらっしゃる代替職員を含む全職員ということで、いわゆる筆耕賃金の方につきましては実施しておりませんでした。先ほども申しましたけれども、こういう市単での接遇研修、合併後初めて行ったわけですので、今後、開催する際においては、筆耕事務パートも含めて考えてまいりたいと、そのように考えております。

2番議員（西森三義） 今、部長が答弁されましたように、全職員がですね、そういう素晴らしい研修が受講できるようにお願いしたいと。市民の目から見れば、この人は職員であって、この人は臨時、あるいはアルバイトであるということは分からないと思いますので、市役所で働く人は全員が職員だという認識から、どの人にいろんな質問をしても回答ができるようなですね、そういうふうな研修を実施していただきたいと、よろしく願いをしておきます。

先ほど陸上選手の強化については市長の方で答弁をしていただきましたが、その中で、企業に選手を採用していただいたと聞きました。私もですね、ただ市の方だけにお願いするわけにはいきませんので、何とかできんかなという思いから、3月1日JAいぶすきの組合長さんに面談をして、もし農協で職員を採用するときは、成績だけでなく、成績、一次が通ればですね、スポーツ選手を頭に入れて、採用していただけないか、相談をいたしました。組合長さんもですね、スポーツをしている人は頑張れるよねということから、前向きに検討してくださいと、ありがたく思っております。JAいぶすきにも以前は素晴らしい長距離走の選手がおり、その職員についてはですね、仕事も一生懸命取り組んでいただいております。だから、答弁でありましたけど、今後も企業の方にはですね、要請はしていただきたいというふうにおもっております。

そこで、私の質問の最後になると思うんですが、県下一周駅伝大会は第58回と、全国でも県内全域を駅伝で一周する大会は他の県にはない歴史ある鹿児島県が誇るもので、地域の名

誉もかかる大会であります。残念ながら我が指宿市は今回は最下位でありました。一生懸命選手の方は頑張っていたのだと思っております。5日間たすきをですね、つなげていただきました。それには本当に感謝申し上げているところでございますが、私同様、市民一同はですね、地団駄を踏んでくやしかったことも事実だろうと思います。南日本新聞の報道も指宿チームは最初の初日はですね、記事が載っておるようでもございましたけど、後はあまりなかったようで、本当にさびしい思いでありました。そこで、市長、新生指宿の飛躍に対する思いを聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

市長（豊留悦男） 今、議員の思いと全く私も同じ思いを抱いております。陸上経験のない選手が朝夕練習し、必死にたすきをつないだ姿や、40を超える監督が再び選手としてひたすらにたすきを受け継ぐ姿には、私だけではなく指宿市民は深く感動したことだろうと思います。たかが駅伝ではありますが、よく昔から言われておりました、されど駅伝、私ども指宿市民に与える勇気と感動というものは、大切にしなければなりません。駅伝選手、今回の女子駅伝を含めて、その打上げがございました。最後に私を胴上げをしてくれました。選手全員で市長頼むぞと、来年こそは頑張るぞという、そういう期待を込めてやってくれたのだらうと思います。突然のそういう胴上げに、私も心を決めました。どういうふうに決めたと申しますと、今年このようにして指宿を何とかしようという人がいる以上は、私も率先して選手育成をしなければならぬし、そのために関係企業とか、関係団体をお願いをして回り、必ずや選手の確保、育成に行政と関係機関が一体となって取り組まなければならないという、そういう意思を強くしたところでもあります。指宿は菜の花マラソン、高校駅伝、中学駅伝、自他ともに認める長距離で有名な市でもあろうかと思っております。そういう意味を考えますと、この一周駅伝、いわゆる長距離選手の育成、確保というのは大切にしなければなりません。そういう意味でも、今回陸上競技場の整備、そして企業をお願いをし、クロスカントリーコースの整備等もお願いしようかと思っております。年間を通じ、長距離、いわゆる陸上競技、アスリートの育成というものについては、私の大きな課題としてとらえておりますので、今後とも議員の皆様をはじめ、市民も応援していただきたいと思っております。私どももこの長距離選手の育成ということについては、努力をしてまいる覚悟でございます。

2番議員（西森三義） ただいま市長の素晴らしい覚悟をですね、聞きました。私は3月15日、この体育指導員だよりというのが届きました。その中でも新生指宿誕生ということが載っておりました。是非ですね、来年の飛躍を期待したいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時59分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 皆さん、お疲れ様でございます。まず最初に、東北関東大震災により被害を受けられた皆様に一言ごあいさつを申し上げます。このたび東北地方太平洋沖地震及びそれらを起因とした津波災害、そして、長野県北部を震源とする地震により被災された関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、3月末日をもって退職される皆様へ一言ごあいさつします。長年にわたる指宿市政に対し、そのご功績とご努力に対し、深く感謝申し上げます。どうか今後とも健康に留意され、ご多幸にあられるようお祈りいたします。

平成23年度第1回指宿市議会におきまして議長の許可を得ましたので、通告に基づき2点の項目につき順次一般質問をいたします。

昭和48年新幹線整備計画の決定から37年の歳月が経っております。今月の12日、鹿児島中央から新青森まで9時間21分でつながりました。前日の東日本大震災に配慮し、静かな門出となりましたが、所要時間、新大阪まで3時間45分、博多までは最速1時間19分となり、新幹線全線開業は時間短縮効果により人、物、金と情報の流通が活発になる状況になっております。大阪から以西の新幹線沿線人口は2,840万人います。この新幹線全体の総事業費は約1兆9,200億円に対し、国の経済波及効果を7兆6,600億円と試算しております。指宿市は今後、観光客誘致などに新幹線を最大限に活用しなければなりません。

そこで、1点目に産業振興についてお伺いをいたします。1番から4番までありますけれども、順次申し上げます。九州新幹線全線開業に伴う情報発信、受入体制の強化について、2点目は、ツーリズムの推進について、これはグリーン、エコ、ブルーツーリズムの全体についてお伺いします。観光資源の発掘について、あと、国際観光都市の確立に向けた指宿市の指針について。2項目として、岩崎産業株式会社との交渉課題について、以前定例会で質問しましたその後の経過について、主に開聞岳一周線等についてお伺いします。

2回目以降の質問は場所を変えて質問いたします。よろしく申し上げます。

市長（豊留悦男） 観光情報の発信は、観光の動機付けとなるものであることから、誘客対策にとって非常に重要と考えているところであります。特に、本年は、九州新幹線鹿児島ルート全線開業と観光特急列車・指宿のたまて箱運行に伴い観光客が増加すると思われることから、訪れる観光客に、より魅力的でタイムリーな情報を提供する必要があります。このようなことから、今年度、指宿駅に観光案内所の整備を行い、ホテル予約や体験ガイドの予約など、総合案内機能を確立しようとしているほか、新年度においては、本市の観光情報を網羅した観光ホームページを再整備し、アクセスした方が、一人でも多く本市を訪れてみたいと思わせるような内容の充実を図っていきたいと考えております。また、誘客対策とともに、指宿に来ていただくお客様に、指宿を十分に堪能していただき、また訪れたいと思わせる受入体制の強化も、併せて、必要なことであると考えております。受入体制といたしましては、観光客が市内どこでも気軽に周遊できるような二次交通体系の整備を行うとともに、本市の

魅力を最大限に感じていただけるよう体験型観光の更なる充実や、新たな観光素材の発掘等を行っていきたいと考えております。

次に、観光を国際観光都市の確立に向けた指宿市の指針についてでございます。私は特に中国からの客をたくさん受け入れたいというような思いを持っております。観光都市指宿としてどのように指宿の魅力を発揮、またはPRするかというのも大切でありますけれども、友好都市等を結び、そういういわゆる観光という点でも、人的な物的な交流という点でも、観光都市の確立に向けた取組というのは必要であろうかと思っているところでございます。私はそういう意味で、12月議会で訪問の旅費を承認していただきました。中国訪問を行ってまいりました。2月13日から16日まで山東省青島市人民政府と胶南市を訪問してまいりました。青島市は、人口780万人で、胶南市を含む五つの市と七つの区からなる副省級都市でございます。青島市人民政府への訪問では、熱烈な歓迎を受け、青島市の副市長である武青島市副市長に対応していただきました。指宿市と胶南市との友好都市交流については、大変喜んでいただき、青島市としても全面的に協力をし、今後交流を深めていただけることになりました。青島市の近くにあります胶南市は、山東半島の西南端、胶州湾に面し、南は黄海、東は青島市区、西は諸城市に面しており、人口83万人、面積が1,846km<sup>2</sup>で、年間平均気温が12度であるとのことでした。産業につきましても、機械設備製造、家電電子、自動車及び関連部品、食品加工、ゴム化学工場などが主な産業でありました。また、海水浴場やゴルフ場など、自然を活かした、中国優秀観光都市として有名で、国家環境保護モデル都市、全国緑化モデル都市を標榜しており、風光明媚で自然豊かな魅力ある都市でもありました。現在、青島市の中心部と胶南市を結ぶ海底トンネルと胶州湾を横断する大橋を建設中で、3年後に開通すると、もっと人口が増えると予想され、現在、住宅などの建設が急ピッチで進んでおりました。農産物としては、ブルーベリー、緑茶、苺の栽培が盛んでございました。胶南市への訪問でも、熱烈な歓迎をいただき、胶南市の張副市長に対応していただき、お互いの市の概要を説明し、これからの友好都市交流につきまして、合意をいただいたところでございます。3月の九州新幹線全線開業にあわせ、是非、指宿市を訪問してくださいとお願いをしましたところ、日程は定かではありませんけれども、近いうちに、是非、指宿を訪問したいと約束をしていただきました。この時にあわせ友好親善都市の調印式を行いたいと考えております。今後の交流といたしましては、官だけではなく、民間を含めた人的・物的交流を進めて、中国の方にも指宿にお越しいただき、観光という点からも、食と健康という面からも、指宿の良さを知ってもらい、指宿を売り込んでまいりたいと思います。こういう新幹線開業という千載一遇のチャンスでございますので、今後、観光指宿を海外へ、特にアジア地区に広めていきたいと思っているところでございます。

以下、いただきました質問につきましては、関係部課長に答弁をいたさせます。

産業振興部長（吉井敏和） ツーリズムの推進につきましてご質問いただきました。観光客の

ニーズが、物見遊山観光からまち歩き、食べ歩き、トレッキング、体験、先進医療など、いわゆるツーリズムといわれる観光へと変化してきております。この傾向は、今後更に加速的に推移していくことが予測されることから、このニーズにどうこたえていくかが指宿市にとっては大きな課題となってきております。ご指摘のように、ツーリズムの推進は、農林水産業など産業振興に直接つながると考えておりますことから、本市は、平成18年に隣接する南九州市と南大隅町で組織する指宿広域観光推進協議会の中に、いぶすき大好き体験協議会を設け、体験型観光の推進に努めてまいりました。現在、28メニューで運営をしておりますが、今後更にニーズが見込めることから、内容の充実を図ろうとしているところでございます。また、まち歩きを楽しむ方のためには、ガイドの案内は欠かせないものであろうと考えております。現在、篤姫ガイド、山川まち歩きの会、開聞岳登山ガイド、知林ヶ島ガイドなどに活躍していただいております。今後、開聞ガイドやまち歩きガイドなど、市内全域にガイドが配置される予定になっております。これらをホームページや観光案内所などで積極的に情報発信しながら、ツーリズム受入体制の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、観光資源の発掘についてでございます。九州新幹線鹿児島ルート全線開業にあわせ、指宿枕崎線に観光特急列車・指宿のたまて箱が運行開始されました。これに伴い、牧間神社の国の重要文化財に指定され、正式には、松梅蒔絵櫛笥といわれる玉手箱や竜宮神社、玉の井など、竜宮伝説にまつわる観光資源が脚光を浴びることになると思われますが、これらのほかにも市内には、山川地域に、浦島太郎と乙姫が琉球からたどり着いたとされる、無瀬の浜や竜宮門と言われる奇形の島、俣川洲、更に浦島太郎がかめを割ったとされるかめ割り坂があります。特に、開聞地域は、三国名勝図絵に太古竜宮界であったとされるほど多くのゆかりの地名が残されております。また、先日、山川ヘルシーランド露天風呂に、たまて箱温泉の愛称が付けられたところでもございます。このように、点で点在していたそれぞれの観光資源が一つの物語となって線でつながることになり、観光素材に深みが増すこととなりました。今後、竜宮伝説にまつわる財産に光を当てながら、これらの情報も様々な手段や機会をとらえて発信していきたいと考えているところであります。

国際観光都市の確立に向けましては、現在、第一次総合振興計画で自然と温泉を生かした国際観光のまちを施策の大綱とし、地域素材の提供体制づくり、観光地の整備、宣伝誘客活動の推進、温泉を活用したまちづくりの四つの柱を基本方針として、各種事業に取り組んでいるところでございます。海外からの観光客の具体的な誘客対策につきましては、東アジアを中心に進められてきております。1月に開催された菜の花マーチにおいて、韓国の釜山から友好使節団が訪れ、釜山でも今後ウォーキング大会が開催されるということで、実行委員会相互の交流が進められようとしております。また、観光特急がつなぐ国際交流事業を契機に、中国との交流も進もうとしております。さらには、アジア国際映画祭が、本市でスター

トし、国内でも各地に連動した事業が開催されております。このような交流を通じ、海外観光客の増加が期待されるとともに、本市の観光資源や農産物等の特産品を広く情報発信していければと考えているところであります。また、海外からの受入対策としましては、英語、中国語、韓国語を含む4カ国語標記のパンフレットや案内板の整備を行っているほか、4カ国語会話集を作成し、市内各戸に配布を行い、市民総出で外国人をもてなす体制を作ろうと考えているところでございます。

建設部長（吉永哲郎） 開聞岳一周線などについて、岩崎産業とのその後の交渉経過についてのご質問をいただきました。交渉につきましては、昨年の6月から12月にかけて5回行っております。1回目の交渉では、旧開聞町時代からの交渉経緯や内容等について双方で確認を行い、今後の交渉の方針を協議いたしました。協議の中で、開聞中歩道設置に係る土地の交換のことと、開聞岳一周線の取扱いについては、まず、土地交換を処理してから開聞岳一周線の協議を進めていくということになりました。理由といたしましては、土地交換につきましては、旧開聞町時代の交渉時に交換する対象地が選定された中、お互いの土地評価方法により設定された土地単価の差異が原因で合意に至らなかったことから、その争点が明確であること。また、開聞岳一周線につきましては、岩崎産業所有地を数百mにわたって横断することから、開聞山麓自然公園の今後の土地利用計画に整合するよう協議をしていきたいとの意向もあり、土地利用計画案の調整などには一定の期間を必要とすることで、同時に進めることは難しいということでもあります。2回目以降からは、土地交換についての協議を進めております。その中で、まず土地交換につきましては、当時のままで長年が経過していることや、改めて不動産鑑定士における対象地の土地評価を市で行い、それに基づいて等価交換となる土地を選定していくということで協議を進めてきております。12月には交換の方向性が見えてまいりましたので、現在、契約案についての協議を行っているところでございます。岩崎産業では一部の土地が岩崎産業に名義変更されてないことから、現在、これらの名義変更作業を行っているところでございます。以上です。

3番議員（浜田藤幸） 2回目以降の質問をさせていただきます。まず、観光情報の、これは本当、重要な点であると思います。お伺いします。この情報発信に関しまして、行政が行うべきものと、民間独自の自助努力でやるべきものに分かれると思うんですが、行政の立場としてどのような方向性で情報を発信するのかお示してください。

産業振興部長（吉井敏和） 観光情報の発信は、官民あげて取り組むべきものと考えております。より多くの情報を多方面から発信することは、多くの人が情報を受け取る機会を増やすことにつながると思い、必要なことではあるというふうに認識いたしております。その中で、特に行政が行うことは、個々の民間企業の情報ではなく、指宿市全域、全般にわたる情報を、極力公平公正に発信すべきと考えております。現在、観光情報の発信は、インターネット、新聞・雑誌への広告、主要都市におけるキャンペーン、観光案内所などをリニューアルし、

パンフレットの配布などにより行われておりますが、今後、観光ホームページの改修や、関西、中国、北部九州からの観光客をターゲットにして大阪、広島、福岡など、主要都市における街角ハイビジョン投影などにより、観光客に新鮮で、きめ細かな情報が届けられるよう取り組んでいきたいと考えているところであります。

3番議員（浜田藤幸） 最近はですね、情報化社会になりまして、本当、パソコン、インターネットと使って調べて来られる方が多いんですね。実際、韓国の方等はアイポッドを使って、ほとんどそれを持っていらっしゃるみたいですね。特に外国の方は、必ずと言っていいほどインターネットで調べてこられます。去年、私が定例会の中で、他言語化の話を市の公式ホームページですね、話をしたと思うんですけども、その中で、去年ですね、答弁の中でDVDを作ったと、約260万円ですかね、記憶にしているんですが、これは今回、このホームページの中で見れるようになっていましてですね。というのは、ホームページは映像関係を入れないと、なかなか見る人も少ない点もあるんですね。それ、ちょっとお答えできますか。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほど答弁いたしました街角ハイビジョン等にDVD等はすべてではないにしても、時間が限られるということで、活用を考えたりしていきたいと思っております。それから今、議員のご指摘のありました、ホームページ等への活用について、現在のところは検討はいたしておりませんが、今後、できるようであればまた検討していきたいというふうに考えます。

3番議員（浜田藤幸） ふとちょっと気づいたもんですから、質問させていただきました。こういった情報発信の方法はいろいろあると思うんですけども、最近ですね、今回の震災の中でも使われているツイッター、これは消防庁、あと経済産業省、あと10か所ぐらいは地方自治体、使っていると思います。市議会でも使っているということも聞いております。このツイッターをうまく運用管理できないのか、検討できないかご質問いたします。

産業振興部長（吉井敏和） 情報発信の手段としましては、ホームページやブログ、メールマガジンのほか、最近では、ご指摘のツイッターも使われるようになってきております。ツイッターについては、昨年あたりから企業の広告宣伝の一つとして注目を集め、行政機関でも大分県日田市、佐賀県の武雄市など、観光PRの手段として取り組んでいる状況があるようです。デジタルツールを通じた情報発信は、今後、必要不可欠だというような認識をもっておりますので、非常にありがたいご指摘だというふうに思っております。その導入等について、こういった形で導入できるのか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

3番議員（浜田藤幸） ある市町村なんですけれども、ほかの業務をしながら、結局、窓口で業務をしながら、ツイッターに費やす時間は1時間だと、それで十分対応していると。いったん登録するとですよ、フォローという言葉になっているらしいんですが、この登録をした方に一斉に配信されるんですね。ツイッターを分かりやすくちょっと説明していただけま

せんか。

産業振興部長（吉井敏和） ツイッターにつきましては、その特性から携帯電話を通じての投稿が一般的というふうに聞いております。ただ、公務中に携帯電話を操作をする必要があることから、職員や市民の理解が必要になるというふうな認識も持っております。今後、一般市民や観光客への普及の状況等を見極めながら、その導入について検討をしてみたいというふうに考えております。そしてまた、デジタルツールを通じた情報発信につきましては、ツイッターに限らず効果的なものがあれば、そういったもの等についても併せて検討していくというふうに思っているところです。

3番議員（浜田藤幸） これは携帯だけじゃなくてパソコンから使える、両方使えますのでね、その辺の認識をしとってください。140文字といいますけれども、結局、普通の封書ですよ、これが普通のイメージでいえば、封書がはがきぐらいの封書で相手に出す、はがきで出す、結局、はがきで出すようなもんなんです。ですから、そのいったん登録してもらった方には何十万人、極端に言えば、それぐらい広がっていくわけです。経費も掛かりません。これは本当、有効な情報発信の方法なんです。指宿市の公式ホームページに誘導もできます。ですから今後ですね、前向きに検討していただきたいと思います。

あと、受入体制の強化策として、先日、私も新幹線が通るということで、実際、観光協会の駅の会場ですね、これを見に行ったらわけなんですけれども、その看板を見ると、韓国ハングル文字、あと中国語、英語、載っていました。職員は大体二人、三人体制とお聞きしたんです。市長も今回の定例会の施政方針の中で、国際観光都市、あと国際共栄都市という言葉もうたっていらっしゃいます。その中で、外国人が今、ツアーから個人型の旅行に変わってきて、個人で来られる方も今後増えてくるんだと思うんです。今現在、震災で復興中なんですけれども、前向きに考えれば、復興が進み、落ち着いたところにですね、癒しを求めて温泉につかりたいなど、そういう時期が来ると思うんです。これが急に来るかもしれません。そういう意味での、それと指宿市も、この姉妹盟約都市を考えていらっしゃるということで、いきなり外国人が押し寄せてきても受入体制をしっかりしてないと、うろたえるんですよ。まず、受入体制なんです。そこで、私なんか、例えば、外国に一人で行きますと、言葉が通じなければですね、例えば、トイレはどこですかと聞いても、相手が答えられなかったら、本当、もう不安になるんですよ。その中で、英語はしゃべれるということは聞いているんですが、やはり今後、中国、または韓国、台湾、シンガポール、こういった北京語、簡体語ですか、広東語をしゃべる方々が来られた時に、指宿駅が一番のメインの場所なんです。降りてすぐ中国語のあの文字を見たら安心するわけです。韓国の方もあのハングル文字を見てですよ、指宿は親睦的なまちなんだと、あれですぐわかると思います。そのときにトイレはどこかなと探す時にですよ、案内所はそういうふうに言葉で書いているのに、何言っているか分からんというようなものでは、国際観光都市といえるのか、その辺も考えて

ですね、今後はせっかく観光協会が雇っていらしゃると思うんですけども、今、雇っている方を解雇するのも、これは無情ですから、何とか今やっている方にそういった韓国語、中国語を勉強してもらって、簡単なですね、会話ができるように、いきなり一日二日で覚えられるものでもないですから、それも含めてですね、この語学に関して、去年は商工観光課の方で英語と中国を、これは国の事業でやっていらっしゃいますよね。今年はこのはないんでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほど議員の方から駅構内の案内所の、見に行っても非常に明るくなったとか、良くなったという部分では話を聞きましたけれども、案内従業者を協会の方で増員をして、従来の案内業務に加え、市内全域の観光ガイドの連絡調整やレンタサイクルの予約受付のほか、インターネットによるリアルタイムな観光情報の提供等、案内業務の充実を図るなど、受入体制を充実して、リニューアルオープンをしたというところでございます。今後、増えるであろう中国、東南アジア、アジア圏域のそういったものも含めた海外観光客対応の案内職員につきましては、指宿駅の国内の観光客が増加するとともに、海外からの観光客も増加が見込めるということで、現在3名の職員のうち1名は、英会話ができる職員を配置したところでございます。さらに、駅案内の方ではもちろんのこと、まもなく市内全戸に配布予定の4カ国語会話集で簡単な会話を習得していただくというねらいもあることから配布を予定しておりますけれども、こういったこと等を通じて、市内全体で海外客に心からおもてなしの対応をしたいというふうに考えているところでございます。それから、昨年実施をした会話教室の部分でございますけれども、平成22年度事業の単年度事業で雇用創造協議会の中で実施をした部分でございます。23年度は実施の予定がないところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 実際ですよ、外国のこの小冊子をわたされて、一般の市民にこれで勉強をしてくれと言ってもなかなかできないと思うんですね。できればですよ、今後の課題としてもいいんですけども、市がそういった講師を雇ってですね、一部は助成するとか、そういった姿勢も必要じゃなからうかと私は思うんですね。これは課題として考えてみてください。

あとですね、受入体制強化の一つとして、よく私も自営業者の方から意見を言われたり、相談をされたりするんですが、その中で一番多かったのがですね、指宿を降りて、砂むしに入った。観光もした。散策もした。みやげをどこで買おうかとなった時に、いろんなみやげがある時にですね、全部揃ってない。ホテルは各個々持っていますので、やはりこういった物産館的なものが、ここの場所にいけば、何でも買えると、揃っていると、そういうふうな場所があればいいのかなというふうに、いつも考えていたわけです。じゃあ、それをどこでするかとなった時に、広場があるとすればセントラルパーク、もしくは、砂楽のあるところですね。いろんなことも考えました。あのセントラルパークを一部市がテナントをつくって、それを安く貸し出す方法、これは法的に無理だということが分かってまして、また、払下げ

としても都市整備計画法ですか、先日、答えをもらったんですが、できないとなれば、このセントラルパーク内、またはこの砂楽の、その敷地のところに朝市、夕市でもかまいません。いろんな常設ではなくてもよろしいですので、月に1日、2日ぐらい、そういうのができないのかですね、お考えをお示してください。

産業振興部長（吉井敏和） セントラルパークや砂むし会館砂楽の広場におきましては、過去に、指宿ならではの特産品や新鮮な野菜、鮮魚などを市内の業者や農家が持ち寄り、朝市を開催しておりました。開催当初は物珍しさもあって、市民や観光客等で賑わっておりましたけれども、次第に客足も遠のき、収益悪化もあってだんだん出店数が減り、現在は開催されておられません。ちなみに、砂むし砂楽の広場におきましては、昭和61年から平成7年頃まで、旅館組合の方で、観光朝市協議会ということで開催をしていたようでございます。それから、セントラルパークの方では、平成10年頃から平成16年頃まで、観光協会の方で、セントラルパーク朝市協議会という名称で立ち上げて、それも同じように開催をした経緯があるようです。こういったこと等を踏まえ、現在では、市の提案公募型補助事業を活用した指宿マルシェ市場の開催や、指宿夏祭りが太平次公園、セントラルパークで開催されるなど、市民の皆様がみずから立ち上がって民間主導での物産展開催も活発に行われてきております。市としましては、これらの市民の皆さんの自発的な事業と協議して、定期的な開催や規模の拡大などを支援をしてまいりたいというふうに考えているところです。

3番議員（浜田藤幸） そのためにはですよ、場所がなければならぬ。場所は、今後の皆さんの知恵を絞っていただいて、そういったものがあればですね、物産館的で、こうまとまって、できるようなところがあれば、観光客には喜んでもらえるんじゃないかと、私は思っているところです。行政の皆様も一緒に考えていっていただきたいと思います。

それで、このツーリズムの中に、この砂むし温泉、天然砂むしですね、あるわけなんですけれども、私はこちらの方に帰って来てから13年、14年目に入りますけれども、指宿はですね、天然砂むし温泉は本当にインパクトがあると思っているんです、私個人はですね。なかなか県外でいて、砂むしを見ると、ああ、入りたいなと思うんですけど、実際、帰って来るとですね、もう近くにあるといつでも入れるというのがあって、なかなか利用する機会もほとんどないんですが、特に海外、あと県外の人にとっては、この天然砂むし温泉というのは、すごいインパクトのあるものだと思っています。ただ、街中ではですね、指宿はインパクトがあるものがないと。新幹線が通ってもお客さんは来るんだろうかと、そういった話もよく聞くんです。ただ私、個人的には、この天然砂むし温泉は、海外、県外、また外国には、インパクトがあるものだと思っています。今世界の中で、この天然砂むしがあるところは別府温泉と指宿。ただ、今からの時代はオンリーワンですね。やはり、今使っている枡を使ってする方法というのは、別府温泉も同じものをやっていると聞いております。そこで差別化する意味では、この天然砂むし温泉を常時できるように、今200日ぐらいできると聞いてい

るんですが、それをもうちょっと増やす方法、知恵をですね、専門家も交えて、何か方法はないのか、考えていただきたいと思うんです。砂場再生の事業の中には、この天然砂むしの部分が入っていないそうですね。ですから、それをつけ加えて一緒にやってもらうか、できないのであれば、市独自でそういうのもやっていった方がいいのではないかなと思うんですけれども、その辺の考え方をお示してください。

産業振興部長（吉井敏和） 全くそのとおりだと私も思っております。世界に類を見ない天然砂むし温泉は、古くから住民の生活にも密着をしてきており、パラソルを広げ、砂むしを楽しむ光景は、昔からポスターやパンフレット等に掲載をされて、マスコミなどでもたびたび取り上げられてきた指宿を代表する観光資源であろうと思っております。先ほど議員からもございましたけれども、以前は120日程度の天然砂むしの活用と、現在では200日ということで、努力をしてこれだけ延長ができたということがございます。このような中で、常時できるように整備ということになりますけれども、これについては自然が相手でございますので、いくつか問題があるようです。砂浜の下を流れる温泉の深さ、それから満潮時での砂の入浴スペース、そしてまた台風や高潮等による砂の流出などを考えると、現状では非常に厳しい状況にあるというふうに思っております。市としましては、指定管理者の公社の方と連携しながら、極力、天然砂むしを活用した温泉入浴ができるように一日でも長く、そういう延長ができるように連携をしてみたいというふうに考えております。

3番議員（浜田藤幸） 私はそれができることによってですね、指宿市は、更にまた私は発展していくと思っております。海外からの人口も増えてくると思っております。今、九州管内に、今100万人ですか、来ております。2020年ですか、約250万人という九州経済白書の中では数字が出ております。ですから今、外国人誘客に力を入れている県は、もうご存知だと思いますんですけど、地の利もあるんですけどね、福岡、大分、上位3県、長崎も含めまして、南九州の方は、例えば、台湾人、中国人、入れまして大体3%もいなかったんじゃないですかね、0.3%ですね、かなり少ないです。今後、伸びしろがあるんです。ですから、このホームページの改修、多言語化、そういったものが重要だと思っております。情報発信をすることがですね。ですからよろしくをお願いします。

それとですね、ツーリズムについて、ちょっと一言、お尋ねしたいんですが、今、川尻のかいり漁協ですか、そこでいったん受け入れた形跡があるんですけども、市からはお願いされると、受入側の方も、もし、生命にかかわる事故があった時に、責任の持ち分はどうするんだと、そういうのがあるんですね。ですからその辺もちょっとはっきりして、保険をかけるなりですね、受け入れる方も安心して受けられる、受け入れられる、そういったもの、今後は大事だと思っております。これはグリーンツーリズムに関してもそうです。受け入れる方が受け入れなければですね、この推進はできないと思いますが、その辺のところ、ちょっと法的な面も含めてお考えを示していただければませんか。

産業振興部長（吉井敏和） ツーリズムで体験をされる個々のお客さんに対する、そういった何かあった場合の補償については、保険に加入をしているという状況でございます。

3番議員（浜田藤幸） 確認なんですけど、全く問題は起きないということによろしいですか。

産業振興部長（吉井敏和） 手元に、入っている個々の保険の内容等持っておりませんので、そういう中で、どのような事故が起きるか、起きた事故に対して、その保険で補てんできるのかどうか、そういったもの等について、すべてできるとはこの場では明言はできないというふうに思っております。

3番議員（浜田藤幸） 受入体制とですよ、しっかり整備しなければならないということですよ。実際そういった不安を持っている漁業者がいらっしゃるということですから、そういう方々に、受け入れる側にも説明をしっかりとしていくべきだと思います。長崎県の平戸、あと沖縄等でこういうふうな事業体験等が行われておりますので、指宿市も産業振興の観点から、こういったツーリズムをしっかりと推進していただきたいと思っております。

次の観光資源の発掘についてお尋ねしますけれども、たまたま箱号が走り出し、この竜宮伝説にまつわるですね、そういうふうな史跡があるわけです。山川にある長崎鼻の浦島神社ですか、開聞の玉ノ井、牧聞神社の玉手箱、あとたまたまちょっときっかけがありまして、川尻にもですね、海幸彦山幸彦のお母さんとお父さんを奉った神社がやまんかん神社、別名、御嶽神社というそうなんですけど、あるそうです。これは岩崎の土地の中にありまして、川尻区の方が管理しているそうです。祠も下の方がもう腐ってまして、両方に支柱があるんですけども、片方が倒れていると。文化財に指定していただければ、市から補助ももらえるんじゃないかと、打診したところが、そういった予算はないということでした。市長にお伺いしたいんですが、実際こういったJRがですよ、たまたま箱号、こういった竜宮伝説を宣伝してくれまして、この3か所だけではなくてですね、ほかにも山川、あと指宿、開聞の方でも活発に動いていらっしゃる方がいらっしゃるらしいんですけども、指宿全体を見回せばですよ、必ずまだほかにたくさんあると思っているんですよ。だから、その辺をひもといでですね、これが結局、エコツーリズムにつながるんです。その点で、補修に関して、区で全額持てればいいんですけども、高齢者で所得も少ないと、そういう方に寄付もしてくれと、集まる金額が、補修できる金額が集まればいいんですけども、それがままならない場合も出てくるわけです。そこでです、市長、こういった観光関係、指宿市は観光に力を入れないと、基幹産業ですから、そういう意味で、こういった史跡を発掘して、そこに案内板を立てるとか、補修に関して一部助成を出すとかなですね、これはできないのか、その辺をちょっと市長にお伺いしたいんですが。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほども答弁いたしました。エージェント関係の方々にお話をお伺いしますと、今、観光で人気があるのが、パワースポット、そしてまたストーリー性のある観光地、ストーリー性のある観光地というのは、一つのその地域であったりとか、施設で

あったりとかいうのではなくて、その施設がつながることによって、何かの物語になる、そういった部分に魅力を感じる旅行が増えているんだそうです。今、議員ご指摘の祠といいますが、恐らく、この竜宮伝説にまつわるそういった部分につきましては、市内にはまだ、ひょっとしたらほかにもあるのかもしれませんが。そういう祠的なものについて、市の方で何とかという部分で質問だったと思うんですが、やはり政教分離とか、いろんな部分もございまして、もし、地域の方でできないとなれば、その地域もしくはその近隣の方々に、何か発起人的な部分といいますが、一般に浄財を募集、集めるといいますかね、呼びかけをして建てるというような方法もあるのではないかとこのように思います。

3番議員（浜田藤幸） 今私が聞いたのは、それができない場合を聞いたんです。例えば、浦島神社でもそうですよね。あそこは岩崎産業さんのものなんですけれども、譲渡したと聞いております。玉ノ井であれば、今、建設組合がですね、あそこで尽力していただいて、あの井戸を何とか改修しようということで、動いているとも聞いております。ですから、当然、政教分離の点もあるんでしょうけれども、ない場合もあるんですよ。その辺をちょっと確認していただいて、できる範囲ですよ、当然、市の予算でした場合は、お客さんを受け入れればですよ、観光客を受け入れれば、それだけお金を落としてくれるわけですから、歳入が増えるわけです。皆さんの給料にもつながっていくわけですよ。下げる必要もないんです。その辺までつながっていくものだとは私思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、市長、この辺はどう思われますか、市長にお伺いしたいんですが。

市長（豊留悦男） ありがたい意見をいただきました。私どもがかねて気づいていない名所旧跡や、素晴らしい自然が指宿にあるのは、私どもも認識をしております。そういう意味で、市民が新たな史跡、または、そういう自然を発見し、それを観光資源として活かす場合の方策についてどうあるべきかという意味合いでもあろうかと思えます。私どもは提案公募型の事業も行っております。地域において、こういう自然、またはいいところ、観光として売り出す、そういう絶好の場所があるというようなことがありましたら、是非、連絡をしていただきたいと思えます。観光というのは、市民みんなで盛り上げるのが肝要かと思えます。そういう意味で、指宿の自然や旧跡、名所、そういうものを組み合わせた、新たなツーリズムというの必要かと思えますので、今後そういう場所等、私どもが気づかないところで議員が発見したり、または住民の声をお聞きになった時には、是非、お聞かせいただきたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） ありがとうございます。何とかですね、いろんな知恵を使って、皆さんと一緒に盛り上げていきたいと思っております。

次の質問に移ります。中国の方に行かれたということで、胶南市との今後の姉妹都市盟約に向けた進捗状況等をですね、例えば、全人代が行われていると、先日ちょっとご報告受けたんですが、あっちから何名ぐらい来るのか、その辺を含めて、市長の方でお示してください。

市長（豊留悦男） 先ほど国際観光都市の確立に向けた指針については部長が答弁いたしました。その代表的なものとして、先日、私が訪問させていただきました、中国訪問の状況等について、併せて報告をさせていただいたところでございます。この中国との交流というものは、これまでの姉妹都市交流の枠を超えた、いわゆる友好都市として人、物の交流というものを中心にすえた中国との友好都市盟約を考えております。今回、青島市、胶南市との話の中では、距離的にも近い、時間的にも近い、そして環境的にも似通った指宿市との交流を大変喜んでいただきました。私は今回の訪問の中で、盟約都市として締結を、その内容について締結を目指して行ったわけではございませんけれども、すぐに締結を結びたいという、その内容の検討から入りまして、仮調印まで行ってきました。そのことは、中国市内の、または青島近辺のテレビで放映されたそうでございます。指宿というところの素晴らしさを、中国のテレビが放映されてくれたことは、大変ありがたく思っております。青島、胶南市にいたしましても、できるだけ多くの政府関係者、人民政府関係者を訪問させたいと、そして指宿の良さを味わって帰りたいということでございました。新幹線を使って、たまたま箱を使っておいでいただきたいということでしたら、そういう夢のある旅行計画については、恐らく、青島、胶南の民間レベル、市民レベルの人手も手を上げるかもしれないということでございました。今後、何人来る、どういう計画になるということにつきましては、具体的に話が進んでおりませんが、恐らく、私どもが想像するところ10人を超える訪問者があるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

3番議員（浜田藤幸） ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。岩崎産業との交渉課題について、先ほど答弁をいただいたわけなんですけど、同時進行はできなかったのか。と言いますのは、開聞中学校の歩道の拡幅の土地交換問題を含めた問題ですね、あと一周線の問題、同時進行はできなかったのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

建設部長（吉永哲郎） 先も答弁いたしましたとおり、土地のまず交換を終えてから、それが済んだ後に、開聞岳一周道路については協議を行うと。というのも、観光ホテルさんにおきましても、土地利用の計画をもっているという観点から、早急にはそのような協議には応じられないと、時間がかかるというようなことで、当面は交換、片付けてからやるというような方向を位置付けられたところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 料金所から下の海岸線沿いに入っていくこの道路がですね、一番私はベターで、一番即急な解決の日数のかからない方法だと思っております。あそこのラインはですね、美しい日本、ウォーキング協会の500選にも選ばれている通りでもあります。観光資源、これ、エコツーリズムにもなる道路ですので、何とか一日も早い開通を願うところでございます。今後ともよろしく申し上げます。

最後にですね、一言申し上げます。職員の皆様には、常日ごろ真摯な対応をとっていただきまして、本当に感謝しております。市長もですよ、一生懸命、市長になられて、難しい問

題、根占・山川フェリー問題ですね、解決されまして、本当、行動力のある、また実行力のある市長だと思っております。今後も岩崎の問題等ですね、いろんな難題が降りかかってくると思うんですが、確実に行動をしていただいて、結果を出していただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。以上です。一般質問を終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時08分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 東北関東大震災において、災害にあわれた方々に対しましては、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。これまで幾多の困難を乗り越えてきた日本国民の底力を今こそ発揮し、世界に誇れる助け合いの精神を持つ日本国民として一致団結し、この苦難からの脱却と一刻も早い復興を願わずにはいられないところであります。

それでは、通告してある点について質問してまいりたいと思います。

教育委員の任命についてであります。前教育長の田中民也氏におかれましては、本市の教育行政のトップとして4年間、教育行政全般にわたり、また、市政発展のため、多大な功績があったものと感謝をいたしております。その田中氏の教育長としての任期は2月22日でありました。通常であればこの任期以前に、その前提となる教育委員の任命は行われるべきものと思いますし、少なくとも、その人事案については、市長として持っていなければならぬと思います。ましては、年4回開かれる定例市議会においても、新年度の市政全般を占う当初予算、当該年度、つまり22年度の総括が行われるこの3月議会は、もっとも重要な議会でありますし、市長もそのように認識されているものと思います。実際、3月8日に行われました文教厚生委員会では、教育委員会の所管する議案等の審査に午前10時から午後6時まで丸1日を費やしたところでもあります。加えて、教育行政におきましては、次年度の教員人事、新年度のスタート体制など、盆と正月が一遍にきたような時期でもあります。特に本市においては、教育環境、あるいは学校施設の整備など、今後の教育行政において重要な学校環境整備計画や、教育振興基本計画など、示されたばかりのこの時期に、教育長不在ということが教育の現場をはじめ、市民全体に多くの不安を与えているのではと危惧されるところであります。そして、直接前任後任の引き継ぎもできない状態の中、幅広い人選を行いたいとのことですが、任期は2月22日と決まっていたわけですし、前任の田中氏の続投がないということであれば、早急な対応が必要であったと思います。幅広い人選ということでは、現役の方、つまり、この3月いっぱい仕事があるのでというように考えられますが、そこらへの配慮と、本市の重要な3月議会、教育長不在という事態への影響を考えた時に、市長として問題意識はなかったのか。このようなことから、昨年12月議会、もしくは、遅くとも本

定例会冒頭での提案はできなかったのかお伺いいたします。

次に、職員地域担当制についてであります。この制度は市民との契約である市長のマニフェストの中で、重要施策として市役所職員の地域活動参加促進を地域担当制という形で創出するとなっております。また、2010年度、つまり今年度内に行う事業としても明確に示されております。この問題については、昨年第1回定例会の質問に対する答弁として、この地域担当制はあれもこれもやるというような、いわば世間受けするような選挙公約的な事業は自分のマニフェストの中からは排除した中で、生活者重視の施策として組み入れたと答えております。そして、具体的な例として、市長ご自身の出身地区である宮地区のことを引き合いに出し、自分の近所に高齢者が5人おりますと。その中で買い物ができない人が3人いますと。2週間に1回は声をかけて、買い物ができないのなら私が手伝いましょう、そして、月2回の声かけを自己申告の一つにしようと。そして、このようなことを今年はボランティア活動としたいというのを文章にして上司に出す。そして、それが3月になったらできたのかできなかったのか、何が問題であったか、そして、地域がどう変わったか。そして、信頼される職員としてどのような活動ができたかという評価をしたい。これからは社会参加というのを評価の一つにしていくことは必要になってくるとの答弁でありました。そして、職員のいない地域はどうするのかとの質問には、近隣に住む職員が民生委員とか、公民館長さんとか、子ども会の会長さんなどに連絡をとりながら、何か問題はありますか、私がお手伝いすることはございませんかと、その地域課題解決に自主的に、自発的に立ち上がってほしい旨の答弁でありました。そして、協力しない職員についてはどのように考えているのかとの質問には、これは積極的に協力してもらおうように、私の方から、つまり市長から、または上司の方から説得をしていきたいと答えております。また、日常の業務に加えてできるのか、職員組合との了解は取れているのかとの質問には、会社に勤めている一般市民もやっていることなので、職員も地域社会に住んでいる一員として活動をしていただきたい。そして、自主、自発的に課題を見つけ、それを解決する糸口を探ることは、公務員として、公僕として、これから求められる資質であろうと思っていると答弁でありました。このように、市長の大変強い決意を感じさせる施策であったわけですが、1年が経過し、この年度末になっても、どの地域からも、この職員地域担当制の成果についての声が聞こえてまいりません。そして、どの職員が自分の地域の担当なのかさえ分かっていない状況であります。市長マニフェストの最大の目玉事業であった職員地域担当制、どのようになっているのか。また、職員が1年の成果を文章にしたものを市長が評価するということになっておりますが、どうであったのか。また、来年度の職員の地域活動における自己申告はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、二反田川河口の人道橋設置についてであります。この問題では、過去に、合併前の平成17年の第2回定例会、平成21年の第1回定例会、そして、昨年の第2回定例会と問題提起

させていただきました。特に注目される答弁としては、平成21年の第1回定例会において、21年度中の事業要請として確認しているがとの私の質問に対して、九州新幹線全線開業のタイミングから、県の反応として感触を得ているとの答弁でありました。しかしながら、21年度・22年度と、遅々として進まないことに対して昨年の第2回定例会で正したところ、本市のおおかせ街道を一本化し、魅力ある観光地としてグレードアップするためにも非常に重要なポイントであるととらえている。今後、関係機関へも更に要望を続け、実現してまいりたいとの答弁でありました。このような経緯がある中において、その後、県との協議はなされたのか。協議内容と、今後どのように推進、実現していくのかお伺いいたします。

次に、観光振興についてであります。本市のリーディング産業であります観光業の発展は、全種雇用など単に第三次産業の発展のみならず、すべての産業への波及効果など、市政発展に大きく寄与するものと思っております。これまでも全国で有数の観光地としてその名は知られていたわけですが、今回の新幹線全線開業、あるいは観光特急・指宿のたまて箱号の運行は、篤姫放映以来、ここ数年低迷していた指宿観光にとって、正に千載一遇の機会であることは疑う余地のないところであります。このようなことから、恒久的な観光発展の戦略が求められるわけではありますが、市当局の考えはどうか。また、この機に観光立市として市内外に宣誓してはということで、昨年提案させていただいた観光立市条例の制定、市長の答弁としては、他市の状況を見ながら前向きに検討してまいりたいとの、これ以上ない答弁であったわけですが、この観光立市条例制定については、どのようになっているのかお伺いして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 教育委員の任命について、昨年の12月議会、もしくは本定例会の冒頭に提案できなかったのか、教育行政のトップの不在は影響が大きいのではないかと等の質問でございます。先日の議員懇談会におきましてもご説明をいたしたところでございますけれども、教育長退任後の教育委員については、年度末のこの時期との関係で、議員ご指摘の幅広い人選が困難であるということをもいたしました。任命の時期をそのため調整をさせていただくこと、そして、教育長が不在の期間につきましては、法律及び規則により、教育部長が教育長の職を代行することで、教育行政を運営していくこととしております。前教育長の業務につきましては、既に教育部長が引き継いでおりますので、新教育長就任後は教育部長が引き継ぎをすることになります。教育長不在による教育行政への影響を少なくするために、新教育委員の人事案件を、今定例会に速やかに追加提案できるよう、現在努めているところであります。

職員の地域担当制についてでございます。私がマニフェストに掲げた地域担当制度について、昨年3月に申し上げましたのは、職員の自主的・自発的な地域活動の参加を促進し、自らが居住する地域で、近隣住民のニーズや生活課題に柔軟かつ迅速にこたえることで、職員が信頼され、そのことにより市役所を市民の真に役立つところとしたいという強い思いが

あったからであります。この地域活動に、職員自から積極的に係わっていただくために、職員が居住していない地域は、私や上司からも直接働きかけて協力を要請したいという強い思いを述べたところでもあります。この地域担当制度とは、業務とは係わりなく、あくまでもボランティアとして、職員個々の主体性に基づいて、地域をはじめ、様々な場での社会貢献活動として取り組む制度であります。このようなことから、本市の総合振興計画の基本目標の一つである、市民と行政が協働で創る活気あふれるまちの推進と併せて、人材育成基本方針において、市民に求められる職員像として掲げている、市民と共に、指宿の未来を描き、熱い情熱を持ち挑戦する職員を目指す一つの取組の一環として、社会貢献3Dチャレンジ制度を導入することとなった経緯等と併せながら、6月議会で述べたところであります。この地域担当制度につきましては、今年度導入しました3Dチャレンジ制度を通して、一人でも多くの職員が地域人として、自主的に地域活動に参加していただき、地域住民と共に実践活動を展開することで、市民から信頼されると同時に、地域協働の意識醸成が図られ、市民と行政との協働によるまちづくりの円滑な推進につながるものと期待をして始めたものでもございます。

以下、いただきました質問につきましては、担当部課長に答弁をいたさせます。

産業振興部長（吉井敏和） 二反田川人道橋設置のその後の県との状況についてでございます。

二反田川人道橋については、長崎鼻から観音崎までの歩道整備を行う、県の指宿しおかげ街道景観整備事業計画の中で、魅力ある観光地づくり事業により実施すべく、これまで県に要望を行ってきているところでございます。昨年12月にも南薩地域振興局と協議を行ったところですが、事業実施のためには、市としていくつかクリアしなければならない問題があることから、これらを解決すべく、現在関係機関と協議しながら、早期実現に向けて鋭意努力をしているところでございます。

観光振興についてでございます。本市の観光は、これまで天然砂むし温泉をはじめとする豊富な観光資源を目玉に発展し、これらの観光資源を楽しみに来られる、主に団体の観光客の皆様により成長してきたと言っても過言ではないと思っております。しかしながら、近年、観光スタイルが団体型から、個人や小グループでまち歩きや食べ歩きなどを行う体験型へ移行してきており、本市の受入れスタイルがこのニーズに対応できていないのではないかと考えているところでございます。このためには、今後長期的な展望に立って、まち歩きのための遊歩道や、現在進めているレンタサイクルによる散策を推進しながら整備を行うとともに、宿泊施設等と行政が一体となって、観光客の皆様が積極的に街に出て行く仕組みづくりを形成する必要があるかと思っております。しかしながら、このためには多くの時間と財源が必要になることから、この長期的ビジョンを基に、当面は現行のスタイルで主にソフト面の対策が中心になってくると思います。幸いにもこの度、九州新幹線鹿児島ルート全線開業を無事迎えることができましたので、これを機に心のこもったおもてなしによる受入体

制のより一層の強化に努めるとともに、観光客誘致のための施策に積極的に取り組み、観光は進化するものであることを念頭に、将来、本市を個人・グループ型対応の観光地に生まれ変わらせることが必要であると考えております。

観光立市条例の取組の状況でございます。昨年3月議会において、他市の観光立市条例の内容等の検証を行い、本市の観光振興に大きく寄与するものであれば、前向きに検討したい旨の答弁をさせていただいております。現在、都道府県においては、本県をはじめ18の県と北海道が制定しており、市町村においては、京都府の京丹後市や山梨県の富士河口湖町など8自治体ほどが条例を制定しているようであります。観光立市条例、あるいは観光振興条例については、国の観光立国推進基本法の基本理念である、住んでよし、訪れてよしの国づくりを基に、地域住民が、観光の持つ価値とその効果に対する意識を共有して、このまちに生まれて良かったという誇りと自信を導くことで、地域に活力をもたらすことが最大の目的であると考えております。とりわけ本市では、市民一人一人が、豊富な観光資源の恵みに感謝しながら、訪れる観光客をおもてなしの心で温かく迎えることが何よりも大切であります。幸い本市には、いぶすき菜の花マラソン等で地域に根付いたおもてなしの心があります。今後とも、おもてなしの心による受入体制の強化に、官民及び地域一体となって努めてまいりますが、その中で観光立市条例制定の機運が高まり、地域全体でその必要性を共有できると判断されれば、制定に向けて前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

市民生活部長（井元清八郎） 職員の地域活動への参加促進を図るために実施しました自己申告制度、いわゆる3Dチャレンジの取組状況について、昨年10月の中間総括の結果を申し上げます。社会貢献3Dチャレンジに参加した職員は257名で、提案数は延べ802件となっております。分野別には、最も多いのが自治会活動の分野で217件、28%、2番目が環境保全の分野で185件、23%、3番目が青少年健全育成に関する分野で123件、15%、4番目が教育文化の分野で98件、12%、最後に、これらに属さないその他の分野が179件、22%となっております。

次に、提案のあった活動の取組状況につきましては、多くの職員が概ね順調に取り組んでいると回答しております。具体的な成果につきましては、年度終了後に改めて各々の取組結果と課題のほか、次年度への抱負や展望なども含め、1年間の総括をお願いしたいと考えているところでございます。この制度は、試行的に導入したものではありませんが、多くの職員にとって、より一層の地域活動への参画を促すきっかけになったのではないかと感じているところでございます。例えば、池田湖畔の環境美化活動や指宿地域の東方の耕作放棄地における景観形成の取組、本市農畜水産物等を中心に地産地消を目指すいぶすきマルシェなど、これまでなかった新たな取組に多くの職員が主体的に参画していただいていると理解しております。ほかにも新たな手法で取組しました新市長トーク、みんなで語ろう会には、地域に居住する職員や団体に携わっている職員も主体的に参加し、地域や団体が抱える課題の解決

策や活性化策など、地域人として真剣に議論していただき、今後の活動や事業を展開する中で、市政へ反映し、協働で取り組む事業につながるなど、一定の成果が見られたものと認識をいたしているところでございます。

次に、来年度の自己申告は今年度内に行うのかとのご質問でございました。職員の自主的・自発的な、地域活動へ参画を促すために、本年度から導入いたしました社会貢献3Dチャレンジ制度の来年度の自己申告につきましては、本年度チャレンジしなかった職員も、是非、積極的に取り組んでいただきたいという思いを念頭に、新年度早々に実施したいと考えております。併せて、本年度の申告内容、すなわちチャレンジ項目について、取組状況はどうだったか。また、取組を終えてみて感じたこと、課題やほかの取組へ生かしたい点など、各々で自己評価をお願いするとともに、これらの結果を類型ごとに集約し、その結果を公表したいと考えております。このことにより、職員はもとより、市民のより一層の理解と自発的な地域活動への参加が促進され、本市が目指しております市民と行政との協働により、活気あふれるまちの創造につながるものと期待しているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） ちょっと順番が変わりますが、二反田川人道橋について2回目以降質問してまいります。実施のためにいくつかクリアしなければいけない問題があるので、それをクリア次第、実現に向けてやっていくということでございますが、これまで、いくつかの課題はありました。そちらはクリアしたのだと思いますし、その間ですね、前回の質問以降、また新たな問題が出てきたのかどうかですね、そこらはどうなんでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 人道橋につきましては、先ほども申しましたとおり、しおかぜ街道を一本化し、魅力ある観光地として整備していく上で、非常に重要なポイントであるということは今も強く認識しております。このことから、市としましても早期実現に向けて努力をしているところですが、事業を進めるにあたって解決しなければならない問題がいくつか出てまいりました。まず一つ目でございます。二反田川は台風の際に、船舶の避難所となっていることから、様々な船舶が通過できるように、橋の高さ、いわゆるクリアランスを調整して設定する必要があります。また、橋げたが高くなればなるほど工事費も増加をすることになります。この点については、今後、予算面も考慮しながら、付近の航行船舶の状況を把握し、指宿漁協など関係機関と調整して、船舶の航路を確保できるクリアランスを設定していきたいと考えております。もう一つは、用地買収の問題でございます。橋を建設すると、現在供用中の市道等の機能を維持するため、市道に遊歩道を併設する箇所の拡幅部分と角地の隅切部分の用地取得が不可欠となります。いずれにしましても、この人道橋につきましては、本市を更に魅力ある観光地として整備していく上で、非常に重要なポイントであるにとらえておりますので、関係機関と調整協議を行いながら、これらの課題をクリアし、早期実現に向けて、今後も鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えております。

19番議員（下柳田賢次） 先ほどのその橋の高さに関しては前回も述べておられましたし、

それは現在二反田川橋という橋も通っているわけですし、それは問題にならないと思いますが、用地交渉の部分が新たな部分という形で認識しておりますが、ここらについて、市長、市長の力を発揮する部分ではないかと思っておりますがいかがですか。

市長（豊留悦男） この二反田川人道橋の設置につきましては、まず、設置する場所としてどこが一番適当かということが大切であると思います。議員の予想と言いますか、考えていらっしゃる所と私と全く一緒だろうと思います。そのための用地買収というのが今後大きな課題になってまいります。これについては相手があることでございますので、私どもの思いを心を込めて伝え、協力できる体制を築かなきゃなりません。そのためには、地権者には今後、私自からが出向いて、思いを伝え、協力をしてもらえらるような、そういう取組をしてまいりたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） この件については以上にいたします。よろしくお願いいたします。

次に、教育委員の任命についてであります。一般的に見て、教育長の任期が2月22日で切れることが分かっている時は、12月議会でのその対応は市長は示すべきであると思います。何か説明のつく事柄でもあれば別ですが、対応を年内に取れなかったのはなぜか。先ほど幅広い人選ということでございますが、含めてですね、12月でできるというふうに私は思います。なぜ年内に取れなかったのか。また、教育長不在という指宿市教育行政、教育現場に大変な支障を生じさせているのではないかと思います。先ほど市長の答弁で部長がその役目を十分に担っていると、こなしているというような形での答弁に聞こえましたが、本当にその辺のところのですね、支障は生じてないのかお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 私もこの教育委員の任命については、前・教育長と田中教育長の任命の議会への提案が12月であったことを記憶しております。そうしますと、前・林教育長は2月22日まで、この日で切れると、自分の任期が切れるということを前提にしながらも、2か月間人事の仕事、その他やってきたわけでありまして。そのときの気持ちというのは、私は同じ職場におりましたので、痛いほど分かります。この議会の席で、12月の席で、その当時の教育長がいる場で、それはやったことを覚えております。私は、田中教育長はすごい方でしたので、任期まではできるだけ教育長の力、力量というものをいただきたくて、2月になってから私は自分の思いを伝えました。それは任期が2月22日であると、私としては、この任期で教育長にご苦労さんと、感謝の気持ちを表したいと、そういう意味で言いました。私はタイミングを見計らっておりましたけれども、人事が一応事務的なものが済む時期が2月のそのころであろうという、そういうことを考えて、私は申し上げました。いろいろな思いもありましょうけれども、私としては、前・田中教育長にこの件を言うのは、実は直接の上司でもありましたから苦渋の決断と申し上げてもよかったのかもしれない。田中教育長の最後と言いますか、その終わりを、できるだけ感謝の気持ちを込めながら、その最後と言いますか、任期を全うしていただきたいという思いで2月にしたんであります。その間、何

回もその時期を見計らってきましたけれども、私の気持ちとしては、この2月の上旬が一番いい時期であろうと、私なりに判断をして、そのような対応をしてまいりました。

19番議員（下柳田賢次） 元・教育長の林教育長の事例を出して、この2月上旬がベストのタイミングであったというような答弁というふうに解釈いたしました。田中前教育長にしてもですね、もしこの任期で退任をしなければいけないということが分かっていた場合にですね、早めのそういう意思が伝わってればですね、今後と言いますか、後の動きに関しても準備ができたのではないかとこのふうにも思っております。それが2月上旬ということ、市長の答弁によりますとベストなタイミングであったという答弁でありましたが、若干、やめられた方にすればですね、そうであるならば、もうちょっと早めに言っていただければという思いもあったのではないかとこのふうにも察するところでございますが、教育長は、教育行政という特殊性のある職務が与えられております。こういったことから一時たりとも途切れることなく継続性が求められていると思います。やむを得ない状況でもないのに、教育部長が教育長代理という、これはある種の教育行政においては異常事態であると思いますが、専門職の教育長不在という事態について、これは県教委からはどのような指導があったのかお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 好ましいことではないのは事実であります。教育行政の継続性、またはその重要性を考えた時に、引き継ぎができ、そして、年度末のこの時期に不在というのは、好ましい状況ではないということは、県教委が申し上げるまでもなく、そのことについては、私は深く理解をしております。ただ、なぜこの時期に、そして、この時期にと申しますか、教育長に退任を伝えた時期にやったのか。そして、引き継ぎができるように速やかな教育長、いわゆる教育委員の人事ができなかったのかということについては、私もそこには思いがあったわけでありまして。ただ、明らかに好ましくないであろうということをおえて私がやったところには理由もあります。その理由というのについては、人事案件でありますので言えません。このことは私も十分認識をし、教育行政というものの在り方についても、私もその教育行政の中にいた経験がありますので、よく分かっております。そういう意味で、なぜなのか、どうしてなのかということについては、個人的な見解もありますので、ここに明らかにするわけにはまいりません。ただ、議員がご指摘のように、好ましい状況でなかったのではないかとこのことについては、謙虚に私も承ります。お互いの気持ちを思いやるという意味もありました。ですから私は苦渋の決断であったと申したわけでありまして。任期という、1期4年ということは、前・教育長自身も分かっていたはずであります。そういう意味で、私は決してこの時期が、次の仕事の関係で、いろんな関係で支障があったのではないかと、決して思っておりません。そういう意味で、是非、私がこの時期にやったこと、そして、教育行政を軽んじたことではないこと、そういうことは議員もご理解をいただきたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 理解はしております。ただ、この本会議場においてですね、市長としての立場で個人的見解があるので申し上げられないと、これはあくまでも人事案件、市長の専権事項でございますので、個人的見解があるので申し上げられないということについてはですね、これはこの場でなじむ答弁ではないと思いますが、そこは考えていただければと思います。

では、市長はこれまで、もちろん今述べたとおり、教育者として勤めてきておりますし、教育会には特に詳しいと思いますが、この2月・3月、先ほどは苦渋の決断であるが、好ましくないというのが分かっている中での判断ではあったが、理解をお願いしたいということでございましたが、この2月・3月は、教育現場にとっては教職員の人事異動、卒業、入学、就職という、極めて大事な時期であります。教職員の人事異動について、若干ですが不安の声も聞くわけですが、これらの人事異動など、職務代理者である部長がですね、十分な対応ができたというふうに考えてよろしいでしょうか、教育部長。

教育部長（吹留賢良） 教育に秀でた教育長に比べますと、私たちは素人ですので、十分ではないと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 先ほどの市長の答弁とですね、現場サイドは、やはり、今の答弁のとおり、若干の認識の違いがあるのではないかというふうに思います。教育委員会の独立性についてでお伺いいたしますが、陸上競技場の全天候化、あるいは先日の文教厚生委員会の中で市長の指示と伺っておりますし、子ども映画祭も23年度は市長部局で実施することも市長の意思というふうな認識しておりますが、教育委員会は政治的なイデオロギー、宗教などから公正、中立でなければなりません。そういうことから、市長部局からも独立し、独自性が求められていると思います。このことから、市長の教育分野への、この2件に関してもですね、介入というような状況のようにも見受けられますが、この辺についてはどのようにお考えですか。

市長（豊留悦男） 教育委員会の独自性、これは何よりも大切にしなければなりません。教育長人事につきまして、そのことと教育委員会への介入ということとは、全く私は無関係だととらえております。いろんな事業につきましても、今後どのように事業展開を図るか。その事業が市へどのようなメリット、いわゆる効果があるか、陸上競技場等についてもですけども、予算を必要とすること、そして、議会の承認を得ることなどがありますので、それは教育行政という枠組みの中から、外れたものである。ゆくゆくは、運営にとっては恐らく一緒になって考えていかなければなりませんけれども、施設の整備等については、教育委員会の考えを聞いたうえで陸上競技場の整備もやったわけでありまして。この映画祭についても、今後調整をしていく予定でございますけれども、すべて首長部局でやるという考えは持っておりません。今日も担当がまいりましたので、教育委員会、子供を対象とした映画祭であるので、一緒にやらなければならないのだよという、その指示だけは出しました。いろんな問

題で、先ほど部長が答えましたように、人事というものについては、責任を持って教育行政の中でやらなければなりません。それについて介入するつもりは一つもありません。なぜこのタイミングかと申しますと、具体的な人事の中身になってしまいますので、詳しくは申し上げられませんが、ある程度人事が固まった後に私は、前・教育長にはそのことを伝えたくてあります。何よりも私はその過程を何年も経験してまいりましたので、よく分かっております。ですから、タイミングというのを見計らったということであります。人事についての不安というのものもあるかもしれませんが、最終的には校長、教育委員会、そして、県という流れを通した中で、どの時点が一番いいのかということについては、私なりに判断をして教育長に、その任期のことについて告げたわけであります。

19番議員（下柳田賢次） 全くとは言わないにしても問題はないんだと、あくまでもおっしゃっておりますが、それではですね、今の現在で後任の教育委員の案をお持ちなのかどうかですね、そこらについてはどうですか。

市長（豊留悦男） 教育委員の選任につきましては、慎重でなくてはなりません。関係市町にもし現在勤めているとしたら、その首長にも連絡をし、教育行政のトップにも承認をもらわなければなりません。私は、教育行政のタイミングのいいところというのは4月1日、9月1日であろうと思っております。今後、2月22日という期限の中で、4年を一サイクルとしますと、いつもこの時期にこういう問題が起きるわけであります。私としては、教育委員として選任をし、そして、教育委員会の中で教育長として推薦されるのであれば、年度区切りの4月1日が一番いいだろうと思っております。いつかそういう形にしないと、毎回、人事の度に、4月の人事の一番大切な時期であろう時期に、次の教育委員の選任をしなければなりません。5月1日か9月1日、そういうところでありますと、いろんな関係機関に多大な迷惑をかけることなく、しかも幅広い人事ができる、そう思っております。今年はまだ2月22日から3月31日まで、教育長が不在となりますけれども、そこには力量のある教育部長をお願いし、人事その他についてはお願いをしたところであります。

19番議員（下柳田賢次） 私の質問はですね、今の段階で、後任の教育委員の案をお持ちかということをお聞きしたんですよ。

市長（豊留悦男） 時期が時期でございますので、私としては案は持っております。そして、関係機関にお願いはしてございます。関係機関と言いますと、その私が意図している人の所属する首長であり、教育行政のトップには私は今打診をし、それなりの手続きを取っております。その理解が得られ、ご協力が得られれば、この3月議会の最終本会議にでも提案をする、そういう腹積もりであります。

19番議員（下柳田賢次） それでは時間もありますので、次にまいりたいと思います。

職員の地域担当制でございます。先ほどから答弁を聞いてますとね、3月議会の市長の答弁、これを無視しているわけじゃないでしょうけど、6月の3Dに移行した旨の答弁に聞こえ

るんですが、3Dと市長のマニフェストで示した地域担当制、これは根本的に違ってきますよ、市長。3Dはできることをできるときにできる人がやるということになっております。市長の地域担当制を創出するという、この市長マニフェストで示した地域担当制はですね、そういう意味合いのものじゃないですよ。3月の答弁で市長が熱く語った、先ほどの私が申しましたとおりのことでございます。ここらについての認識はどうですか。3Dに移行したということですか、市長の地域担当制は。

市長（豊留悦男） 私の考えている地域貢献制度というのは、今申し上げましたけれども、地域担当制度に以降する事前の問題として、例えば、行政事務事業の見直しと市役所改革という中で私は地域貢献というのを出しました。それはどういう意味かと申しますと、市民協働による身近な生活重視の行政を推進をしたいと。やはり、市役所の職員である以上は、地域に貢献していただきたいという思いで、これはいたしました。一方、市役所には3Dチャレンジというこれまでの流れを受けた評価制度、育成型の人事評価制度もございます。私は、学校職員にも人事評価制度がございまして、平成17年度試行として私は取組ました。指宿市内の学校の職員の評価制度がございましたので、17年度取組ました。その中で、項目外評価、いわゆる、業績評価とか職能評価では評価できない見えない地域の貢献というのも評価してあげるべきであろうという項目がございます。プラス5点からマイナス5点まで、学校ではこうして見えない部分が地域ではすごい先生なんだと、それは評価の中でぴしゃっと位置付けられればいいんじゃないかと。その経験がありましたから、3Dチャレンジにもその項目を設け、そして、ゆくゆくはこの地域担当制度というものに3Dチャレンジと含めて、評価内容として位置付けられるような形になればいいと思って、この提案はいたしました。そして、理解を求めましたところ、先ほど部長からありましたように、それなりの私は成果というのはあったと思っております。ただ、職員への語り込み、理解というものを、今後深めなければ、決して十分ではないと、そういう評価も自分なりにしております。

19番議員（下柳田賢次） 地域担当制度ということについては、地域担当制度へ移行する前段階として、今進めているということでございますが、この市長のマニフェストにはですね、市民がかかえる課題や要望を把握するため、地域担当制度を創設し、地域の住民とのコミュニケーションを深め、行政施策に反映させると、これはですね、期限はすぐやると書いていますよ。22年度内にやるというマニフェストで市長は示してある中に、前段階の話を、今市長は申し上げましたけど、そういうことではないというふうに思うんです。仮にですね、この3Dできる人ができることをできるときにやる、これは今まで市役所にはそういう認識はなかったんですか、改めて6月に提案されてきましたけど、それ以前はそういう考えすらなかったということですか。仮にですね、これできるできない、できる人ができるときにできることをと、できないと判断したときには、やらなくていいということになりませんか。どうですか、そこら。

市長（豊留悦男） 形をですね、正式に制度として施行するためには、それなりの準備も必要であります。私は22年度から、この地域担当制度としては取り組んでいると思っております。その取組の一つが、まず、地域貢献、地域を見直して、自分が市役所職員としての自覚を持って、信頼される市役所職員を目指してボランティア活動をやりましょうと。できない人はやらなければいいんですかと、そういうことはありません。なぜならば、市役所職員であるならば、できないと言ったらいけないわけでございます。それなりに自分が市役所の職員として公務員であるならば、例えば、菜の花マラソンでボランティア活動をしましょう、私はできないから鹿児島に映画を見に行きましょうといったときに、市民の見方はどうでしょうか。公務員に対する見方が厳しい時代に、それはボランティア活動でございますから、強制はできないけれども、自らがそういう意識を持ってほしいと、市役所職員であるならばそうしてほしいと思っているわけでありまして。いろんな制度で私はできないからやらないと、できる人ができるところでだろうと、だから私はやらないとなった時に、市役所の職員として、果たしてそれでいいのかという根本的な問題も考えなければなりません。私は、そういう職員ではあってはいけないのではないか。だから、みんなでこの3Dチャレンジについても頑張っていこうじゃないかと、そういう説得をしてまいりたいと思います。

19番議員（下柳田賢次） 今、できないと言っただけではないかという、それは市長の考えを今申したと思いますが、この辺の見解もあるので、私は以前ですね、職員組合との話はだいぶうぶなのかと。3月の答弁では、従わない職員はどうするのかと聞いたときには、市長もしくは上司からお願いしてやってもらうんだと。今のできないと言っただけではないかという考えも、当然、今の市長の考えと3月の答弁はある意味一致するというふうにとらえるわけでございます。6月の3Dの話で職員組合とは共有していると、この問題に関しては共有しているというんですけど、職員組合と話したのはできる人ができることをできるときにやるということを職員組合と共有したのであって、市長の今の考え、あるいはこの3月議会で市長から、もしくは上司からお願いしていくんだと、それは一般市民もやっていることだから、当然のように職員にもやってもらうんだという答弁があったわけでございますが、その辺を含めての職員組合との了承が得られているというような判断でよろしいんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 職員組合に対するこれまでの3Dチャレンジについての取扱いについての協議ですけれども、確かに今話のありましたように、3Dにつきましては、できる人ができるときにできることをというような内容でございますけれども、一番重要なことは、自主的に自発的に社会貢献活動をやっていくことがまずは大事だというような認識の基に職員組合とは話をしており、了解をいただいたところです。そして、そういう了解が得られてこそ、3Dチャレンジシートというものを制度的に提出できるようなものを作り上げていったわけございまして、協議の結果、そういう3Dチャレンジシートの提出というような内容、そしてまた、これに対する自己評価も行っていくというような、一つのありようというもの

を定めたところでございます。

19番議員（下柳田賢次） もう一回確認しますけどね、市長のマニフェストに示したこの地域担当制、3D、これは同じことを言っているんですか、執行部としての見解としては。そうであれば中身は相当違いますよ。であれば、市長のマニフェストがこういうふうな3Dの方に変わったという説明がないと、今定例会冒頭での市長の施政方針の中で、マニフェストは間違っていないんだと、この1年振り返って、そういう自信に満ちた施政方針のお言葉があったわけですけど、若干こういう中にマニフェストの変更等もあったということではないんですか、どうですか。

市長（豊留悦男） 地域担当制度、地域貢献制度というものと3Dチャレンジとは一致する、いわゆる共有する部分もあります。私が地域担当制度、例えば、社会貢献制度というものは、3Dチャレンジと共有するものがあるということでもあります。その3DのDが、もしできない人がいたらということは想定はしておりません。市役所として市として取り組む時には、それは前向きにとらえて、全職員が取り組んでほしいという思いでそういう3Dチャレンジもしてあるわけでありまして。ですから、今後、この3Dチャレンジを一般職員、行政職員に広めるまでには、改良または改善すべきものもあるかもしれませんけれども、流れとしては私は間違っていないのではないかと、そういう認識をしております。

19番議員（下柳田賢次） 私は思うにですね、市長がマニフェストで示したものは、これまでの、これまでもだって3Dの問題はですね、今まで職員はやってきていますよ、それなりには、大小はあれですね。それをあえて重要施策で掲げて、市長がマニフェストに書いたものはですね、恐らく違うと思います。これまでのそういったものをもっとレベルを上げると言いますか、次元を高いものにするという意味で、あえてマニフェストの重要施策として、すぐやる項目として掲げ、ましては、いろんなところで、このことに関しては予算はかからない、お金はかからないんだと、すぐできるんだというようなこともいろんなところで市長がお話することも私も何回も聞きました。そういった思いからするとですね、このマニフェストで示したこの地域担当制が3Dになったから、まずは間違っていないんだという認識とは若干違うんじゃないかと、私は思うんです。それと、以前も質問しました、職員のいる地域といない地域、あるいは職員の多い地域と少ない地域、ここのバランスは、この地域担当制からいくと、いない地域に関しては、その近くの職員が声をかけて、私がやりますというような3月の答弁でございました。これは答弁書を見ていただくように、私は6月の最後の質問でそのように言って終わっておりますので、当然ご覧になっていると思いますが、この多い少ない、もしこれがですね、いる地域といない地域、多い地域と少ない地域を考えると、今後の人事採用とかまで影響してきませんか、いない地域多い地域含めた場合に、そういうものを含めて非常に大きい問題を抱えているということについては、どのようにお考えですか。

市長（豊留悦男） 考え方、認識の違いであろうかと思えます。私は、地域担当制度というのは、もともと、いわゆる防災、それから市民の安全を確保するために、災害時の地域担当の職員はおります。それとこれとは一致するところもありましようけれども、これは自主的なボランティアという地域貢献というのを主眼に置いた制度であります。この1年間、この制度を職員に説明し、協力をいただいたおかげで市役所職員がいるんな場に出てくるようになったという声を聞くのは事実でありますし、私もその現場にも居合わせたことがあります。この制度を1年からやって、確かに、市役所職員の地域貢献、ボランティアという意識は私は深まったと思っております。地域担当制度と、この3Dチャレンジとはちょっと違うと、しかし、そこに流れるものは、私はつながっていると思っているから、自信を持って今お答えしました。これがもし、私のマニフェストとこれと違うんじゃないかということであれば、私はその具体的なものを今日、いろいろお聞きしましたので、1年を経た今日、私も、もう1回これについては具体的に一つずつ吟味し、今後の在り方について更なる施策、戦略を練りたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） やはりですね、私は、市長が市長になるべく選挙のときに掲げたマニフェストというのはもっともっと大きい意味があったというふうに思っております。変える変わるということからですね、今までにないものという意味では、マニフェストは正しいと判断いたします。ところが実際市長になってみて、現実を見た時に、なかなか自分が掲げたマニフェストと、ここでは地域担当制ということでございますが、なかなかできるものとできないものがある。これは当たり前だと思うんですよ。市長になる前と市長になってからの判断というのはですね。そういった意味で、掲げたものがトーンダウンするということは、これはあるわけでございます。ところが市長はあくまでも自分のマニフェストとこの3Dの考え方は一致しているんだからおっしゃるわけですが、そこはそれでいいんですが、やろうとしていることを言っているんですよ、具体的に、市長、自分の宮地区の例をあげてですね。それと今言っている3Dとは明らかに違うと、考え方は一緒です、地域貢献、職員ですね。ところが市長がマニフェストで掲げて、そして、それを3月の私の質問に対して答弁したのについては、具体的に答えておりますので、それは今のこの段階で私はなされていないと思うし、その辺の意味合いを含めた職員組合との交渉も、私はその問題を組合が納得したとは思いません。先ほど総務部長が3Dの中での交渉で、それを認識は共通しているというような言い方をしたのですが、あくまでも私は、マニフェストの市長の施策を聞いているわけでございますので、これからですね、もう一回見直して検討するということでございますので、この3月、6月、今月この議会のこの答弁等も含めてですね、しっかりと検討していただきたいと思えますし、私はマニフェストが違うのであれば、違うなりにそれなりの答弁があればですね、それでまた新しい第一歩を踏み出す、そういうふうにしていけばいいと思っておりますが、その辺について最後になると思いますが、市長の見解をお聞きし

て終わりたいと思います。

市長（豊留悦男） 私もこの1年間、市長を通じていろんな思いもありました。今日、議員からご指摘いただきましたことも、謙虚に私なりにとらえて、今後、自分のマニフェストが果たしてどのように展開をするのか、この1年間の私の市長としての仕事も反省する機会にしたいと思っております。ただ、私が申し上げたいのは、市民に信頼される市役所職員として育成型人事評価制度を確立するという、これまでの流れを大切にできなかったこと、そのためには、やはり、地域貢献というボランティア活動という、いわば地域に住む市役所職員として頑張る努力していただきたいということ。そのことがしいては公民館を中心としたコミュニティ、地域支援、ネットワークの構築という、本市の目指す方向とも一致するというようなこと、いろんなことを考えて、私は、これは私の重要課題といたしました。1年目から取り組んだつもりでありますけれども、今後、この確立を目指して、更に努力をしてみたいと思っております。

教育部長（吹留賢良） 先ほどの私の答弁の中で、十分ではなかったという発言をしましたが、舌足らずでございまして、自分なりに一生懸命頑張ってお答えしてまいりましたと、追加してお詫びいたします。

#### 延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。  
なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。  
本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新宮領 進

議 員 下川床 泉

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成23年3月18日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第4 議案第2号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第3号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第4号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第5号 平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第6号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第7号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第8号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 井元 伸 明  | 2番議員  | 西 森 三 義 |
| 3番議員  | 浜 田 藤 幸 | 4番議員  | 高 橋 三 樹 |
| 5番議員  | 田 中 健 一 | 6番議員  | 木 原 繁 昭 |
| 7番議員  | 高 田 ちよ子 | 8番議員  | 新宮領 進   |
| 9番議員  | 下川床 泉   | 10番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 11番議員 | 前之園 正 和 | 12番議員 | 物 袋 昭 弘 |

13番議員 前原六則  
15番議員 新川床金春  
17番議員 前田 猛  
19番議員 下柳田賢次  
22番議員 松下喜久雄

14番議員 福永徳郎  
16番議員 六反園 弘  
18番議員 大保三郎  
21番議員 森 時徳

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長      | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 総務部長    | 渡瀬貴久  | 市民生活部長 | 井元清八郎 |
| 健康福祉部長  | 田代秀敏  | 産業振興部長 | 吉井敏和  |
| 建設部長    | 吉永哲郎  | 教育部長   | 吹留賢良  |
| 山川支所長   | 岩崎三千夫 | 開聞支所長  | 中間竜郎  |
| 産業振興部参与 | 浜田 淳  | 総務課長   | 森 健一  |
| 企画課長    | 下吉龍一  | 財政課長   | 邊見重英  |
| 市民協働課長  | 上村公德  | 長寿介護課長 | 野口義幸  |
| 地域福祉課長  | 久保憲一郎 | 観光課長   | 下吉耕一  |
| 建設監理課長  | 三窪義孝  | 土木課長   | 池増広行  |
| 教育総務課長  | 濱田 悟  | 水道課長   | 松元 修  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 新村光司 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田 薫 | 議事係主査   | 濱上和也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、中村洋幸議員及び前之園正和議員を指名いたします。

一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行します。

まず、高田チヨ子議員。

7番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。初めに3月11日に東北地方を中心に巨大地震が発生し、その後の津波や福島原発事故と想像を絶することが起こり、甚大な被害が広がっております。被災された皆様に対しまして哀悼の意を表しますとともに、心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興を祈ります。今、指宿にいる私たちができること、少しでもお役に立てることは何かということで、節電をしましょうと訴えているところです。また、山川港に着く漁船で救援物資を運ぼうという話もお聞きしましたが、私たち議員も含めて、全市民をあげて協力をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。また、3月末日をもちまして退職をされます職員の皆様方に、長い間、市勢発展のためにご尽力を賜り、改めてそのご苦勞とご功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のためにご活躍してくださいませようお願い申し上げます。本当にご苦勞さまでございました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。安心・安全な生活を守るために、まず初めに、子宮頸がんワクチンについて伺います。今まで、何回も質問してきましたが、23年度は、お陰さまでワクチン接種の予算化がされました。定期接種ではありますが、唯一ワクチン接種をすることで100%予防できるといわれています。鹿児島市や薩摩川内市の方では、医師会の先生に講演をしていただいて、親子ともに納得していただいた上で接種をしていると聞いています。本市でも講演会を開いたらいいと思いますが、この計画はあるのかどうか伺います。

2番目に災害対策について伺います。今回、東日本大震災が起きまして、本当に災害に対しての万全な対策が必要であると思っております。この大震災の前に奄美の洪水、また、新燃岳の大噴火等、なんだか遙か昔の出来事のように感じますが、そうではありません。今、指宿でもいつ地震や津波が起きるか分かりません。そして、災害が発生した場合、特に高齢者や障害者は自力で避難することができません。市としては、その時の対応をどのように考えてい

るのか伺います。

3番目に、学童保育について伺います。1月26日に吹田市に学童保育を学ぶために視察に行つてまいりました。ここでは、昭和41年から学童保育が始り、57年度には市の条例を作って、全小学校で学童保育を行っていました。教室がないところではプレハブ校舎を造るなど、やっているとのことでした。そこで、本市の現状はどうなっているのか伺います。また、今後の取組についても伺います。

4番目に、指宿市民歌について伺います。指宿市民歌ができ、これまで成人式など、3回ほど聞いたことがあります。でも歌うことができません。市民に聞いても、市民歌ができていくことすら知らない方がほとんどです。国歌、君が代や学校の校歌は何歳になっても忘れず、いつでも口ずさめます。私は、この市民歌も、指宿の市民として、いつでも口ずさめるようになってほしいと思います。そこで、市民に広く普及してほしいと思うのですが、そのための対策はどうなっているのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 子宮頸がんワクチン予防接種に関しましては、接種前の保護者や接種対象者の理解が必要になります。子宮頸がんと発がん性ウイルスとの関係、ワクチンの有効性や副反応、健康被害に対する救済等の理解に加えて、性についての正しい知識も必要であり、接種前の説明は十分に行う必要があると思っております。本市では、接種前の講演会は、5月15日日曜日でございますが、開催する計画で、医師会を通して講師ドクターの日程調整を進めているところでございます。なお、講演会は教育委員会とも連携をして、保護者や教職員への案内を予定しておりますが、生徒の参加についても、特に制限を設けるものではございません。市といたしましては、まず、保護者が講演会に参加し、子宮頸がん予防について理解をしていただいた後、各家庭において、子供さんとワクチン接種について話し合う機会を持っていただくことが望ましいと思っております。

次に、自然災害、高齢者・弱者に対するの対応についてでございます。自然災害のうち、近年の風水害では、高齢者等の災害時要援護者が被災する事例が多く発生しております。風水害による犠牲者を減らすための基本事項は、事前に安全な場所に避難することであり、梅雨前線や台風による大雨は土砂災害につながる可能性をある程度予測できます。本市では、地域防災計画により、このような場合に、土砂災害発生危険性や、避難時の安全に留意しながら、消防団員及び自主防災組織との連携の下、災害時要援護者の避難の優先と、災害が発生する恐れがあると認められる地域内居住者の避難を優先するなど、防災体制の整備を図っているところであります。一方で、市が適切な避難勧告等を発令する時間的余裕がない局地的、短時間の大雨も想定されることから、市民が普段から大雨災害の危険性を理解し、自らの命は自らで守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自発的な自助・共助意識の下に、適切な防災行動を取ることができるよう、避難訓練等を通して、地域における防災力を向上

させる取組も行っているところでございます。

次に、学童保育の質問でございます。学童保育とは、労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のことで、現在は放課後児童クラブと呼んでおり、放課後児童健全育成事業として実施しているところでございます。市内の小学校区に1か所を目標に、保育所7か所、幼稚園2か所で実施されているところでございます。対象者は児童福祉法において、小学校に就学している概ね10歳未満、小学校3年生までになりますが、この児童を対象としておりますが、現状は小学校高学年の児童も一部受入れて実施されております。また、小規模小学校等の少人数の放課後児童クラブについては、補助基準が適用されないことから、更に2か所で保育所地域活動事業を導入し実施しているところであります。規模としては登録人数が10数名のクラブから、30数名のクラブとなっているところであります。

次に、指宿市民歌の普及対策についてのお尋ねでございます。市民歌につきましては、新指宿市の誕生を記念し、市民の皆様へのふるさと意識の高揚や、市のイメージアップを図るため、平成21年度に制定しております。市民へは市民歌の普及を図るために、市民歌の歌詞・楽譜を広報紙に掲載いたしました。また、市のホームページから歌詞・楽譜を見ることができるとともに、市民歌を聴くことができるようにしているところでございます。さらに、市民歌CDを、小・中学校、各観光施設、関係団体、校区長等に配布して、市民歌の普及に努めているところでございます。

以下、いただきましたご質問については、関係担当部課長に答弁をいたさせます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、子宮頸がんワクチンから伺います。ワクチンの接種率を上げるためにどのようにしていこうと考えているかお伺いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） ワクチンの接種率向上の部分についての対応の仕方ということで、5月の15日に講演会を予定しております。講演会の開催だけでは不十分なところもございますので、広報紙でのお知らせ、それから、今後、接種する段階におきましては、個人宛に予診票等を送付いたしますので、その中に説明文書を同封することといたしております。今回の接種につきましては任意接種でございますので、接種させるか否かは保護者の判断するところになります。接種に際しまして心配がある場合には、医療機関や市の保健センター等に事前に相談をしていただき、納得して接種していただくよう相談の体制を敷くつもりでございます。

7番議員（高田チヨ子） ワクチンの接種対象者が中学生から高校生になりますけれども、教育委員会や学校との連携はどうなっているのかお伺いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 今回、子宮頸がんのワクチンにつきましては、中1から高校1年、そして、対象が女子生徒ということでございます。学校、教育委員会との連携に関しましては、講演会への参加、それから、相談事業などになろうかというふうに思っております。当

該ワクチン、23年度の対象年齢は、今もおっしゃったように高校1年生までですけれども、ただ、学習指導要領の関係等もございますので、私どもとしては、各年齢に応じた適切な指導を行う必要があるというふうに考えております。今後、接種に関しましては、教育委員会との連携が当然必要になりますので、具体的な事項に関しましては、逐次協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） ワクチン接種について、いろいろ心配されている声もお聞きします。先ほども親子ともにとということでお話をさせていただきましたが、この親子ともにも納得をした上で接種をすることが大事だと思います。その点はどうかお考えになりますでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 今回の子宮頸がんのワクチン接種につきましては、保護者の同意または医療施設に行き接種を受ける際には、同伴が必要になります。同伴できない時には、予診票等の中に同意する箇所がございます。今、議員がおっしゃいましたように、保護者が同意するという事、そして、その内容を親子で話すということ、当然、今、質問の中にもありましたように、理解した上で接種をすることが必要なワクチン接種であるというふうに考えております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、災害対策について伺います。災害対策のためのハザードマップ等は作成しているのでしょうか。また、指宿市内で危険区域等はどのくらいあるのでしょうか、お伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図で、これを利用することによりまして、災害発生時に迅速に避難を行うことができ、また、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害減少に有効とされております。市におきましては、鹿児島県が作成いたしました、土砂災害危険箇所マップのデータを活用し、土砂災害の恐れがあるとされる市内24か所を対象とした、土砂災害ハザードマップを危険区域ごとに作成する作業を進めておりまして、山川鰻地区については、本年度中に作成を終え、関係者に配布しているところであります。なお、土砂災害の恐れのある地区を申しますと、指宿地域内に12地区、山川地域に8地区、開聞地域に4地区あります。また、今回の東北地方太平洋沖地震の惨状を目の当たりにしまして、改めて、津波、浸水、高潮等を含めた防災マップの必要性を再認識したところであります。

7番議員（高田チヨ子） 一人暮らしの要保護者の方をどう避難させるのか伺います。併せて、各地区の一人暮らしの災害時要保護者の把握はしているのでしょうか、お伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 避難には、安全な場所、安全な経路、避難の時期、この三つが欠かすことができません。避難は、地域ごとに近くの安全性が確かめられた集合場所に集合し、そこで安否確認を行うとともに、避難経路や避難場所についての情報を伝え、災害種別に応じた、あるいは実際の被災の状況において、避難施設への誘導などの次の行動を決めるという

ことが重要であります。一人暮らしの災害時要援護者をどう避難させるかについては、検討すべき課題が多いのが現状であります。このようなことから、市では特に土砂災害が発生する恐れのある地域を単位とした自主防災組織による土砂災害訓練等を実施いたしまして、早めの組織避難の意識づけを図っているところであります。また、避難の方法につきましては、地域ごとに近くの安全性が確かめられた避難所へ、集団で避難行動を取ることが重要であります。なお、避難の誘導にあたりましては、ロープ等の資材を利用して安全を図ることとし、乳幼児は背負い、歩行困難な方や寝たきりの方は車いす、または担架等により避難させることになるかと思えます。

7番議員（高田チヨ子） 私たち指宿市には開聞岳があります。皆さんもご存知のとおり休火山です。この前、新燃岳が爆発して大変なことになっていましたが、この開聞岳もいつ爆発してもおかしくありません。開聞岳火山防災マップを作成することは考えていないのか、お伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 開聞岳の爆発的な噴火活動は、約4千年前以降から始まっておりまして、記録によると1615年が最後となっており、現在は休止期間となっております。休止期間は平均して100年であると言われておりますが、実際には10年から800年と一様ではなく、今後の活動については、現在の段階では予想が全くつきにくい状況にあります。このようなことから、平成19年2月に策定しました地域防災計画、開聞岳火山災害対策編になりますけれども、この地域防災計画に火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合には、必要に応じて警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策を定めておりますけれども、57年振りに霧島連山の新燃岳の噴火活動が活発したことから、開聞岳の非常時を想定し、霧島火山防災マップが作られておりますので、これを参考とした開聞岳火山防災マップにつきましても、先ほども申しましたけれども、津波、浸水、高潮等を含めた防災マップの必要性、認識しておりますので、今後、この防災マップの作成について鋭意努めてまいりたいと考えます。

7番議員（高田チヨ子） 津波や地震の防災マップも、一日も早く指宿市民に普及していただくように要望をいたします。

それでは、学童保育についてお伺いいたします。今、現状と今後の取組をお伺いいたしましたけれども、本市の小学校で、もし学童保育をするとしたら、市としてはどういう立場になるのでしょうか。学校でこの学童保育をするということは難しいのでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 学童保育を学校で行う、それに対する取組の在り方ということでございますが、まず、現在、子供たちの放課後の対策事業というのは大きく二つメニューがございます。平成19年度以降、放課後こどもプラン推進事業というのがございまして、その中の一つとして、放課後こども教室事業というのと、現在、私どもが取り組んでいる、もう一つ、放課後児童健全育成事業というのがございます。放課後こども教室事業は、地域の子

供たちすべてを対象に、放課後や週末等に小学校の空き教室を利用して、子供たちの安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の取組を行う事業でございます。実施にあたりましては、より多くの地域の方々の参画を得て、地域ぐるみで子供たちを育む環境づくりに努めることとなっております。もう一つの放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び場及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業であります。指宿市では、この放課後児童健全育成事業を保育所、幼稚園で実施しているところでございます。それから、現在、私どもが事業を導入するにあたり、放課後児童健全育成事業を導入しているわけでございますけれども、事業を導入するにあたり、余裕教室等がなかったことから、保育所や幼稚園敷地内に新たな施設を建てたりして、学童の保育をスタートさせた経緯がございます。現在の市内の保育園・幼稚園で、放課後児童健全育成事業を実施しておりますが、保護者の就労等により保育に欠ける児童でございますれば、小学校区、他の学区以外でもこの事業を利用することができるようになっております。実施している保育所や幼稚園にありましては、直接小学校に児童を迎えに行くなど、その児童の安全確保に努めているところでございます。また、利点といたしましては、保護者が園児と学童を同時に迎えに行けることなどございます。それから、土曜日や長期休業中にも、午前中からこの事業を利用できるなどの利便性がございます。以上でございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、地区公民館とか、そういう公共施設を利用して、地域で学童保育に取り組む、そういうことはできないものでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 地域の公民館等を活用いたしまして、子供たちの放課後の対策事業と申しますから、そのような形の事業の取組はできないかというふうに理解いたしております。地域の子供は地域で育む、このことは子供たちの健全育成にとってとても大切なことだというふうに理解しております。ただ、地域の公民館で実施する場合には、その施設を継続的に利用する必要がございます。本来の公民館利用の目的が達せられない等の課題も出てくると思うところでございまして、現状ではちょっと難しい、厳しいというふうに考えているところです。今後にあたりましては、既存の事業の在り方を精査すると共に、公共施設等を活用して地域ぐるみで地域の子供たちを育む事業として、モデル的に実施できないか模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） この学童保育についての国とか県内の状況はどうなっているのでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 学童保育の全国の状況、それから、県内の状況ということですが、全国的状況は、小学校で実施をされている部分が、全国的には50%となっております。保育所・児童館・幼稚園等ではどうかといいますと、大体20%ぐらいとなっております。

るでございます。全国的にはそういう割合でございますけれども、県内の状況では、小学校で実施されているところが114か所、保育所・児童館・幼稚園等で実施されているところが10か所ということで、大体半分半分ということになっているようでございます。

7番議員（高田チヨ子） 分かりました。じゃあ、できれば、この学校区だけでは少ないと思いますので、もっと広げて、この学童保育を進めていけるようお願いしたいと思います。

それでは市民歌についてお伺いいたします。市民歌のCDを配布したりとか、市のホームページを活用したりして、市民歌の普及を図っているということですが、普段から普及のために教育委員会で取り組んでいることがあるのでしょうかお伺いいたします。

教育部長（吹留賢良） 教育委員会では普段から行事やイベント等において、市民歌を斉唱したり、休憩中や開始前にBGMとして流したりしております。具体的には、生涯学習推進大会や成人式などの行事やイベント等において、歌詞及び楽譜の印刷したものを配り、出席者全員で市民歌を斉唱しています。また、寿大学や市民講座において、市民歌を歌えるように練習し、その成果を閉校式で発表するなどして市民歌の普及を図っております。小・中学校においては、市民歌を音楽の授業で郷土の歌として合唱に取り組んだり、清掃や給食の時間に校内放送で流したりしております。さらに、平成23年度から3・4年生の児童が使用する社会科の副読本にも指宿市民歌を掲載する予定にしております。

7番議員（高田チヨ子） 今、学校とか寿大学とか、いろんな場で市民歌を流したり、歌ったりしているということですが、まだまだこの市民歌の普及は広まっていないと思います。そこで今後、この市民歌をどのようにして普及していく予定でしょうか。

教育部長（吹留賢良） 市民歌がすべての市民に浸透していくように、市民歌CDを公共施設等や各種の行事・イベント等で活用したり、市民へ配布する資料等に市民歌を掲載したりするなどして、関係各課と連携を取りながら進めていきたいと考えております。今後とも、市民の一体感と郷土愛の育成が図られるよう、市民歌の普及に努めてまいります。

7番議員（高田チヨ子） 市役所に来たときに、この市民歌がBGMのようにして流れていたら、市民の皆様もあれ、この歌なんだろうって、これが市民歌だよってということで、皆さんこの市民歌に興味を持つのではないかと思います。自然のうちに耳から入ってくると、市民歌を歌えるようになるのではないかと、そういうふうに思います。その点についてはどうお考えでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 市民歌が流れますと、自然に口ずさむことができるように、あらゆる機会というか、できるだけ公共施設等でも流すなり、いろんな機会をみかけて、普及に努めてまいりたいとそのように考えます。

7番議員（高田チヨ子） 今朝、宮古市の中学校の卒業式の様子がテレビで報道されておりました。その中で、卒業生代表があいさつをしていました。いろいろ言ったあとに、前向きに頑張っていきますと述べておりました。今、被災地の皆様は、この言葉どおり一生懸命頑張っ

います。毎日感動して見ております。でも、冬は必ず春となる、絶対に春が来るんだと、そう思います。被災地の皆さん頑張れとエールを送って、私の一般質問といたします。以上です。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時39分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

6番議員（木原繁昭） おはようございます。6番、木原繁昭です。先日起きました関東東北大震災で亡くなれた方々、被災されました方々に、哀悼の誠とお見舞いを申し上げます。また、大変なことになっている原発事故の速やかな終息と、地震・津波の被災地への救援が早く十分に行われ、一刻も早く復興に向けて歩き始めることができるように願っております。それから、自衛隊への5万人、10万人の出動要請が出ています。これは日本の自衛隊26万人の2割、4割にあたります。指宿市出身の隊員もかなりの数、参加しているものと思います。遠くで見守るしかない我々は何もできませんが、子弟たちの頑張りを心で応援したいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、市道の整備状況についてですが、今回上程されている23年度予算の中に、道路新設改良費として27路線、5億6,490万円の予算も計上されています。道路面等の改良は、消耗品みたいなものですので、正にエンドレスで続くわけでございます。それぞれ年次的に計画を持ってやっているということですが、所によってはいつ改良工事をやったのだろうかと思えるぐらい痛んでいる所もあるようです。特に指宿地区に悪いところが多いような気もしております。合併前から道路改良に使われる予算の割合が少なかったのか、また、所によっては、当然、交通量の多さも起因していると思いますが、傷んだ道路の改良要望がかなりあります。指宿の道路としては、まあまあの所も、ここの舗装を直してという要望を聞くこともありますが、まだほかの所にもっとひどい所もあるので、行政の方に伝えない場合も多々あります。市民の声を行政に届けますをスローガンの一つに掲げた私としましては、心苦しいところでございます。当然、財政状況が良ければ、早めをお願いするところなのですが、土木の担当者の方から見て、何回かのつぎはぎでしのいでいたりして、できれば早く本格的に直したいと思いながらも、次年度次年度へというような積み残しがあるのか。その辺の現状や考えをお伺いいたします。

次に、観光行政の観光客の動向についてですが、平成19年の我が指宿市の宿泊客が92万6千人で、日帰り客283万8千人、合計375万4千人というデータを見たのですが、直近の委員会での答弁では、宿泊客80万人ほどだということのようでした。宿泊客がかなり減っている

ようです。直近では、牛や豚の口蹄疫や鳥インフルエンザ等で南九州全体の観光客の減少となっているのかと思いますが、我が市の観光客数の数年の動向はどのような傾向にあるのか、お伺いいたします。

3番目に、農林行政の雪害、霜害についてお伺いいたします。大晦日から元旦にかけて、私が小学校の時に体験した大雪のそれを越えるような積雪でした。1月4日には、農業委員としての遊休農地の調査に新西方、岩本地区の畑にまいりましたら、まだ雪もかなり残ってありました。ビニールハウスの潰れているのもかなりあり、また、スナップエンドウが雪の重さに耐えかねたのか、完全に横倒しになっているのがあったり、ソラマメも徳光地区の倍以上ほどの茎折れ等の被害でした。そのような数十年振りの雪害に輪をかけ、その後、1月の数回にわたる霜害や寒害が強烈でした。最低温度は氷点下3度を下回り、ソラマメのさやは解けたガラスを塗り、冷えて固まったように、透明な氷の膜に覆われ、ぴかぴかと光っていました。そのような状態ですので、中の豆が凍って死んでしまい、取って捨てなければならない状態でした。数度にわたる寒害で枯れ死するソラマメも、ほ場の場所によってはかなり見られました。また、枯れ死しないまでも、葉が一部枯れたりして、かなりの収量が減るのではと思いますが、指宿市の1・2月の被害額等はどのくらいあったのでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

市長（豊留悦男） 市道の整備状況についてのご質問でございますが、現在、市道は941路線で、延長が約570kmあるところでございます。市道は、通行車両や歩行者の安全性・快適性の向上を目的とした整備が求められているとともに、生産物等のスムーズな流通を促進するための輸送路であると考えているところでございまして、また、多くの歩行者が利用する道路でもあることから、子供や高齢者、障害のある人などの視点に立った整備も求められていると思っております。道路の状況につきましては、舗装や側溝など、改良整備が必要な箇所が多くあることは認識しているところであります。市道の整備は、各地区からの要望箇所を含め、過疎地域自立促進計画に225路線が計上されており、この計画に基づき、過疎債等の有利な起債を利用し、年次的に整備を進めているところであります。これらの道路整備については、厳しい財政状況の中ではありますが、できる限り予算を確保しながら、市内全域の均衡ある発展を念頭に置き、道路の状況を調査し、緊急性、利用度等を総合的に判断しながら、市民の要望にできる限りこたえられるよう整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、観光行政についてでございます。本市における観光客数の合併後5年間の動向につきましては、入込観光客の総数が、平成18年度は364万人、平成20年度は415万6千人、平成22年度は372万2千人で、合併直後の平成17年度に比べ約8万2千人、2.2%の増、最も入込観光客の多かったNHK大河ドラマ篤姫の放送のあった平成20年度と比べると、43万4千人、10.

4%の減となっています。一方、宿泊客数については、平成18年度は91万8千人、平成20年度は101万人、平成22年度は71万5千人で、平成18年度に比べると20万3千人、22.1%の減、平成20年度に比べると29万5千人、29.2%の減となっております。大幅な宿泊者減の要因としては、大河ドラマ篤姫放送後の長引く不況・景気低迷を背景にした個人消費の冷え込み、隣県で発生した口蹄疫等による多大な影響のほか、高速道路の休日ETC割引などの影響による日帰り周遊観光の増、さらに、観光客の宿泊形態が、団体型から個人やグループ型へ急速に移行しており、本市の受入れスタイルがこのニーズに対応できていないのではないかと考えているところでございます。

なお、いただきました雪害、寒害等についての答弁は、産業振興部参与にいたさせます。  
産業振興部参与（浜田淳） 雪や霜による被害額についてのご質問ですが、昨年12月31日から今年1月1日にかけての大雪と1月8日の霜害、1月16日の雪並びに霜害、1月31日から2月1日にかけての霜害など、4回の被害が発生しております。ハウスの倒壊等をはじめ、スナックエンドウやソラマメ、実エンドウ等の豆類を中心に大きな被害を受けたところでございます。被害の状況につきましては、豆類を主体に被害程度の大小はありますが、ほぼすべてのほ場で被害を受けており、12月31日からの雪害で5,600万円、1月8日の霜害で1億800万円、1月16日の雪、霜害で3億5,400万円、1月31日の霜害で6,300万円、合わせまして約5億8,000万円の甚大な被害を受けたところでございます。

6番議員（木原繁昭） それでは、市道の整備状況について2回目の質問をさせていただきます。道路標示、道路上の白線等についてですが、所によってはと言いますが、かなりの箇所の横断歩道や停止線、中央線、歩道区分線等が薄れていたり、ほとんど見えかかっている所もあります。運転して白線等がぴしゃっと決まっている所とすると、何だか不安な感じがしますし、また、危険でもあると思いますが、道路上の標示が薄くなっていることについての認識について伺います。

建設部長（吉永哲郎） 区画線は、道路における交通の安全と円滑化を図るため必要な場所に設けております。区画線の耐用年数は明確に定めておりませんが、劣化の主な原因といたしまして、太陽光の紫外線や、風雨による自然劣化と同時に、車両や歩行者の通行によって直接摩耗や損傷を受けることが原因と考えられるところでございます。このようなことから、区画線の標示が薄くなるなどの状況にあることは認識をしているところでございます。

6番議員（木原繁昭） 太陽光による劣化とかあるかと思いますが、交通量の多い少ないや道路の広さ等も言われました。車のタイヤが乗りやすいとか、そういうような原因により道路上の標示の摩耗ぐあいが当然違うと思いますが、その辺の塗替え等はどういう基準でやっているのでしょうか。定期的に決まった期間等で塗り直したり、あるいは住民や警察等からの要望があたりしてやっているのでしょうか、伺います。

建設部長（吉永哲郎） 区画線の塗替えについての明確な基準等が示されているものはありま

せんけれども、区画線の機能を果たす点から、塗膜の摩耗程度と劣化状況、夜間の視認性に影響する反射輝度や、拡散反射などを考慮し、標示機能として不十分と判断される場所におきまして塗替えを検討しているところでございます。塗替えが望ましいと判断される区間などが多くありますけれども、特にスクールゾーン委員会や各地区からの要望などを踏まえ、また、道路の点検パトロールの充実を図るなど、早期に対策が図られるよう努力をしてみたいと考えております。

6 番議員（木原繁昭） 薄くなっている所が多くあるということでした。安全のため、是非、早めに見回っていただいて、経費の要ることはありませんが、早めに塗り直しができたらと思うところがございます。特に通学路のあたるところは、できるだけ早め早めに改善していただいて、安全を確保していただきたいと思いますが、その辺の考え、実行の目処についてお答え願います。

建設部長（吉永哲郎） 区画線の塗替えなどにつきましては、交通安全施設整備工事や道路改良工事における年次的に整備を実施しているところでございます。特に、通学路等については、その必要性を感じておりますので、学校周辺や病院などを含めて、重点的に整備を進めてまいりたいと思っております。

6 番議員（木原繁昭） ただいま、年次的にということでしたんですけれども、今、見回ってみますとかなり薄い所が見受けられますので、もう少し早めにと言いますか、年次を早めると言いますか、臨時的にやっていただくことはできないのでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 白線等の予算と言いますか、につきましては、交通安全の施設工事ということで、公安委員会からの事業費になると思いますが、その分と、市の方で道路改良工事等を行っております。その段階で、新しいライン等が引かれてくるということでございます。平成22年度におきましては、約11 km程度のライン引きをやっているような状況でございます。今後も予算につきましては、鋭意努力をしてみたいと思っております。

6 番議員（木原繁昭） 安全に関することですので、是非、強い気持ちを持って要望していただいて、できるだけ早めに行っていただきたいと思っております。

ちょっと話はそれるかもしれませんが、歩道に関連してですが、私たちや上の年代の方は、子供の頃、人は右、車は左と教えられました。先日、丈六地区内の国道で起きました交通死亡事故につきましては、人は右を歩かねばならないからということで、真面目にできるだけ早く右側に移ろうと、横断歩道の国道を渡ったことも考えられるような気もいたします。片方にだけ歩道があったり、また、両方歩道があったりした場合もそうですが、指宿にある歩道は一人しか通れない所も多うございます。その辺の事情もございますが、歩道は左側を歩いてもいいんですよというようなことを、改めて市民に伝える機会ができたと思うところですが、その辺についてお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 歩行者は、道路交通法第10条で、原則、右側通行となっております。し

かし、十分な幅員を有する路側帯、いわゆる歩道等を歩く際は、どちらも通行も問題はありません。しかしながら、歩道内を歩く時も右側端を通行することが危険である時を除いて、できるだけ右端に寄って通行しなければならないと、そのように道路交通法第10条の中で定められております。

6 番議員（木原繁昭） そのように定められ、歩道があるところは場合によっては左側は歩いていいということなのですが、できるだけ右側を歩くということではなかなか言いにくい面もありますが、年寄りの方はよく真面目に早く右側を歩かなければいけないという感覚を持っているような気がするんですよ、私もそうなんです、そういう気持ちがありますが、少し、そういう気持ちもあるわけですけども、確かにそうなんです、市民に伝えるといいですか、右側を歩かなきゃいけないということで、歩道がある程度行けば、横断歩道がある程度行けばあるようなところを、早めに危険な国道を、横断歩道のない国道を渡ってしまうということが考えられるんですが、その辺の左側を歩いて、危険ならば左側を歩いても横断歩道のところまで行って渡った方がいいんですよという意味の、そのことを伝えると言いますか、広報等で、そのようなお知らせはできないかという質問なんですけどどうでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほども申しましたとおり、道路交通法の中で、原則、右側通行ということになっております。お年寄りも、あるいは子供たちに対しても、同様な交通安全指導を行ってまいりたいと考えます。

6 番議員（木原繁昭） 確かに、原則、右側通行なんですけど、何と言いますか、原則、右側通行、原則、右側通行と言いますと、先ほどのようにお年寄りが、左側を歩いちゃいけないんだなということで、危険な国道をすぐ、例えば、50m先に行けば横断歩道があるけれども、ということで、渡ってしまうので、私は、それよりも左側を歩いてでも、そこまで行って横断歩道を使って渡られた方が安全じゃないかということ伝える機会はないかと聞いているわけです。

総務部長（渡瀬貴久） 交通安全指導につきましては、学校のスクールゾーン委員会、あるいはまた交通安全協会と一体となって指導をしていく必要があると思いますので、高齢者もお子さんと子供たちと一緒に歩くわけですので、統一した指導というものを、交通安全協会、スクールゾーン委員会、そういう中においても議論をしながら交通安全指導に努めてまいりたいと考えております。

6 番議員（木原繁昭） できるだけ安全な形の歩行ができるように工夫願って、ご指導願いたいと思います。

通学路の安全についてですが、先ほど通学路の道路標示等について早急の見回りと、悪い所の改善をお願いいたしました、特に丹波小踏切についてお伺いいたします。丹波小踏切は、通学の児童・生徒も大変多い所であります。道路自体は、車が右左通れる広さがあるのですが、踏切の所が極端に狭くなっており、人と車1台さえすれ違えない状態であります。

横の道路も線路にひっついた形で平行に通っていますし、交差点が踏切の入口ということで、登下校時の子供たちにとって大変危険な状況であります。スクールゾーン委員会からも改善の要望が出ていると聞いていますが、できるだけ早い改善が望まれますが、拡張の見通し、交渉、進展状況等をお伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 丹波小の踏切につきましては、以前、指宿駅西部土地区画整理事業の区域決定に伴いまして、廃止される動きがありましたが、地元の強い踏切存続の陳情等があり、現在の状況に至っているところでございます。当該踏切は、丹波小学校に近い箇所に位置しており、児童の通学路でもあり、また、地域の生活道路として広く利用されているところでもあります。当踏切に通じる市道迫片野田線は、車両の通行が非常に多い路線であり、特に朝夕の通行が多く、通学時間と重なることから、踏切内での接触事故等が危惧されているところでございます。当踏切の改良拡幅につきましては、地元の区民はもとより、学校関係者などから整備の要望があり、地区、学校関係、JR等を含め、今まで数回、協議を行ったところで、昨年9月9日には、丹波小踏切の拡張を求める要望書等が市長あて、提出をされたところでもあります。踏切を拡張とするには、拡幅する延長分に見合う、その他の既設の踏切の廃止が必要となることから、現在、JRと下打ち合わせ等を行い、踏切拡幅の条件整備を行っているところでございます。市といたしましても、この踏切付近の危険性は十分認識しているところでありますが、早急な整備に、市民の安全・安心を図りたいと考えているところでございます。様々な条件等がありますので、それらを一つ一つクリアしながら、実施に向けて努力してまいりたいと思っております。

6番議員（木原繁昭） 例えばやって、進めていき、簡単に分からないかもしれませんが、どのくらい、例えば、1年、2年とか、その辺のことは分かりませんかでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 拡幅になりますと、それまでの協議事項があります。さっき申しましたとおり、踏切の廃止の路線のところを確保し、その分を、この新しいところに、拡幅するところに持って来るといような作業もあります。それと用地の問題、それとJRとのいろんな協議、JR等の直接施工というものも考えられますので、工事に至るまでは、最低4年ほどはかかるんじゃないかと想像をされるところでございます。

6番議員（木原繁昭） 今までこのことについて、旧指宿時代からも要望等はなかったのでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） この丹波小踏切につきましては、以前、土地区画整理事業駅西部の段階で廃止をするということでの声も上がり、地区民の反対というような段階で要望等も出ております。

6番議員（木原繁昭） 要望等も出たんやけど、その時には進まなかったのかと思いますが、廃止を避ける要望の後の、また踏切拡張の要望があったということですよ。期間がこれから4年ほどかかりそうだと、すごく、すごくまだかかるわけですので、先ほど交通量ももの

すごく多いということでしたので、危険な期間が続く4年とか続くのは、大変心配されますので、できるだけ早い交渉と言いますか、いろんなことを交渉していただいて、できるだけ早く実現できるように努力していただきたいと思います。

続きまして、観光行政についてお伺いいたします。新幹線開通に向けて、鹿児島市内に格安の宿泊施設がたくさんでき、ベッド数がかなり増えたと聞いていますが、宿泊者が鹿児島市はかなり増えているのかや、県内の他市町村が軒並み減少しているのか。とすれば大まかな感じでもいいですが、その減りぐあい等の割合はどうなんでしょうか。指宿市も大体同じようなものなのでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 県内の宿泊客の動向につきましては、平成21年までの地区別データしか公表されておりませんが、NHK大河ドラマ篤姫が放映されたことなどに伴い、最も入込観光客数の多かった平成20年と平成21年を比較しますと、鹿児島県全体では、平成20年は1,018万4千人、平成21年は954万8千人で、平成20年に比べ63万6千人、6.2%の減、そのうち鹿児島地区は、平成20年が401万8千人、平成21年は398万1千人、平成20年に比べ3万7千人、0.9%の減、霧島地区は、平成20年は129万3千人、平成21年は120万7千人で、平成20年に比べ8万6千人、6.7%の減となっているようです。一方、本市は、平成20年は101万人、平成21年は84万4千人で、平成20年に比べ16万6千人、16.4%の減となっており、他の地区に比べ減少割合が大きくなっております。

6番議員（木原繁昭） 指宿は減少割合が大きいということですが、観光客増対策についてお伺いいたします。日本人の旅行形態が、団体での観光名所巡りから、個人や少人数による旅行、滞在型観光、また、湯のまちのたたずまいを散策する観光客も増えたというようなこともお伺いいたしました。前市長のマニフェストの中に、世界に誇れるガーデンシティー国際観光保養都市の実現を目指したいというのをございました。まだ緒に着いたばかりですが、摺ヶ浜通り、世界に誇る天然砂むし砂楽近辺一帯が大分きれいになってまいりました。湯のまちの風情も出てきたと思っております。それは、これからの指宿の観光の目指すものの一つかと思えます。宿泊客の数においては、篤姫ブームが去り、少なさびしくなっておりますが、新幹線も全線開通し、指宿のたまたま箱号も走り始めました。指宿市の玄関である指宿駅の前も大分きれいになり、観光案内所も充実してきております。これを機に、一過性のブームでない形での観光客増ができればよいのですが、まだいろいろな仕掛けも必要なのではと思っております。行政として、観光客の増加、誘致について現在もいろいろなことをしていただいておりますが、これから増えるであろう外国人観光客誘致についてお伺いいたします。昨日の同僚議員への答弁の中でも、指宿の宿泊、先ほどの答弁は71万でしたかね、80万と申しましたが、71万人で外国人客が2万人ほどいるということで2%を超えてまいりました。当然、97%以上の日本人宿泊客をも、しっかり向いていなければならぬわけですが、右肩下がりの日本人の人口ですので、振興著しい中国や他のアジア諸国への働きかけも、これから

の方向として重要度を増してくるのだと思います。韓国や中国、台湾からの訪日外国人の都道府県別訪問率を見ると、韓国の場合、福岡3位、大分6位、熊本8位と、北部九州が上位を占めていますが、鹿児島は33位で、わずか0.3%と、3位福岡の20.3%の60数分の1ほどです。中国からも鹿児島は37%の0.3%であります。しかし、近くの北九州までかなりの韓国人や中国人が来ているわけでありまして。待ちに待った新幹線が全線開通いたしました。これからは外国人観光客の増加もかなり見込めるのだと思います。このチャンスに向けた受入れや情報発信体制と強化についてお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 平成22年に本市に宿泊した外国人観光客は2万2千人で、前年比9千人、69.3%の増となっております。この大幅な外国人観光客増の要因は、リーマンショック以降低迷していた韓国景気の回復や、台湾、中国からのチャーター便の運行などの影響が考えられます。海外からの観光客の具体的な誘客対策については、東アジアを中心に進められてきております。1月に開催された菜の花マーチにおいて、韓国の釜山との交流が進められようとしておりますし、また、観光特急がつなぐ国際交流事業を契機に、中国との交流も深まりつつあります。さらには、アジア国際映画祭を通じてベトナムを中心にアジア各国とのつながりもできつつございます。このような交流を通じ、海外観光客の増加が期待されるとともに、本市の観光資源や農産物等の特産品を広く情報発信していければと考えているところでございます。また、海外からの受入対策としまして、英語、中国語、韓国語を含む4か国語標記のパンフレットや、案内板の整備を行っているほか、4か国語会話集を作成し、市内各戸に配布するなど、今後、ソフト面の充実を図りながら、市民総出で外国人をもてなす体制をつくろうと考えているところでございます。

6番議員（木原繁昭） 次は、活お海道について質問させていただきます。もうすぐ開業2年目を迎えますが、管理者の山川漁協に取材した中では、今年度700万円ぐらいの損失が出るのではというような心配な言葉も聞きましたが、売上げや利益等の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 活お海道の現状につきまして、施設もオープンし2年が経過しようとしております。売上げの推移につきましては、平成21年度の施設全体の売上金額は、約2億3,700万円となっており、平成22年度は口蹄疫や鳥インフルエンザの発生、山川・根占航路の運航休止、長雨等があり、1月末までの売上金額は、約1億3,200万円となっております。内訳は、朝市直売ゾーンが5,600万円、特産品販売ゾーン5,700万円、食堂1,900万円となっております。収支状況は、平成21年度、平成22年度ともマイナスとなっておりますが、昨年12月に初めて月次決算で黒字を計上するなど、少しずつ経営改善が図られつつございます。来場者の推移につきましては、平成21年度の来場者数は30万7千人で、平成22年度は2月末で23万5千人となっております。なお、前年度と比べ、11月を除き10月以降2月末現在まで、月平均では、500人ほど増加している現状でございます。

6 番議員（木原繁昭） 月別で12月黒字に転じたということですが、これからフェリーも動くようになっておりますし、これからの増を期待したいと思います。私が夕方ごろに行くことが多いせいか、テナントに時々網が張られていることが印象に残っているのですが、場合によっては、4時頃来たお客さんに、早く帰ってくださいとメッセージを送っているようにも思えるかもと危惧するところですが、テナントの営業時間はどのような取り決めになっているのでしょうか、お伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 特産市場条例では、開場時間を午前7時から午後6時までと定め、指定管理者は管理上必要があるときは、承認を受けて変更できるとなっております。その中で、朝市ゾーンの開場時間につきましては、原則として、午前7時から午前11時までの開場時間ではありますが、午後4時ごろまでは比較的来場されるお客様が多いことから、お客様の利便性等を考慮し、閉店時間を午後4時、あるいは午後5時頃に設定し営業しているところが多いようです。また、午後5時以降も来店するお客様がいらっしゃることから、朝市協議会の役員会においても、テナントが閉店してネットで覆われていると、来店したお客様の購買意欲を損なうので、当面、売り子が帰った後もネットを張らず、開店状態を維持し、委託販売レジでテナントの商品を扱ってほしいとの要望が指定管理者に出され、指定管理者も、委託販売レジから死角になるテナントだけは、防犯上ネットを設置したうえで、そのような運営を行っているところでございます。現在、ネットが外され、照明が点灯している状況での委託販売レジ試行販売は、来場者には好評のようです。これから春・夏にかけて日照時間が長くなり、夕方の来場者も増えてくると思われまますので、朝市ゾーンの各店舗にはできるだけ営業時間を長くしてもらい、また、どうしても午後6時までの営業ができないテナントについては、指定管理者に委託販売レジでの一括販売をお願いしたいというふうに考えているところです。

6 番議員（木原繁昭） ネットを取り外したりしているということですので、期待していききたいと思います。

どこから来ましたかと尋ねると、指宿市民の方もかなり多いようです。周辺の商店との兼ね合いもあり、宣伝を指定管理者の漁業側がやるとしても、気を使うこともあるかもしれませんが、鯛など安くて新しい魚など、たくさんあります。指定管理者という形での経営ですので、あまり云々言っているのか分かりませんが、市民への宣伝等、どのような取組を考えていますか、お伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 市では、広報紙やインターネット活用のほか、集客率のアップを図るため、九州新幹線鹿児島ルート全線開業、観光特急、指宿のたまた箱の運行及び山川・根占航路の再開にあわせ、指宿駅前のポケットパークに活お海道の広報宣伝用のポスターを掲示したところでございます。また、道の駅をめぐる旅もブームとなっていることから、更に広報宣伝を図るため、活お海道の道の駅への登録を目指し、現在、準備を進めているとこ

るでございます。登録のメリットとしましては、国道看板の設置、これは国道事務所が行っていただけます。それから、市販地図への明記、道の駅連合会が作成しているホームページへの掲載、イベント等を行う場合、道の駅連絡会発行の機関紙に掲載されるなど、県外を含む広範囲に向けての活お海道のPRが可能となります。これにより、市民はもとより、広く全国的な宣伝が期待されているところです。また、指定管理者の努力として、無料掲載できるフリーペーパーや、じゃらん、旅の手帳など、旅行情報雑誌、鹿児島県漁連の、かごしまのさかななどのインターネットの物販サイトへの登録掲載や、活お北海道ホームページの新着情報の充実、観光協会やホテル等へお願いし、関連サイトへのリンクを張るなどして、誘客促進を図っております。また、九州新幹線開業、指宿の全線開業、更にまた、指宿のたまた箱運行開始、山川・根占航路の再開等、マスコミ各社の取材の機会を逃さず、経費を掛けない形で、それらの広報宣伝にも努めているところでございます。

6番議員（木原繁昭） 道の駅への登録をされるということで、知名度も上がり、また、道の駅めぐりの方もかなり訪れてくれるんじゃないかと期待しております。22年度、売上げが増えようとしておるので、もう少し良くなればいいのですが、22年度の予定で700万円ほどの赤字が出るのではとっておられました。活お海道の広さや現在の客足を考えると、売上げに対しての人件費等は妥当なのかと思うところもありますが、そのあたりの取組についてはどうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 人件費を含め、活お海道の経営改善のため、モニタリング調査を平成21年8月から平成22年2月まで実施しました。内容は施設来訪者の実態把握、観光客・市民の実態把握、出店者・出荷者の実態調査、施設管理・運営状況の実態把握を行いました。その中で出された主な問題点は、売上高に比べて人件費が高水準になっている。総売上げに対し、仕入れが高くなっており、原価コストを見直す必要がある。臨時費用、臨時雇用費、イベント等の催事の経費が施設の規模に比べて過大な雇用があり、催事計画の見直しが必要である。損益計算書の会計データを随時管理し、コスト意識を持つというような指摘があり、指定管理者と協議しながら、人件費については、平成22年度で見直しを行い、開業当初の18名から14名へ従業員を減らしております。仕入原価については、仕入先と協議をするなど、指定管理者が経営改善に向けた努力を行っております。23年度についても、経営改善のためのモニタリング調査を行うよう予算措置しております。今後も、施設の核として、地域の活性化に役立てるよう、そしてまた、堅実な経営ができるように、指定管理者とも連携して協議を進めていきたいというふうに考えております。

6番議員（木原繁昭） 他の道の駅や、近くに宣伝看板等の設置や、インターネットでのリンク設定、他道の駅に出かけてパンフレット配布などの考えはないかお伺いたします。

産業振興部長（吉井敏和） 収益改善の取組としまして、魅力ある商品の提供と併せ、活お北海道への集客のためのPRも絶対必要であるというふうに考えております。そのために、指定

管理者は活お海道の集客率のアップや広報宣伝を図るため、昨年4月から本年3月まで、九州自動車道の宮原サービスエリアにパンフレットを設置し、誘客を図っているところがございます。また、市では、更なる広報宣伝を図るため、活お海道の道の駅への登録を目指し、進めているところでもございます。

6 番議員（木原繁昭） これからもいろんな手を使って、集客増に努めていただきたいと思います。

それでは、農林行政についてお伺いいたします。雪害、霜害についてです。被害額5億8,000万円ということのようですが、これは例年の何%ぐらいの減収になるのでしょうか。分かりましたらお願いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 今回の雪や霜によります被害につきましては、豆類を中心に被害が大きくなっておりますが、各関係機関と調査、集計した結果、例年と比較しまして主なものの減収率は、ソラマメが約1億4,900万円で、前年度の生産額と対比でございますが、約13%の減、スナップエンドウが3億5,800万円で、約28%の減収、実エンドウが4,500万円で約10%の減収、また、このほかにも観葉植物やミカンの不知火、スプレー菊等にも被害が発生した状況でございます。

6 番議員（木原繁昭） ソラマメが13%、スナップが28%、実エンドウが10%ということですが、地域によって違うのかもしれませんが、私の感覚では、30%ぐらいかなというところもございます。徳光地区は、そのような感じがいたします。ソラマメや実エンドウ、スナップエンドウ等がかなり被害を受けたわけでございますが、できるだけ回復を願い、被害を少しでも少なくさせようと農家の方も一生懸命の努力をされていると思いますが、栽培指導、対策をしていることがありましたら、また、それでも減収は避けられず、肥料代や税金等の支払いが困難になる方もおられるのではと危惧されますが、何らかの支援の考え等がございましたらお聞かせ願います。

産業振興部参与（浜田淳） 露地野菜などの栽培農家への市の支援につきましては、平成19年の霜害や平成21年のひょう被害と同様に、JAいぶすきが行います災害緊急資金借入れに対します利子の助成金や、市の農業振興促進基金の活用などを検討してまいりたいと考えております。また、栽培に関する指導につきましても、1月16日の霜害発生直後に、栽培農家を集めまして緊急検討会の開催や、栽培講習会、あるいは目揃え会等を適時開催し、販売の対策や樹勢回復の指導を行ってきたところでもございます。JAの主な取引先であります東京の太田市場等では、今回被害にあった畑の被害状況の写真の展示や、特にスナップエンドウにつきましては、さやが白くなったわけですが、通常は商品価値がないような感じの品物でも、湯がくと緑に変わり、通常の品物と変わりませんと書いた張り紙をしていただき、また、仲買人の方々にも説明しながら支援販売にご協力をいただいたところでもございます。このように、JAを中心に市場との連携を密にし、例年では廃棄となる霜さや等の被害にあいま

した農作物を販売していただくなど、農家の所得の安定に努めたところでもございます。

6 番議員（木原繁昭） 霜害の軽い分については、農協の方もいろいろな宣伝をして出荷していただいたということです。非常にありがたかったと思います。量が少なかった、全体の量がいいのも含めるとかなり少なかったせいか、霜害のあるものでも、例年ちょっと収穫の多いときと大して変わらないような値段がしているようでございます。大変ありがたいことでございます。

次は、雪害によるハウス倒壊補助の件ですが、昨日、同僚議員の質問がございました。その答弁で、県の支援予算が3億円を予定しているということでしたが、指宿市だけで只今のところ24戸、2万4千㎡の規模があるということですが、雪害は県下一円に被害があったのではと思われま。2分の1補助ということですが、3億円で足りない場合はどのようなことが考えられますでしょうか、お伺いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 県の補助額で3億円、事業費ベースで6億円になるわけですが、県が現在示しておりますのが、2分の1以内と表現をしております。ですから、県全体の規模額自体が少なければ、現在の平米当たりの単価を5千円という基準を一応設けておりますが、それも6千円に引き上げたいというような意向も持っているようでございますので、県といたしましては、全体枠の中で補助を決めていくという状況になるかと思えます。

6 番議員（木原繁昭） 逆に要望が多かった場合はどうなんですかね。その3億円で足りないという場合。

産業振興部参与（浜田淳） 県のこの事業費ベースの6億円、補助の3億円という金額自体はですね、被害にあった地区にすべて県の方から各市町村に調査をして、そこで上がった数字を基に算出するということですので、ある程度の額としては希望どおりいくのではないかとこのうふうに認識しております。

6 番議員（木原繁昭） 最後に森林行政についてお伺いいたします。今年は国際森林年であります。指宿市の森林の現状と森林に対する在りよう、考え方を伺いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 本市における森林の現状でございますが、2011年は国連の定める国際森林年で、国連総会決議により、現在・未来の世代のため、すべてのタイプの森林の持続可能な森林経営・保全の重要性に対する認識を高めることを目的として定めているところであります。本市における森林面積は5,638haで、市総面積の38%を占め、そのうち民有林が4,947haあります。また、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積は3,381haで、人工林率が60%となっており、そのうち、35年生以下の間伐及び保育を必要とします森林が1,026haで、30%を占めております。現在、保有山林規模で3ha未満の所有者が8割以上を占めており、所有規模は極めて零細で、林業労働力も高齢化している現状でございます。森林は木材供給の資源としてだけでなく、水源かん養機能や温室効果ガスを削減するなど、多面的な役割が見直され、重要視されてきているところでございます。このような状況下で、森林が持つ機能

を十分発揮できるよう、保育・間伐等を適切に実施しながら、山地災害防止などに配慮した森林整備を推進しているところでもあります。

6番議員（木原繁昭）今、指宿市の森林状況は、かなりの面積に、1回も間伐がしてないような、間伐材にもならない細い木が立ち、暗い森と言いますか、野菜の間引きをするように、できるだけ早く切り捨てなければ、他の木がうまく育たない危機的状況にある森林がいっぱいあります。このことについては、改めて詳しく質問させていただきたいと思います。

以上で、終わります。

議長（松下喜久雄）これにて、一般質問を終結いたします。

#### 議案第1号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄）次は、日程第3、議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭）こんにちは。総務水道委員会へ分割付託になりました議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日・7日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました質疑、意見について申し上げます。

企画課所管分について。電算装置のバッテリーは何年くらい持つものなのですかとの質疑に対し、バッテリーの寿命は室温で変わりますが、室温30度で4年ぐらい、室温25度ぐらいで5年ぐらい持ち、電算室は室温23度前後に設定してありますので、5年程度ということになりますけれども、バッテリーは、平成18年10月に交換していますので、4年半を経過しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、総務課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

また、選挙管理委員会事務局、人事秘書課、財政課、行政改革推進室、議会事務局については、臨時交付金等の繰越明許費以外の補正でしたので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄）ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会に分割付託されました議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日・9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について申し上げます。4小学校の校庭整備となっておりますが、全小学校を対象に、こういう整備をするという検討はされたのかとの質疑に対し、本格的な改修工事をするとなると、1校に3,500万円から4,000万円の費用が掛かり、全部をやるには相当の年数が係るということで、今回は、優先的なところを予算化したものですとの答弁でした。どういう整備なのかとの質疑に対し、この予算では排水工事まではできませんので、表面の土を2cmぐらい削り取り、砂と土を混ぜたものを5cmぐらい乗せて、それを転圧していく工事ですとの答弁でした。

北指宿中学校体育館建設工事で、重点を置いたところや、先生・生徒からの要望等があると思いますが、どのようなことを経て、今の設計はできているのかとの質疑に対し、建設検討委員会で事前に検討していただいていたので、その検討委員会からの要望や、学校で独自にアンケートを取って、保護者や生徒の意見等も聞き設計をしました。部室やトイレのスペースを多くしてほしいとか、卓球の練習スペースを確保してほしいといったような内容も網羅しています。音楽や文化祭にも熱心に取り組んでいますので、音響やステージ等の機能にもできる限り内容を濃くした形で設計していただいているところですよとの答弁でした。近年、太陽光発電を活用することは大きな流れになっているのは事実ですが、これを導入すれば10年持つ、20年持つということで始まったけれども、実際には早い段階で使用不能になるということも問題視されているのではないかと思います。この太陽光発電を導入するメリットを、どう見ているのかとの質疑に対し、今現在使用している電気料の約15%を賄えるという予測が出ています。丹波小学校でも太陽光発電を導入したのですが、児童・生徒が見られる所に発電状況等のモニターを設置して、省エネに関する学習に活用することも重要なことですが、近年、学校等を中心に公共施設でも太陽光発電の設置がなされているところですよ。文部科学省でも、エコスクールを活用して、太陽光発電の設置を啓発しているところですよ、こういった施設が活用できれば、省エネにも役立ちますし、教育への一環ということで導入を検討したところですよとの答弁でした。太陽光発電にすることによ

て、電気料の15%ぐらいは賄えるということでしたので、電気代が85%で済むということですが、太陽光発電の建設費が何年ぐらいでペイするという計算はあるのですかとこの質疑に対し、補助金を活用した場合の一般財源に対しては、10年程度で元を取れるのではないかと考えていますとの答弁でした。北指宿中学校の体育館整備は、補助金の関係で、22年度の事業として挙げたために、3,000万円ほどの補助金増ということですが、どういうことなのかとの質疑に対し、北指宿中学校体育館整備事業は、国の円高デフレ対策のための緊急総合経済対策事業の一環で行われたものですから、通常の補助金よりも上乘せの補助金があるということで、今回、こういう整備事業に取り組んだものですとの答弁でした。

今和泉小学校耐震補強工事がありますが、市内学校校舎の耐震の現状と、今後の工事計画はどのようになっているのですかとこの質疑に対し、今年度に山川小学校の屋体と、徳光・利永小学校の校舎を実施していますが、今回の補正で、今和泉小学校、西指宿中学校、開聞中学校をお願いしているところです。1年に3校ぐらいの予定で、平成27年には補強工事の必要な学校を終わる予定ですとの答弁でした。開聞総合体育館の雨漏りは、つい最近もあったのではないかと思います。雨漏りがある度にこういう支出をしているようですが、この雨漏りはどうなっているのですかとこの質疑に対し、平成10年に完成して、平成14年度に976万5千円で雨漏りを改修しています。平成20年度にも404万2千円使っています。その時の原因が、天窓のコーキングをカラスが餌と間違えて食べて、そこからの雨漏りでした。今回の雨漏りは、南面・東面・北面の2階カーテンウォールの枠及び壁からの雨漏りと、西側の階段部分、南側ギャラリーの屋上、メインアリーナとサブアリーナを仕切ってある廊下側の屋上部分、玄関ホール天井部分の雨漏り対策を取るとのことですとの答弁でした。学校給食センター食缶洗浄機コンベアの取替えということですが、交付金という財源があるということなのですが、どのような状況で今回取り上げたのですかとこの質疑に対し、センターは平成15年から操業開始したのですが、80度の熱水で洗浄していますけれども、今年度末で8年使用していることとなります。プラスチック系のコンベアで出来ている関係で、破損とか、折れ曲がったりして、食缶自体が爪に引っ掛かって、機械が停止するというような状況が発生して、食缶洗浄に影響が出て、時間が掛かるような状況です。23年度で取替えをしようと思っていたのですが、交付金で工事をさせてもらおうと提案をしたところでしたとの答弁でした。

意見として、開聞総合体育館は、抜本的なものを含めて検討をしていただきたい。また、その原因の把握もしていただきたいというものと、学校遊具等をはじめ、施設設備の安全面の点検、改修等をきめ細かにお願いしたいというものがありました。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。山川福祉センター内の屋外ゲートポール屋根補修工事は腐食部分の補修ということですが、ほかにも老朽化している部分があると思いますけれども、その辺の調査をしたのですかとこの質疑に対し、もちろんすべての錆を落として塗装をやり直すことがいいのでしょうけれども、腐食部分を取り替えれば利用に支障は

ありませんとの答弁でした。雨漏り等が発生した場合への対策はどのように考えているのですかとこの質疑に対し、そういう事態が起こりましたら、その時点で検討をさせていただきたいと思えますとの答弁でした。利用状況はどのようになっていますかとこの質疑に対し、利用人員は1,411名で、利用は山川の老人クラブの方々に限定されています。夏場の利用が多いようですが、雨というよりも、日陰でできるということで利用がされているようですとの答弁でした。その利用回数はとの質疑に対し、平成21年度で119件となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。保健センターのトイレ改修ということですが、いくつ整備されるのですかとこの質疑に対し、現在、和式の女性用が三つ、男性用が二つありますが、このうち、女性用を二つ、男性用を一つということですよとの答弁でした。五つのトイレのうち、三つをウォシュレットにするのに120万円ですかとの質疑に対し、そのとおりですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、市民協働課、環境政策課、税務課、地域福祉課については、臨時交付金等の繰越明許費以外の補正でしたので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会に分割付託されました議案第1号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日・11日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。林道維持費の公有財産購入費21万7千円の目的は何なのですかとの質疑に対し、林道関係の布設工事場所に杉が植林されており、その杉を切って布設するための補償費ですよとの答弁でした。林業振興費の工事請負費34万6千円の場所はどこなのですかとこの質疑に対し、県費の単独補助治山事業で、山川の尾下地区内ですが、当初予算が720万円でしたけれども、事業費が754万6千円ということで、34万6千円の増になっているところです。これにつきましては、工事着工したところ、岩盤が出てきたということで、工

事内容をコンクリート吹付に変えたことによる増ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。観光費の備品購入費380万円の電動アシスト自転車は何台で、配備先はどのように考えていますかとの質疑に対し、40台で指宿駅に10台、市内各ホテルに3台ずつの30台と予定していましたが、開聞地域からも要望が出てきましたので、開聞地域にも10台ぐらい配備して、市内各ホテルの分を1台ずつ減らして、2台ずつという案で検討を進めているところですよとの答弁でした。温泉施設費の工事請負費535万5千円は、砂むしの連続営業をしたいということですが、その内容はどの質疑に対し、砂むし温泉砂楽の配管改修と、配管清掃に休業日を設けず連続営業を行うための改修で、現在はタンクが三つ直列につながっていますので、タンクを並列に結び、一つ止めても、あとの二つで営業が可能になるというシステム改修をするのに361万2千円ということですよとの答弁でした。観光マップ作成に230万円ということですが、どういうのを計画しているのですかとの質疑に対し、ポケットサイズのコンパクトなもので、30から40ページ程度のものになろうかと思っていますとの答弁でした。公園遊具改修事業は子供遊具ですかとの質疑に対し、池田湖と小牧にある子供用の遊具で、木製部分や金属金具の部分が腐食をして危険な状態になっていますので、これらの修繕費ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。消費生活相談件数はどのぐらい来ているのですかとの質疑に対し、平成20年度が285件、平成21年度が304件で、相談内容としては、多重債務、食品・商品に関する安全性などの質問、特定商取引に関するもの、生命保険や遺産相続、個人間の金銭貸借や、近隣トラブルなど、消費に係ることはもとより、日常生活に関することなど、全般にわたっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について。公園施設整備事業で観音崎公園法面工事がありますが、観音崎の崖が崩れた所ですかとの質疑に対し、観音崎の法面の崩れた所で、4月に入ったら早急に発注したいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。繰越明許ということは、もう財政目処はついているということだろうと思いますが、この工事の発注は、いつぐらいまでの予定ですかとの質疑に対し、きめ細かな交付金は、地域活性化が名目ですから、早期な発注に心掛けて、上半期発注という形で取り組んでいきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、建築課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

また、農業委員会及び建設監理課については、臨時交付金等の繰越明許費以外の補正でしたので、特に説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第2号～議案第8号(討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第4、議案第2号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、から、日程第10、議案第8号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算(第4号)について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号から議案第8号までの7議案を一括して採決いたします。

7議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第8号までの7議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

3月22日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、3月22日は休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 中 村 洋 幸

議 員 前之園 正 和

## 第1回指宿市市議会定例会会議録

平成23年3月28日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 尾下辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第3 議案第10号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第11号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 指宿市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第8 議案第15号 指宿市立公民館条例及び指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第9 議案第16号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第18号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 市道の認定について
- 日程第13 議案第20号 平成23年度指宿市一般会計予算について
- 日程第14 議案第27号 平成23年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第21号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第22号 平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第23号 平成23年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第24号 平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第25号 平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第26号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 審査を終了した請願及び陳情（請願第4号、陳情第7号・第8号）
- 日程第22 閉会中の継続審査について（請願第1号、陳情第1号・第2号）
- 日程第23 議案第30号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第31号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第25 議案第32号 所管事務の調査について  
日程第26 議案第33号 教育委員会委員の任命について  
日程第27 意見書案第1号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書(案)
- 

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長      | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 総務部長    | 渡瀬貴久  | 市民生活部長 | 井元清八郎 |
| 健康福祉部長  | 田代秀敏  | 産業振興部長 | 吉井敏和  |
| 建設部長    | 吉永哲郎  | 教育部長   | 吹留賢良  |
| 山川支所長   | 岩崎三千夫 | 開聞支所長  | 中間竜郎  |
| 産業振興部参与 | 浜田淳   | 総務課長   | 森健一   |
| 企画課長    | 下吉龍一  | 財政課長   | 邊見重英  |

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市民協働課長 | 上村公德 | 長寿介護課長 | 野口義幸 |
| 建設監理課長 | 三窪義孝 | 教育総務課長 | 濱田悟  |
| 水道課長   | 松元修  |        |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 新村光司 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田薫  | 議事係主査   | 濱上和也 |

開 議

午前10時09分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、物袋昭弘議員及び前原六則議員を指名いたします。

#### 議案第9号及び議案第10号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第9号、尾下辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、及び日程第3、議案第10号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第9号、尾下辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、及び議案第10号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第9号について。尾下地区に水道設備がなかったということですが、利永などから引くよりは、管理なども安くあがるということで計画したのですかとの質疑に対し、尾下に配水するには、新永吉配水池からの方法、並びに鎌ヶ迫配水池からの方法等がありますが、新永吉の場合では、1億2,000万円程度、鎌ヶ迫配水池の場合は、1億円程度という試算が出されたところですが、そういう中で、水道事業という形式ではなくて、市の一般会計の方で供用施設をするという企画になっていますとの答弁でした。管理については、一般会計の中から出していくということですかとの質疑に対し、電気代、薬品代については、一般会計予算を計上したいと考えています。それに伴う使用料金の歳入も、一般会計の方に入ってくるという考えですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に議案第10号について。この条例を一部改正して、今とどこがどう変わるのですかとの

質疑に対し、一日の勤務時間を7時間45分とします。休息時間を廃止して、休憩時間を15分延長するということになりますが、現行の勤務実態にあわせて改正しようとするものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号及び議案第10号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第11号～議案第16号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第4、議案第11号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、日程第9、議案第16号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ付託されました議案第11号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、議案第16号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの6議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月の8日・9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第12号及び議案第13号の2議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第11号については、反対討論として、国保

税の上げ幅は、所得300万円の4人家族で2万3,900円になります。これまで市長自身が、今の国保税は市民感情からすれば高いという認識を示しながら、更に値上げというわけですから、市民の立場に立った方策とはとても思えません。国保税を下げるための施策がないかどうか検討するとしていながら、その跡さえも見えません。更に市民を苦しめる国保税の値上げでありますから反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号については、反対討論として、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針が出され、それに基づき、各使用料等が全体として値上げされています。地方自治体は、住民の暮らしを守ることが最大の責務ですが、その観点を外れていると言わざるを得ません。ケースによっては10倍以上になるものも含まれています。市民や利用者への負担増を求める内容となっていますので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号については、反対討論として、議案第14号と同様の趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号については、反対討論として、議案第14号及び15号と同様の趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第11号について。国からの交付金が変わらない前提に立てば、基金から入れるか、一般会計から入れるかしかないわけで、基金から8,000万円入れて、残りの5,200万円を値上げということですが、その5,200万円のうち、一般会計から1,000万円でも2,000万円でも入れられないかという検討はされていないのですか。また、下げるための方策の検討はなされていないのではないかと思います。との質疑に対し、22年度3月補正で、財政安定化支援事業を2,500万円程度増額していただき、8,000万円のうちの2,500万円を作ることができました。23年度の当初予算についても、同じように、2,500万円は当初から組みさせていただきました。また、国保会計で組んでいた一般賃金等々、一般会計に組んで計算をしたところ、5,200万円程度が不足するので、国保税を改正することでできないだろうかということでの答弁でした。これまでも4人家族で所得300万円の資産がなしの場合で41万9,300円ということですが、生活は大変だろうと市長自身が認めていたのに、更に上げるということは、ますます大変だということになるのですけれども、残酷な話ではないかと思いますがとの質疑に対し、確かに高いと思っていますが、国保会計の中で収支を取っていかねばならないということですので、状況を考えた場合に、上げざるを得ないという判断をしたところでの答弁でした。いろんな努力はあったとしても、23年度8,000万円を基金から繰入れ、

値上げを5,200万円して、何とか帳尻が合うということですが、今年と同じ率でいくと、8,000万円の穴が空くわけですが、また来年引き上げをしていくのかということについて見通しがあるのかとの質疑に対し、24年度以降については、収支の状況も含め、税率を改正するのか、しないのかも含めて協議をしていきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第13号について。6歳までを9歳までとなるのですが、対象人員は何名から何名に増える見込みなのかとの質疑に対し、対象人員は、小学校1年から3年までが1,135名、0歳から6歳までが2,385名、合計3,520名と見込んでいますとの答弁でした。6月1日から施行ということですので、23年は10か月分ということになりますが、12か月分に引き延ばすというようになりますかとの質疑に対し、1,095万6千円ほどを見込んでいますとの答弁でした。他市の制度は充実をしていると思いますので、他自治体に追いつくことが必要ではなからうかと思うのですがとの質疑に対し、各自治体で乳幼児医療費の充実を図っているのですが、非課税世帯は全額無料、母子・父子世帯は一人親医療で、子供は高校3年生まで親子ともども無料ですし、子供手当も1万3千円、あるいは3歳未満が2万円ということになりますので、総合的に子育て策をやっていきたいと思っているところですのでとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第14号について。改正後は、1時間当たり集会室は520円ということですので、午前9時から午後1時まで4時間ですから、2,080円ということになりますかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。上げ幅については、1.3倍から1.6倍までというのがあったと思いますが、200円が2,080円となれば、10倍以上になりますがとの質疑に対し、原価計算については、指宿は15名以上の団体料金で、一人当たり200円が午前9時から午後5時まで8時間使うと、一人当たり1時間375円となります。集会室を一人に貸すということはなく、指宿では年1回、山川は年に3回使われていますが、通常、老人の方が使っていますので、貸し出しをしていない状況で、その利用の形から、団体を基準に算定をしたことになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第15号について。使用料の見直し、減免の定めをどこで行うかということなどの変更、改定があるのですが、今回の算定方法は、使用料の原価を求めて一定の係数を掛けるとか、あるいは受益者負担率を区分けをしたり、基本的な流れがあると思いますが、どのようなことからこの改定額というのは決まってきたのかとの質疑に対し、現在の使用料等は、合併後近隣市町等々との均衡などを考えながら設定をされていますが、今回は、原価コスト計算を採用し、それぞれのコストで算出したところですのでとの答弁でした。公民館とCOCOはしむれの原価をいくらとみて、受益者負担率に三つの分類があるとすれば、どれでみたのかとの質疑に対し、社会施設などの受益者負担率は50%としています。コスト計算は、人件費プラス物件費、貸出対象総面積、使用時間等々加味しながら算出をしま

す。負担割合の0%が、不特定多数の制限がなく使用される道路、公園、学校施設等々で、50%が社会教育施設、福祉センター、体育施設などで、100%が観光施設、温泉施設などですとの答弁でした。大幅に上がったということなのですかとの質疑に対し、今回の見直しは、上限額を規定しています。1.3倍から1.6倍という形を取っているのですが、1.3倍が約37%、1.4倍が5%、1.5倍が3%、1.6倍の対象はありません。残りの55%は、今回は据え置きということになります。1.5倍の一番高いところが、ふれあい公園関係のログハウス、パターゴルフ、オートキャンプ場ですとの答弁でした。下がったものがあるのですかとの質疑に対し、基本方針にのっとり原価計算をしたのですが、現行料金より低く設定されたものは据え置きとします。その理由として、他の都市は、建設時の建設代金とか、土地等々が含まれているのですが、本市は、これらのものを原価計算に入れていませんので、下回った部分についても、現行で据え置くということにしたところですよとの答弁でした。減免規定の見直しで、条例で定めてあったものを規則に委ねることになるのですが、これまでどおり運用は全く変わらないということなのかとの質疑に対し、減免基準を規則で規定した理由として、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針は、必要に応じて適宜見直しをすること、現時点では想像できない減免基準の適用が必要になる可能性があること、あるいは社会情勢や権限移譲などにより、新たな突発的な減免基準が発生する可能性があることなどから、効率的かつ適切に対応するために、規則で対応したところですよとの答弁でした。公民館は、安い方を取ったということですかとの質疑に対し、いろんなケースがありまして、この場で一概に全部とは言えませんが、極力市民に優しい安い方向でしたと思っていますとの答弁でした。公民館は、半日単位だったのが1時間単位になり、冷暖房料込みの料金になるということだと思っておりますが、今までの使用料よりもどのようになると判断していますかとの質疑に対し、単価計算で算出された金額が示されていますが、比較は難しいのではないかと思いますけれども、社会教育施設ですので、社会教育事業については、これまでも無料がほとんどですよとの答弁でした。行革を推進するという意味での改正だと思っておりますが、行革の考え方は、使用料・手数料の見直しは、受益者負担をこれからお願いしていきますという考え方ですけれども、公民館とC O C C Oはしむれの説明では、行革の意向とは違うととらえられているのですかとの質疑に対し、公民館やはしむれの施設にしましても、社会教育事業の利用がほとんどですので、使用料を納める方の利用は少ないということで、行革が進める受益者負担の適正化といった考え方に沿って、単価は設定しています。利用が社会教育事業を行う団体の利用がほとんどですよとの答弁でした。条例のままでも良かったのではないかと思いますとの質疑に対し、条例から規則にという形を取ったわけですが、その中では必要に応じて適宜見直しをしております。現時点では想定できない減免基準の適用があったり、社会情勢や権限移譲などにより、新たな減免基準が発生する可能性があるということもあって、規則で対応するというような行革の方針ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第16号について。体育館は、午前8時半から5時までの600円と、5時から10時までの800円の平均で700円を根拠に、1.5倍の1,050円で原価計算をした960円の方が安いからということでしたが、公民館の方は全日を基本にし、総合体育館の方は、平均が基準になったということですが、その違いは何なのですかとの質疑に対し、体育施設の方は、現行が1時間につきということで、昼間料金と夜間料金ということでしたが、それを単純に600円と800円の平均で700円とさせていただいたところですよとの答弁でした。1.5倍と、原価計算で出した1,050円との比較ですが、午後5時から10時までの値段との違いがあるのですが、この区分けはそのまま残して、900円と800円の1.5倍となると、この原価の方が安いから1,050円という、こういう設定があってもおかしくないと思いますがとの質疑に対し、これまで午前中とか、午後とか、全日とか、5時から10時からとかいろいろな設定がありました。そのため、事務の施設運営上、事務処理に負担がありましたので、そういう設定区分を廃止し、全日、全曜日を通して、平均した1時間当たりの単価としたところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。なお、議案第12号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

1 1番議員（前之園正和） 議案第11号並びに第14・15・16号について、それぞれ反対の討論を行います。

まず、議案第11号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。国民健康保険税の値上げを内容としております。国民健康保険税については、これまでも概算で所得300万円の4人世帯で約34万円という額で、大変に負担が重く、市民からは引き下げを求める声が沸き起こっています。私が一般質問で国保税引き下げを求めると、市長は、所得300万円の4人世帯で約34万円という額は、負担の重いものだという認識を示して、その上で、国保税の額が妥当なのか検討するとしてきました。その結果が、今回の国保税値上げであります。示された資料によりますと、所得300万円、固定資産税3万5,800円の4人世帯で、国保税額は43万300円から更に2万3,900円上がって、45万4,200円になります。全体としては、5,200万円規模の値上げということであります。国保税の額が妥当かどうか検討すると言っていたわけですから、国保税を値上げするということは、妥当だ、あるいは安かったという判断をしたのか。そうでなければ、高いとは知りつつ市民いじめ、被保険者いじめの値上げをしたということになります。他自治体においては、国保税を抑えたり、引き下げた

りするために、一般会計から繰入れるところもある中で、当市においては、その努力もありません。国保税と国民年金の掛金だけでも、所得300万円の世帯で80万円を納めなければならないということになりますから、正常な負担能力を超えていることは明らかです。高い国保税を更に引き上げ、ますます払いにくい国保税額にする悪循環に対して、市民被保険者の暮らしを守る立場から、国保税値上げの本議案に反対をいたします。

次に、議案第14号、第15号、第16号については、同趣旨の反対になりますので、一括して行いたいと思います。使用料・手数料等の見直しに関する基本方針が出され、それに基づき、各使用料等が全体として値上げされております。据え置きが55%、1.3倍が37%、1.4倍が5%、1.5倍が3%あるということですが、その根拠も必ずしも明確・公平ではありません。また、ケースによっては、10倍以上になるものも含まれております。減免については、これまで条例の中で定めてありましたが、規則に委ねられるようになります。減免ができるケースについては、広がるものと狭くなるものがあるとしても、やはり条例で決めておくべきだと考えます。地方自治体は住民の暮らしを守ることが最大の責務であります。その観点を外れ、受益者負担の名の下に、新たに負担を求める方向にあると言わざるを得ません。よって、市民の暮らしと利益を守る立場から、これらの議案にそれぞれ反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第12号及び議案第13号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、指宿市立公民館条例及び指宿市考古博物館時遊館C O C C Oはしむれ条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、指宿市体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号～議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第10、議案第17号、指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について、から、日程第12、議案第19号、市道の認定について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読は省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました議案第17号、指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正について、から、議案第19号、市道の認定について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日・11日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第17号について。条例の1条から6条までの施設の利用者数と、21年度の利用料はとの質疑に対し、山川多目的研修館は、個人利用者が521名、使用料収入が69万8,800円、開聞農業構造改善センターは、利用者が1,036名、使用料実績が126万7,010円です。会議室の利用実績は、レイクグリーンパークが2件、山川多目的研修館が56件、開聞農業構造改善センターが24件で、いずれも使用料が0円で、開聞農村環境改善センターは、321件で6万2,940円、開聞営農研修センターと開聞加工センターの利用実績は、88件で5万1,800円となっていますとの答弁でした。どのくらい利用料金の収入増を見込んでいますかとの質疑に対し、年間で10万円程度ですとの答弁でした。利用者が減るという考え方はなかったのですかとの質疑に対し、利用者が減るといことではないと認識していますとの答弁でした。料金の定め方は、基本的にどういう考え方で、半日のところもあれば、全日のところ、もしくは1時間に全部したところもあるのですかとの質疑に対し、農産加工調理室については、半日、全日という時間設定ですが、1時間というのも考えられるのですけれども、利用者の方がタレを作ったり、つゆを作ったりする時に、半日工程というのが基本になることから、半日、全日という料金で設定させていただいたところです。実際作った本数の実績に応じてもお金をいただくという形になっていますので、全体的な中で調整が取れるという考え方ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第18号について。使用料を見る中で、かいもん山麓ふれあい公園が非常に突出して高くなっているように感じるのですが、このような価格設定をして、お客様の減少にならないのですかとの質疑に対し、施設の料金設定をするに当たっては、県内の主なキャンプ場のバンガロー等の料金等についても調査し、突出して上がらないように配慮していますとの答弁でした。使っていただければいただくほど、温泉の効能で医療費の削減につながるという観点から、この価格は適切な価格だと思っていますかとの質疑に対し、今回の料金改定に当たりましては、原価計算に基づいて上限設定をし、近隣施設とのバランスというものの判断がなされてきています。原価計算をレジャーセンターの入浴施設料金470円でしたが、上限1.3倍となっていますので、390円というのが示され、近隣施設と比べた時に、突出して高くなるという判断で330円に抑えられていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第19号について。この道路はいつ頃完成した道路なのですかとの質疑に対し、開発行為により、平成11年9月20日に施工していますとの答弁でした。以前からあった道路ですが、何か問題があったのですかとの質疑に対し、開発行為完成が早期になされていますが、接続される市道秋元線の道路用地の一部が未登記であったという関係で、所有権移転登

記の手続きに相続人も多いことから期間を要しましたので、今回の認定業務となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にあるので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案第17号・第18号について、議案第14号・15号・16号と同様の趣旨にて反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にあるので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、指宿市山川多目的研修館条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第13、議案第20号、平成23年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第20号、平成23年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日・7日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。県議会議員選挙がなかった場合の支出は、どのくらいが見込まれるのですかとこの質疑に対し、無投票となった場合の選挙費用で不必要となるものは、選挙投票、開票に要する経費などが不用になります。投票用紙は県の方ですが、入場券等の経費は必要になります。また、看板を立てますので、153カ所分の撤去費が必要となりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。非常備消防費の山岳救助隊は、開聞岳等での遭難に備えてであろうと思いますが、開聞方面隊は5分団で3名ずつの15名ということですが、これに備えての訓練、研修が必要だと思いましたが、警察との連携とか、今後どのような取組をされるのですかとこの質疑に対し、消防団山岳救助隊15名を今回結成し、山岳救助の増強を図るという計画ですが、4月1日の辞令交付後の早いうちに、山川・開聞分遣所を講師とした山岳救助の訓練等に取組ます。チェストハーネスなど、いろんなロープを使わないとならない事例が出てきますので、山川・開聞分遣所の職員をお願いして訓練をやっていきたいと考えていますとの答弁でした。常備消防費に土地購入費が出ていますが、49年に建てた消防庁舎建替計画があつての購入だと思つてのですが、今の庁舎敷地はどれくらいあるのですか。また、訓練施設までの計画があつて、これだけの敷地が必要なのですかとこの質疑に対し、指宿消防署の敷地は、977.57㎡ですが、購入します保留地は1,845㎡で、約倍になります。訓練施設や出入りを良くしたいのと、職員駐車場も確保しないといけないということで、保留地の購

入を検討したところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について。新規採用者の男・女、出身地はとの質疑に対し、23年度の新規採用者は10名で、男性が5名、女性が5名です。大学卒が8名、男性4名、女性4名、短大卒が女性1名、高卒男性1名となっています。なお、うち3名が専門職で、土木技師が大卒男性2名、管理栄養士が大卒女性1名となっていますが、市外の方が4名、市内の方が6名になりますよとの答弁でした。意見として、新年度は、信頼される市役所づくりを目指すということを行っていますので、職員研修や様々な研修等が計画されています。これまで以上に、研修の中身を充実したものに変わっていただきたい。また、職員が学ぶべき先進地の事例があれば、出向いて勉強してくるぐらいの予算は確保して、職員自ら勉強する体制を作っていたいただきたいというものがありました。

次に、企画課所管分について。国際交流推進事業は、中国人と、他にはないのですかとこの質疑に対し、指宿の地域柄として、中国人を中心に考えていますので、山川地域の研修生等に呼び掛けをして、また、できれば中国の留学生に、鹿児島での国際交流活動についてとかいう題で事例発表をしていただこうと考えていますよとの答弁でした。懇談会でも、組織機構の見直し案を示されたのですが、この中に企画課はなくなってしまうのですがとの質疑に対し、今回の組織機構見直しで市長公室を設け、そこに総合調整係という係が、これまでの企画課の所掌事務を主として担当していくこととなります。なぜ市長公室を設けたのかというと、機動力、いわゆる状況の変化に応じて、スピーディーに対応しないといけないという側面があるものですから、市長の意見とか、あるいは議員のご意見を、よりスピーディーに聞いた上で動いていく、あるいは調整をしていくという機能が大事になってくるからでございます。特に、新幹線全線開業に伴って、地域間競争が激しくなってくるだろうと思っています。観光客の減少というものにも早く手を打たないといけないという強い思いもありますし、ストロー現象も防がないといけないというようなことで、状況に応じて素早く打てる組織体制づくりということからです。その中に、企画課のこれまでの事務を引き継いだ形で持って行きますが、それ以外にプラスアルファというものを期待しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について。議会選出の監査員は、年間大体100日出勤するということですが、代表監査員は何日ぐらい出勤されるのですかとこの質疑に対し、代表監査員も議選の監査員も、月・水・金が出勤日ですので、それに年間の週を掛けていただければ数は出ると判断しますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。市有地貸付で、資材置き場とか、駐車場とか、いろいろな貸付があると思いますが、行革でも使用料・手数料の見直しも行われていますけれども、民間と比べたら貸付料は安いので、貸付基準単価の見直し等も行おうべきだと思いますがとの質疑に対し、市有地等の貸付料については、固定資産の評価等を基準に貸付料を算出していま

す。3年に1回、固定資産の評価替えがありますので、それに基づき改定をしていく形を取らせていただいていますとの答弁でした。合併まちづくり基金も23年度に2億1,000万円の積立てをしようということですが、積立ての限度額は18億8,700万円ということでしたけれども、2億1,000万円積立てをすると、19億1,500万円になります。問題はないのですかととの質疑に対し、合併特例債の活用限度額が18億7,000万円程度で、合併特例債の充当率が95%になっていますので、基金造成分に18億9,000万円程度特例債の活用が可能で、これにあと5%分、一般財源を上乗せすると、19億8,900万円程度の基金が積めるといいう仕組みですとの答弁でした。23年度から取崩しができ、その額も償還をした分だけで、財政調整などには使えないということですが、今後、どのような形で運用されていくのですかととの質疑に対し、合併まちづくり基金の用途とは、合併に伴う住民の一体感の醸成、及び個性ある地域の活性化、並びに均等ある発展に資するために積立っていますので、そういう趣旨に沿った事業に充当していくことになろうかと思えます。また、元金償還につきましては、平成23年度から始まりますが、具体的な用途は今のところ定めていませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について。廃止、縮小、あるいは改善ということになれば、市民には負担になったりするのですが、そういう方々の反応はとの質疑に対し、評価結果を市民には公表していますが、その後、市民から苦情等について寄せられたことはありませんとの答弁でした。補助団体からの反応はとの質疑に対し、3年ほど前にはいろいろ団体等から苦情が寄せられたと聞いていますが、21年度、22年度はありませんとの答弁でした。公園管理とか、施設の管理委託、指定管理を含めてですが、職員が退職して勤めている協会や施設に補助金を出しているところを見直すべきだと思いますがとの質疑に対し、今後検討してまいりたいと思っていますとの答弁でした。集中改革プランに基づく見直し作業ということで、事務事業等の評価見直しをすることになっていますが、22年度に使用料・手数料の見直し作業をしましたけれども、23年度の見直し作業というのは、具体的にどういうことをしようと思っているのですかととの質疑に対し、具体的には、歳入で、可燃・不燃ごみの見直し、歳出で、職員の削減、あるいは施策別の事業優先度を活用しながら検討していきたいと考えています。また、24年度からは、下水道使用料についても見直しを行う予定にしていますとの答弁でした。意見として、行政改革の名の下に、市民に負担を求めることばかりになっている感じがいたします。市民へのサービスを高める改革もしていただきたいというものがありました。

次に、議会事務局所管分について。郷土会への出席負担金は、これだけで足りるのですか。また、自己負担はないのですかととの質疑に対し、郷土会から請求があり、出席負担金をお願いしています。旅費についても、旅費規程に基づきお願いしていますので、それ以外の経費は見えていないところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。なお、会計課所管分に

については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第20号、平成23年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月の8日・9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、乳幼児医療費助成制度改善、尾下地区への水道施設設置、各地区に設置するごみステーションを市の責任によって設置する方向に切り替えるなど、歓迎すべき点もありますが、依然として、本来は行政責任で成すべき安全灯を地区責任に任すなどしています。また、使用料・手数料などの引き上げも組み込まれた予算となっています。問題点を含む本議案に反対いたしますというものがあ、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。特別支援教育支援員配置事業で、支援員8名は、どの学校に何名なのですかとの質疑に対し、魚見小、丹波小、山川小、大成小、川尻小、開聞小にそれぞれ1人ずつ配置をしているところですよとの答弁でした。教育振興費で、パソコンを小学校2校と、中学校5校にリースしているようですが、他の小学校はどうなっているのですかと質疑に対し、小学校の場合は、去年、臨時交付金で全額購入していますので、リース料が発生していないところがあるところですよとの答弁でした。青少年海外派遣事業で20名ということですが、子供の選抜はどうなっているのですか。学校から生徒をリストアップしてもらうのですかと質疑に対し、広報紙などで公募を掛けて20名の枠で選定をしますが、20名を超えた場合には、書類選考や面接などで選定をかけたと思っていますよとの答弁でした。子ども映画祭は、南あわじ市に本選を持って行くということのようですが、予選会は指宿で引き続くということに関して、教育委員会でこれからもこの事業はやっていくということですよとの質疑に対し、市長公室と市長部局の方で、できればそちらの方に所管を移すということになるかと思えますよとの答弁でした。予算はこれまでも教育委員会の事業として出しているものが、市長公室ができるということで、なぜそちらの取扱いになるのですか。これまでやってきて何か不都合があったのですかと質疑に対し、こちらに不都合があったという

ことではなく、行革からは、市長公室の方になるという話があったということですのでの答弁でした。運動施設を整備していきたいという大きな方針があるということでしたが、運動施設としては、今回改修が4億円ですので、新設となれば2桁の億ということになるのかもしれませんが、今後整備をしていくという目指すところがあるとするならば、将来、サッカー場などを造るということになれば、それと連動した予算の裏付けが必要なのではないかと思いますがとの質疑に対し、今回の陸上競技場の財源は、合併特例債と一財になります、スポーツ振興くじ助成事業を2月15日までに申請をしています。その交付決定が来ますと、財源の組み替えも考えているところですが、4月から5月にかけて、1億3,000万円の通知が来るのを待ちたいと思っていますけれども、こういった有利な助成事業を使って整備を図っていきたくと思っていますとの答弁でした。全面改修だと思いますが、いつ頃の工事で、どれぐらいでということになるのですかととの質疑に対し、自然公園法の管轄に入っていることから、大規模改修は環境庁の許認可が必要ですので、その事務に2か月弱かかり、着工するのは早くても7月と思っています。工事に6か月から7か月ですから、菜の花マラソンには影響が出ると思っていますとの答弁でした。市民体育祭との絡みはとの質疑に対し、市民体育祭は10月30日を予定していますが、工事中かと思しますので、開闢地区で実施したいと考えていますとの答弁でした。菜の花マラソンも危ぶまれるのですけれども、どう考えているのですかととの質疑に対し、菜の花マラソンのスタートはなのはな館で、ゴールが陸上競技場ですが、なのはな館をフィニッシュにできないか、今後検討しなければならぬと思っていますとの答弁でした。ウレタンの維持管理費も含めて、何年ごとに改修が必要なのですか。また、その費用はどのくらい掛かるのですかととの質疑に対し、特に100mのスタート位置から10mぐらいが傷みますので、4・5年で替えている競技場もあれば、10年に1回ぐらいの張替えもありますので、使用頻度によって耐用年数は違うと思います。1レーンが1,500万円程度ですが、内側のレーンほど工事もしにくく、経費的にも割高になることが想定されますので、5から8レーンを使っていたらいいと考えているところですのでの答弁でした。市長の強い意向で、陸上競技場の整備ということになったということには間違いはないと思うのですが、サッカー場、野球場より優先した理由は、スポーツ合宿ということですので、4億いくら投資するので、これを造って、今まで同じであれば意味がないのです、スポーツ合宿の現状から、何割アップを想定しての整備なのですかとの質疑に対し、市民の健康づくり、競技力向上のためにということですが、市長はそれだけではもったいないということで、スポーツ合宿を誘致したいということですので、宿泊関係者、行政などで合宿誘致推進協議会的なものを立ち上げて、今まで来ていた資生堂や、県内の学校などに宣伝をしていきたくと思います。今の段階では、何%アップとかは見えないところですが、24年5月末から6月上旬に、日本ゲートボール大会を指宿に持って来ようとしているところです。3,500人が宿泊しますので、経済効果を1億円ぐらいと思っていますので、それを起爆剤に誘致できれば、県ゲートボー

ル協会と打合わせをしつつあります。正式決定ではありませんが、下準備に来ていただいていますとの答弁でした。本年度の不登校の総数と、改善をされた数はその質疑に対し、現在、欠席30日以上小学生が14名、中学生が33名ですが、14名中7名は、2月の欠席日数が0から3日ですので、ほぼ解消したと思っています。他の3名は欠席日数が4日から9日で、改善の傾向にありますが、4名はまだ欠席日数等で解消されていない状況にあります。中学校の33名中5名はほぼ解消、8名は改善されていますが、20名はまだ改善をされていない状況です。8名ははしむれ教室に通級をしている状況ですとの答弁でした。学校図書職員賃金補助が、小・中学校それぞれ出ているのですが、旧指宿はPTA雇用、山川・開聞は行政ということになっていたのですけれども、これに対する基本的な考え方と、今年は前年と比べてどういうことになるのかとの質疑に対し、学校図書館嘱託員という制度を導入して、雇用体系の統一をするようにと、外部評価を受けていますので、この評価内容に基づき、PTAとか、司書補の方、学校関係と連携して、雇用の統一を進めていきたいと思っているところですが、23年度は現行どおりで、24年度に向けて、今から調整をやっていこうと思っているところですよとの答弁でした。意見として、競技場のいいものができるということはいいことですが、一般市民の非専用の人たちに規制や負担がかかったりしないような運営にしていきたいというものがありません。

次に、市民協働課所管分について。提案型公募事業は、市民が協働で助け合ってやろうという事業なのに、審査が厳しいと聞くのですが、採択できなかったもので、何がダメだったのかとの質疑に対し、行政評価委員において、公益性及び妥当性、妥当性については必要性・有効性なのですが、それに視点を絞って審議が行われます。4年目になりますけれども、継続事業において、昨年度と同じ事業内容で、発展性が見出しにくいものや、自立に向けての財務計画が不透明なもの、事業内容が具体性に欠けているものなどが不採択となっています。22年度は2回するようにしていましたが、2回目には、関係課がテーマを設けて申請内容をチェックしています。10申請が上がって、九つは採択されていますとの答弁でした。男女共同参画推進費47万9千円の講師は延べ何人予定しているのかとの質疑に対し、22年度は、指宿・開聞・山川で3回開催しましたが、講師の方は、指宿が3名、開聞と山川は1名でしたとの答弁でした。1人の講師に1回にどれだけ報償費を支払っているのかとの質疑に対し、男女共同参画の推進事業費の全体額です。講師謝礼は、1時間5,100円ですが、市民講座と職員研修もあります。また、男女共同参画推進懇話会委員の出席謝礼など47万9千円ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。ごみ袋売払収入4,437万1千円は、ごみ収集運搬費ということでしたが、前年度までは他にもあったと思うのですがとの質疑に対し、昨年までは、環境衛生管理費、環境衛生対策事業費、ごみ収集運搬費の三つになっていましたが、ごみ収集運搬費一つに今年は上げています。予算で7,088万円をごみ収集運搬の総額として計上し

ていますが、そのうち、ごみ袋売上げの販売収益を4,437万1千円、一般財源を2,650万9千円充てて、ごみ収集運搬費を構成していますとの答弁でした。ごみステーションの設置については、これまで、地区で設置して補助をするというスタイルだったのですが、これに変更はあるのですかとこの質疑に対し、昨年度までは補助金で対応していましたが、今年度から、地域によってごみ収集所の製作単価、並びにごみ収集籠としての機能的な面が、設置する地域によって様々で、地域が業者をお願いをしていましたが、来年度からは、市が年度当初に業者から見積もりを取れば、単価的にも安くつく想定されますし、1か所ごとに補助金として出していましたので、相当の事務量が発生するというところで、23年度からは、市が一括してごみ籠を作成して、地区に配布するというスタイルに変更していますとの答弁でした。清掃センターはいつ壊れるかわからない。冷や冷やししながらやっているわけですが、新しい炉を建てるという方向がいいのではないかという結論になったということですが、もう少し詳しく説明していただければと思いますとの質疑に対し、指宿市の炉の現状と課題、広域組合の処理場の現状と課題というものを出し、指宿は単炉形式で2炉ではないと。広域の場合は2炉形式だけど、相当老朽化しているということ踏まえ、将来の人口減に伴うごみ量の減等も踏まえて、指宿市と頰娃地域のごみ量を足したときに、今現在は指宿30 t、広域40 tの合計70 tですので、概ね60 t 炉でごみ処理ができるのではなかろうかと一つの規模を出し、それに対する平均建設単価、並びに国からの循環型交付金等を充てて、起債をどのくらい充てて、その毎年度償還額はいくらになるかと。それを比較して、現在の二つの炉に対し、支出している一般財源と比較した場合に、焼却炉を造った方が財政的にも有利になるという資料ができましたので、それを庁議等で検討していただき、そういう方向で今後進んでいこうということになっていますとの答弁でした。南九州市との協議で、指宿市はそう考えているということにとどまっているのですか。焼却炉をめぐる話の段取りはできているのですか、これから持ちかけるという話なのですかとの質疑に対し、こちらの方針を決定した時に、南九州市もこれだけの財政的なメリットがありますという資料もお渡ししていますので、担当課長レベルでは協議もしましたし、幹事会の中でも、このままでは多額の維持補修費が掛かるから、新焼却炉の枠組みと規模について協議をしていきたいと思いますというところを出していますとの答弁でした。ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止事業費286万9千円ですが、指宿全域にわたる発生だったのですが、この事業費で足りるのですかとこの質疑に対し、主に山川地域の成川とフラワーパークでしたが、地域住民に環境整備をしていただいた後、市の方から薬剤をお渡ししていましたが、発生区域を考えた場合、この予算で足りると想定して計上しています。昨年暮れから爆発的に広がっていますので、この薬剤購入費が足りない場合は、補正なりをお願いすることになると考えていますとの答弁でした。尾下地区の飲料水供給は、どのような整備になるのですかとこの質疑に対し、湖畔の区有地に浅井戸を掘って、ポンプ圧送をし、尾下地区の住家のある所より上に区有地がありますので、そこに配水

池を造り、その配水池までポンプ圧送をして、そこから自然流下方式を考えていますとの答弁でした。料金はどのような形になるのですかとこの質疑に対し、上水道ではありませんので、電気料金及び滅菌処理をする薬剤費等を地域住民から負担していただきたいと考えています。上水道の平均1人当たりの1か月使用料金が900円くらいです。電気料金・薬剤費と、維持管理費用を加味しても、概ね1人当たり500円から600円程度になるのではなかろうかと考えています。そういう中で、利用組合を尾下区民で作っていただいて、維持管理は市が責任を持ちますが、利用組合にその利用料金を請求する方法を検討していますとの答弁でした。意見として、ヤンバルトサカヤスデが蔓延している現状がありますので、発生地だけでも地区説明会をやっていただきたいというものがありました。

次に、税務課所管分について。入湯税は、新幹線全線開業の期待度に比べて読みがシビアだと思えます。この56万数千人は、どういう根拠で見立てているのですか。10%増の基本的な考え方はこの質疑に対し、入湯税は減額補正をさせていただきましたが、今年度に対する10%増の根拠については、元に戻ってほしいという期待もありますし、どの程度になるか計り知れない部分があるのですけれども、その程度にしておきたいという考え方ですとの答弁でした。入湯者数が56万数千人ということですが、宿泊者数の予想から、入湯者数を割り出しているのですが、入湯者数はどう積算しているのですかとこの質疑に対し、22年度の実績額を7,300万円くらい、入湯客数は51万2千人くらいだと見込んで、10%増で税率等も掛けてあるところですよとの答弁でした。市民税の個人分は6,500万円の減ということですが、市民所得が何%くらい下がるだろうという想定があるのですかとこの質疑に対し、算定には苦慮するのですが、過去3年も下がった数字ですので、下がる方に見込んでいます。3年分の平均を取り、その率を掛けてということで作りましたとの答弁でした。徴収職員を4名雇用しているということですが、どのくらいの税金を回収できたのですかとこの質疑に対し、平成21年度は、5月から3月まで2名体制で3,619万1千円、22年度は、4月から2月までの11か月で、4名体制で8,122万6千円、昨年より倍以上を収納している状況ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。施設開設準備経費助成特別対策事業補助が出ていますが、場所はどこですかとの質疑に対し、これは介護基盤緊急整備事業で、小規模多機能施設を造る事業者に交付しますが、4月以降に市のホームページ等で公募をかけて、公募があった方から選定委員会の中で選定して事業者を決定することにしていますとの答弁でした。これは県の補助金ですが、介護基盤緊急整備事業補助と施設開設準備経費助成特別対策事業補助を合わせると、3,000万円強になるのですけれども、年に1か所とかいう制限があるのですかとこの質疑に対し、市が介護保険利用計画を作っていますが、21年度はグループホームを1か所、22年度も1か所、23年度は小規模多機能施設を1か所という計画に基づいて、この3か年でこういう事業整備をしますという届出を県にしていますので、それに基づいて補助金が

付きますとの答弁でした。高齢者訪問給食サービス事業は、現在何名ほど利用者がいて、食数は何食計画されているのかとの質疑に対し、一般会計と特別会計で行っていますが、23年1月現在、合計430名で、23年度で一般会計が9万5,682食計画をしています。22年度は当初で9万1,068食計画していましたので、4,614食増加で予算計上していますとの答弁でした。訪問給食を受けている方は、介護認定を受けている方が大半ということですが、食事は毎日のことですので、日曜日、年末年始を含めて365日あるべきではないかと思えます。体制として365日保障することは必要だと思いますが、どのように考えていますかとの質疑に対し、食事は命に関わるものですので重要な部分ではありますが、一方では、自分で料理を作ることが自立を促す、家族の支えを受けることも、家族の絆の意味もあると思っておりますけれども、高齢化社会が進んでいくと、検討していく必要があると思っておりますとの答弁でした。シルバー人材センターの活動状況は、21年度と22年度を比較してどうなっているのかとの質疑に対し、21年度の会員が286名、契約件数が2,128件、契約額が8,567万7千円となっています。会員は300名を目標にしているということですが、現在も280名前後を行き来しているという状況にあります。23年1月末現在の契約額は7,599万2千円ということになっていますとの答弁でした。砂むし入浴サービス事業の利用状況はとの質疑に対し、18年度が1,468名、延べ利用者数が4,951名、19年度が1,664名で、延べ利用者数が6,081名、20年度が1,557名の6,639名、22年度1月末で、延べ利用者数が5,482名という報告をいただいておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。ワクチンが全国的に問題になっていますが、指宿ではこのようなトラブルは起きていないのかとの質疑に対し、肺炎球菌とヒブワクチンについては、広報紙4月号で市民に周知を図ろうと準備していましたが、中止して、厚労省の動きを待ってから対応していきたいと考えているところですよとの答弁でした。子宮頸がんも、小学生の10歳頃にされた方が効果があるということでしたが、問題があるのではないかと、かなり慎重に扱うようにということですが、この辺のことで何か配慮がありましたかとの質疑に対し、新年度から全額助成を考えていますが、子宮頸がんは、10代前半の子供たちにすることが一番効果的であるということで、中学1年生から高校1年生を考えて対応しているところですよとの答弁でした。ヒブワクチン、肺炎球菌の対象人員と接種率等はこの質疑に対し、ヒブワクチンは、生後2か月から4歳までで1,661名、小児用肺炎球菌ワクチンも同様の対象ですが、対象者数は1,337名と見えています。ワクチンにより接種間隔が異なる関係で、積算上の数字です。0歳から4歳ということだけのワクチンであれば数字が一致するのですが、接種開始年齢と回数との関係で、このような数値で積算をしましたとの答弁でした。検診によってがんが発見された方が何名いるのかとの質疑に対し、平成21年度は胃がんで2人、大腸がん5人、肺がん1人、乳がん5人、子宮がん2人という状況でしたとの答弁でした。毎年14名か15名の方が発見されて、治療ができているという状況ですが、女性の受診率が低いとい

う話も聞いているのですけれども、それを改善する方法は何かあるのですかとこの質疑に対し、指宿市の医療環境では厳しい部分がありますが、21年度から女性特有のがん検診は全額国の負担で、22年度からは2分の1補助ということで事業を進めています。全国的にも女性特有のがん検診受診率が低いことから、国が対策を講じているのですが、21年度の子宮がん検診受診率が13.8%に対して、22年度の見込みが21.5%ですので、7.7%子宮がん受診率が増えています。この事業の一つの目的である、きっかけづくりという部分では、やや評価できるのかなと判断していますとの答弁でした。意見として、各検診の受診率が低いようですので、受診を増やすための推進策を取っていただきたいというものと、各種ワクチンの効果は出ていると思いますが、海外には問題が出ている事象もあります。実施に当たっては、皆が分かった上で実施していただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。保育所運営事業の私立保育所の定員がそれぞれあり、入所実数がそれを超えています。制限があるのですかとこの質疑に対し、保育所が13保育所あり、22年度は875名でしたが、今年の4月1日に定数を上げていただき、915名になる予定ですが、継続を含めて入所申込みが1,042名です。今のところ115%入所したとして、10名ぐらい余裕があるということですが、県では、120%を超えた場合は定数増をするようにと指導がありますので、115%を目処に入所をし、120%に近づく分については、緊急な場合の保育入所に関わる余裕分として見ていきたいと思っています。できるだけ子育て支援につながる入所措置をしていきたいと思っていますとの答弁でした。4園について10人ずつ定員が増えたということですが、何歳児のところが増えたのですか。また、クラスも保育士も増えたのですかとこの質疑に対し、一時保育所も定数を減らした経緯があって、今また元に戻しつつあるという状況にもあると思っています。クラス数については、3歳未満児、特に0歳児については、入所希望が多いということですので、そういう意味では、0歳児、1歳児の応募枠が若干増えているのかなと思います。0歳児については、3人に対して保育士が1名ということですので、定数が増えれば、保育士も増えていくと認識していますとの答弁でした。病児病後児保育については、開園に1園あって、事務事業の見直しの対象にもなり、とりあえず1年はということで、皮一枚でつながっている感じだと思うのですが、どのような方針なのですかとの質疑に対し、現状としては、医師会等々と協議をしながら、病後児ですので、可能な限り医院と直結した形でやりたいということですが、今のところは今実施している医院でしか受けられる部分がないということです。今後ファミリーサポートセンターを計画するようになっていきますので、それらの中で構築をしながら、病後児をできればその中でやっていきたいと思っていますとの答弁でした。生活保護の問題でいろいろありますが、22年度廃止が60件、前年度が40件とありますけれども、廃止の理由はとの質疑に対し、22年度は、長期入院とかいう方々の死亡が続きまして、それで廃止のケースが多くなっているところですが、死亡の方は、今年度が現在28名、前年度とその前の年が13件となっていますので、今年

は多いところですよとの答弁でした。生活保護の中の廃止分の中に、改善をされた該当者はいないのでかとの質疑に対し、廃止の他のケースとしては、年金等の手続きや、就労を開始して自立していった方もいます。いろいろな手続きが分からなかったり、年金の記録が増えてきて、遡ってもらえるようになったりとか、障害年金等の手続きをケースワーカーの方でして、障害年金が該当になったりとか、そういう方々で自立していく方々も、この中に含まれていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第20号、平成23年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日・11日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。農用地見直し調査費は、5年に1回どういう見直しをするのですかとの質疑に対し、農業振興地域の中の農用地区域の見直しを5年に1回やるように決められていますので、農用地の利用実態状況等の把握、また、耕作放棄地の有効利用を図る目的で、農用地の現状調査を実施し、農地のデータベース化を図り、整備をしようということですよとの答弁でした。広域営農団地農道確認調査事業の水迫遺跡、西多羅ヶ迫遺跡は、22年度で終わりたいということでしたが、はかどらなかつたということですよとの質疑に対し、今回の予算は、遺跡関係の整理作業と報告書作成という、整理作業的な内容の事業費ですよとの答弁でした。広域農道整備が24年度完成予定となっておりますが、小牧の上を通る道路も24年度までかかるのですかとの質疑に対し、当初は22年度完成を目指していましたが、国・県の財源がなかなか付かないということで、24年度を完成目処に頑張っているところです。改良が終わっている所は、23年度に舗装ができるように、県にもお願いをしまいたいと思っていますとの答弁でした。昨年度、臭いセンサーを、LOVEいぶすき事業で買っていると思うのですが、川尻地区を測定した結果は、地区公民館長などには発表したのですかとの質疑に対し、測定はしているのですが、まとまっていないので報告していません。購入して期間が経っていますが、県の協力もいただいているのですけれども、協議を重ねてということ

から、期間がかかっている状況ですとの答弁でした。トップセールスの予算を組んでいると思いますが、どこに行かれる予定なのですかとの質疑に対し、JAいぶすきと太田市場、太田市場から出ている量販店で、東京都内になりますとの答弁でした。畜産業費のLOVEいぶすきの材料内訳はとの質疑に対し、消耗品関係で、納豆、ヨーグルト、ドライイースト、糖蜜等と、製造するための光熱水費です。大体1万8千ℓを製造予定ですが、足りるのではないかと考えていますとの答弁でした。林業費の委託料が20万円ほどですが、こういった内容で、個人に委託しているのですかととの質疑に対し、市有林の維持管理作業委託料ですが、開聞山麓近くの市有林の松林、ヘルシーランドにも市有林がありますが、その管理委託料で、森林組合に委託をして作業を行っていますとの答弁でした。有害鳥獣駆除に155万円の予算計上をしていますが、山川・開聞方面では、キャベツなどにネットをして、農家の方は対策を講じているようですけれども、現状把握と、このままでいいのかといった質疑等も何回かなされていますがとの質疑に対し、今年は例年になく、ヒヨドリが全国的に多く入っている状況ですが、技連会としては、対策が安い経費で上がるように、モデル的なものを取り組もうと検討しているところです。予算は、イノシシ・タヌキ等は、基準の中で算定し、ヒヨドリについては、県の基準がなかったものですから、直接的な捕獲の報償費は払っていない状況ですとの答弁でした。昨年のもれと元旦にかけて、豪雪のために倒壊したハウス等が結構目についたのですが、それに対して対策を講じているのですかととの質疑に対し、県議会で審議されると聞いていますが、復旧に掛かる工事の2分の1以内を限度としているという状況で、詳細についての決定がまだ見えてない部分があります。旧指宿地域の被害が多かったものから、数値漏れがないように、各家庭にチラシを配布し、農家等の聞き取り状況調査をしている状況です。市の予算を通じた方がいいという県の指導もありますので、事業費が確定した段階で、早い時期に、専決処分をさせていただきたいと考えていますとの答弁でした。意見として、農業振興は重要な基幹産業ですので、迅速な対応をお願いしますというものがありません。

次に、観光課所管分について。まちづくり公社に払う管理費、観光協会や個別の業者に払う公園管理費の内容はとの質疑に対し、セントラルパーク管理委託312万8千円、太平次公園清掃委託18万8千円ほど、まちづくり公社への委託が6,055万5千円で、毎年、段階的に削減をしている状況の中で、22年度と変わらなかったということですとの答弁でした。ふるさと雇用再生特別基金事業の中で、観光情報の発信は、民間、または指宿駅構内からの案内の発信となっているのですが、パソコンを通じてということですかとの質疑に対し、観光情報発信促進事業は、西大山駅での観光案内で、2人雇用している事業です。中園久太郎商店に委託をしていますとの答弁でした。菜の花マラソン大会の実行委員会に747万円ですが、今年、参加料を上げていますが、昨年に比べて減額になったのですかととの質疑に対し、増額になっています。その理由としては、各部署で菜の花の植栽をしていましたが、植栽の委託料を一

つにまとめ、それを観光協会に委託し、マラソン事業の中に入れてためです。菜の花マラソンの負担金は、昨年と同額で計上していますとの答弁でした。市長が2月に中国に行っていますが、中国からの観光客受入れの準備等については、万全な体制なのですかとの質疑に対し、これから中国は、大きなインバウンド対策のターゲットになってくると考えています。誘客という部分と、受入れの部分と、2面の対策が必要になるかと思いますが、受入れ対策の部分では、ホームページの改修をする中で、中国語も入った4か国語の対応の会話集も作成して、市内全戸に配布し、市民総出で簡単な中国語での挨拶ができるような態勢も作っていきたくて考えていますとの答弁でした。農業に次ぐ基幹産業ということで、イベント、もしくは観光客誘致、今回は特に新幹線を生かしたPRということで、多額な費用を使っている割には、年間宿泊客が80万ぐらいです。新幹線開業によって、旅館・ホテル関係の予約状況はいいという見通しでしたが、新幹線の誘客をどの程度見て、経済効果をどの程度見ているのですかと質疑に対し、具体的には積算をしていませんし、これまでも市独自でやったことはありませんとの答弁でした。意見として、新幹線が全線開通し、2・3年は観光客が来てくれると思っていますが、営利目的でない行政職員の才能、能力を発揮する場でもあると思いますので、そういった認識を持って、ここ数年は頑張っていたきたいというものがありません。

次に、商工水産課所管分について。ふるさと雇用再生特別基金事業は、どういった事業を考えていますかと質疑に対し、農産物に詳しい人を、県の交付金事業で100%の補償をいただいた中で1人雇用して、22年度と23年度の2か年間、活北海道の商品の充実、農産物の充実に当たっていただこうと、今活動していますとの答弁でした。漁協整備事業は、小さい港に対しての調査を行ったことがあるのですかと質疑に対し、事業を実施している港は、県が管轄する漁港であります。他に脇浦漁港と児ヶ水漁港がありますが、漁協といろいろ相談をしながら、要望については聞いています。児ヶ水漁港については、段差が出たり、陥没したりした場合、その都度修理をしていますとの答弁でした。山川・根占航路については、今後、負担金は発生しないということではないのですかと質疑に対し、9月に新しく運航協議会を立ち上げて公募をかけ、できれば事業者の全責任においてやっていただくのが一番望ましい形ではあったのですが、公募をした中で、陸上業務は行政の方をお願いしたいという申し出がありましたので、県の半島元気おこし事業で、半分は県がみるということもあって、県、指宿市、南大隅町、事業者といろいろ協議をする中で、知事からも、この航路はなかなか厳しいものがあるので、軌道に乗るまでは今までの枠組みの中でやっていった方がいいということで、今まで行政が負担してきた額を上限として、少しずつ減らしていきたいという考えを持っていますとの答弁でした。協定書の中に、南九船舶と最低何年はやるということも入っているのですかと質疑に対し、5年間の枠組みで、船は事業者が準備して、指宿、南大隅は、陸上業務について役割分担をし、県については、港湾施設を採算性に配慮した形

で支援をするという協定を結んでいますとの答弁でした。水産業沿岸漁業振興費の真鯛は毎年放流しているのですが、藻場の方も毎年やっていますけれども、その効果を調査したことがあるのですかとこの質疑に対し、水技センターの研究資料の中で、1989年から2004年までの間、鹿児島湾で捕れる真鯛の80%以上が水揚げされる鹿児島市中央卸売市場魚類市場で週2・3回の頻度で調査を行った結果、放流魚の混獲率は8%から多い時で70%を超えるものがあったということで、放流の効果はあるのではないかと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。農業後継者対策事業費の農業後継者は、あくまでも親が子供に引き継ぐという方しかもらえないのですかとこの質疑に対し、後継者と、農業を始める方を対象としていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。住宅管理費の施設維持費が900万円の予算ですが、前年度はどれくらいの維持費の支出があり、場所等はどこなのですかとの質疑に対し、場所は決まっていますが、22年度1月末現在で930万円ほどの支出で、住宅の不具合が出たときに対応していますとの答弁でした。公営住宅使用料滞納繰越分が566万7千円ですが、滞納している戸数はとの質疑に対し、平成21年度までで52名の方が滞納していますが、100万円を超えている方が1名いますとの答弁でした。公営住宅使用料が1億3,651万5千円の収入予定ですが、何%ぐらいで作っている金額なのですかとの質疑に対し、1億4,300万円の95%でみていますとの答弁でした。地籍調査は、23年度の地域を完了した時に、残りがどのくらいになるのですかとこの質疑に対し、地籍調査事業は、旧指宿市の調査対象面積が5,835haですが、22年度末で4,342haが終わって、残りの調査面積が1,493haです。今後の計画としては、23年度が、柳田、高野原、湯之里、大牟礼地区です。それ以降も、湊、中小路、小田地区と、南の方に調査をしていく予定で、進捗率は、22年度末で74.4%ですとの答弁でした。意見として、公営住宅の未払いは、条例規約があるのであれば、それを守ってほしいと思います。また、100万円以上の滞納者には、10年間、あるいは5年間で払ってくださいというようにしてほしいと思いますというものと、公営住宅使用料の滞納者には、厳しく対応を取ってほしいと思います。どうしても払えないのであれば、生活保護申請の方法もありますが、払うべきものを払わないというのは、その人のためにもならないので、きちっと対応するべきだと思いますというものがありました。

次に、都市整備課所管分について。土地区画整理事業の予算に湊地区、十町地区とありますが、今後、こういった計画を考えているのですかとこの質疑に対し、区画整理事業については、十町地区を実施しているのですが、旧まつやから南側の区域も決定されていますので、今の事業が完了し次第ということで計画していますとの答弁でした。湊土地区画整理事業の家屋移転が1棟、道路築造が30mということですが、事業の現状はどうかとの質疑に対し、22年末現在で約89%の進捗率ですが、今回で終わりではなく、まだ何戸が残ってい

ますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。道路新設改良事業は過疎債でということですが、道路改良については、年次的な計画を作っているのですかとの質疑に対し、過疎債を充てた自立促進計画で225路線を計上していますが、その中から年次的に老朽化の状況や、地元の要望等を勘案しながら、整備に努めていきたいと思っていますとの答弁でした。指宿港の防災事業計画の調査費が下りてくるということになっていますかとの質疑に対し、23年度の指宿港海岸の環境整備防災事業で、予算的には5,000万円が付くという話を聞いています。直轄事業として該当するかしないかの検証の調査と、直轄事業となれば、事業費の問題、工法的にどういものが難しいのか、その検証という調査費で5,000万円は付くのではないかと想定されます。指宿港の南側から吟松さんまで、大体1,600m区間の調査費になってくるということですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。既設汲取り便所の合併浄化槽への改修工事は、市の計画で実施するのですか、それとも、希望があって予算を上げているのですかとの質疑に対し、振興計画の環境改善で、汲取り便所を水洗化にするとか、浄化槽改修を行うとかいうことで実施していますが、住民の要望もあります。水洗化した場合、家賃が概ね1,500円上がりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案第20号に反対の討論を行います。

一般会計予算は、行政の基本方向が顕著に現れる予算であります。地方自治体の任務は、住民の暮らしを守ることですが、ぶれることなくその方向を向いているのかどうか問われるところであります。乳幼児医療費助成が、これまでの6歳までから9歳までになり、この点では一歩前進であります。しかしながら、メディポリス指宿への奨励措置は、そのままとなり、優遇制度の継続は、いかなる理由を付けようとも、市民目線からすれば、納得のいかない支出であります。10年間で3億6,000万円というメディポリス指宿への奨励はやめて、市民のために直接使うべきです。議会開会後の3月11日に、東北関東大震災が起きました。鹿児島県でも多くの自治体が、地域防災計画の見直しをすと発表しております。地震や津波に対する防災計画、そして、原発事故に対する防災計画等が見直されるものと思われま

わが市においては、特に指宿地区において、防災無線の設置が急がれている中で、今度の予算にもこれとって予算化されておりません。防災無線の設置をこれ以上引き延ばすことは、指宿市民の命をも軽視しているのではないかと疑われかねない問題です。予算の全体の基本方向が、市民目線からして問題を含んでおりますので、本議案に反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号、平成23年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第14、議案第27号、平成23年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました議案第27号、平成23年度指宿市水道事業会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

特別損失で、平成17年分が121万9千円ということですが、努力しても回収の見込みがない金額なのですかとの質疑に対し、平成16年度分が56万3,580円でしたが、不能欠損が出ない

ように徴収の努力をしているところですが、すべてを回収できないという現状ですとの答弁でした。送水管、あるいは配水管の布設替えに大きな事業費を掲げていますが、有収率は22年度と23年度はどうなっているのかとの質疑に対し、22年度に山川地域で漏水調査を実施していただきましたので、かなり改善をされたと考えていますが、数字は把握していませんけれども、87.01%よりも改善されると思いますとの答弁でした。意見として、水道事業は順調に進められているようですが、市民の生命を守る水ということで、重要な業務を担っていると思いますので、水質や有収率にも気を配っていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にあありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にあありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第21号～議案第23号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第15、議案第21号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第17、議案第23号、平成23年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ付託されました議案第21号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第23号、平成23年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第22号及び議案第23号の2議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第21号については、反対討論として、国保税は高いと認めつつも、更に値上げをする。これは市民の暮らしを守るどころか、市民いじめの政治と言わなければなりませんので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第21号について。国保税は、5,200万円を確保するために、税率改正が行われるのですが、国保税の歳入が前年比2,350万円の減ということですので、7,500万円ほど前年より少ないと思います。7,500万円は所得の減による影響額ということになるのですかとの質疑に対し、元になるのは被保険者の基準総所得ということになりますので、平成21年度の総所得の3%減で、22年度は見積りをしたのですが、12月議会でも現年分4,200万円の減額補正を行って、その分が7%減となっています。いろんな動向を見て、最終的に今年度も22年度に比べて5%減の基準総所得を見ているところですよとの答弁でした。国保税で前年より1億3,200万足りない。基金が8,000万円あるので、5,200万円に相当する分値上げするということがあったのですが、1億3,200万円足りないという判断をした時点は、この所得が5%減になるという前提での見込みなのですかとの質疑に対し、5%減になるという見込みの中で、1億3,200万円の減というの見込んでいますよとの答弁でした。保険証発行の基本的な考え方はどのようになっていますかとの質疑に対し、国保税を払いたくても払えない方、払う能力があっても払わない方、いろいろあるのですが、なるべく納税相談が行える形を目的に、短期被保険者証、資格証明書を発行しています。それぞれのケースに基づき、納税相談をしっかり行い、それでも悪質な滞納者には厳格な態度の中で、資格証明書を発行していく形で例年行っています。平成23年度も同じ考えで行っていきたいと思っていますよとの答弁でした。医療費適正化特別対策事業で、適正化を図っているのですが、特定健診などの効果をどのようにとらえているのですか、また、適正化を図る事業として考えていることがあるのですかとの質疑に対し、医療費適正化対策事業の主なものとして、指宿・山川・開聞各集落での健康教室等の開催、健康推進員を各地に配置していますので、その方々による健康づくり、重複頻回の訪問指導の充実、レセプト点検の充実を行っているところですよとの答弁でした。国から指定されない普通の自治体でも、これぐらいのことはやっていると思いますが、国に医療費が高いと言われながら、それに伴う事業としてこれが値するのかどうか、もっと1ランク上の対策事業を考えるということではないのですかとの質疑に対し、国保財政が厳しい状況でありますので、歳出を抑えるためには、早期発見、早期治療だろうということで、特定

健診の受診率，保健センターの各種がん検診とも一体化した検診率をどうにか上げたいと取り組んでいます。特定健診が現在36.8%程度，県平均が29%ですので，県平均以上にはあるのですが，国が定めている25年度の65%にはまだまだ届かないというところで，医師会と協議をして，特定健診をもっと魅力あるものにしていきたいということで，前年度よりも700万円程度上げて，人間ドックは2万円助成，特定健診は65歳以上無料，非課税も無料ですので，格安な値段で特定健診を受けることで，人間ドックに代わるような魅力あるものにしていきたいと思っていますとの答弁でした。出産育児一時金支給事業が3,151万6千円組まれているのですが，対象予定はとの質疑に対し，国保加入者の子供が生まれる人数を1年間で75人と試算して，それに42万円掛けた金額ですとの答弁でした。特定健康診断が780万円ほど増額になっているのですが，どのようなことを計画されているのですかととの質疑に対し，特定健診は，平成20年4月からスタートしていますが，受診率が36%程度ということで，伸び悩んでいることが現実です。平成23年度からは医師会と協議をして，特定健診を魅力あるものにしていきたいということで，今までは，血液検査，腹囲とか，そういう特定健診の部分だけだったのですが，心電図，貧血検査なども特定健診の中に入れ込んでいけば，人間ドックと違うところは胃カメラだけですので，それを医療機関でオプションにしていれば，人間ドックに近くなっていくので，対象者が特定健診で受診してくれればと，医師会と協議をして，23年度からやっていきたいと考えているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，議案第22号について。保険料の徴収率はどれくらいになっているのでしょうかとの質疑に対し，22年度2月末現在で，後期高齢者保険料現年度分84.70%，繰越分54.57%，21年度における決算でございますが，現年度分99.43%，繰越分68.63%の収納率となっておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，議案第23号について。施設介護サービス給付費が1億1,500万円減額となっているのですが，主な要因は何なのですかとの質疑に対し，施設介護サービス給付費は，介護老人福祉施設3か所，介護老人保健施設3か所，介護療養型医療施設2か所ありますが，このうち，介護療養型医療施設は，介護と医療の両方を必要とする高齢者が，長期療養のために入所する介護保険が適用される施設です。病院などの一角に設けられており，かつて高齢者が一定割合入院する病院は，老人病院と言われていましたが，介護保険が成立後，医療保険が適用される病床と，介護保険が適用される病床に分けられ，介護保険ができた時に，国はこの介護療養型病床について，平成24年3月ですべてを廃止するという方針を示し，介護療養型老人保健施設へ転換を図りなさいとなっていました。本市では，介護療養型医療施設は，平成20年末に4施設95床ありましたが，この国の方針を受けて，指宿浩然会病院の28床と，宮園病院の32床が廃止されて，現在は，田畑クリニックの19床と，指宿温泉病院の16床の35床と減っています。廃止になった施設の老健施設への転換は，県の許可ということになりますが，

まだ転換されていないため、このような不用額が生じているということです。現在、この介護療養型医療施設の廃止の方針は凍結になっており、これを今後どうしていくかということで、現在こういう形になっています。第5期計画においては、この特老施設をどうしていくかということで検討していくことになろうかと思えますとの答弁でした。意見として、高齢者ふれあいデイ事業は、高齢者が元気で自宅で生活ができるようにという事業ですが、山川・開間地区の利用者が少ないので、少しでも多くの方に長生きしていただきたいと思えますので、事業を推進していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案第21号について反対の討論を行います。

先ほど反対討論を行いました議案第11号の国保税値上げに基づく予算であります。したがって、本議案第21号に反対をし、併せて、国保税を抑えるために一般会計からの繰入れを求めておきたいと思えます。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第22号及び議案第23号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号及び議案第23号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号～議案第26号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第18、議案第24号、平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、日程第20、議案第26号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました議案第24号、平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、議案第26号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日・11日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第24号から議案第26号までの3議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第24号について。単独事業の工事請負費は451万円で、100mということだったのですけれども、年次的に配管取替を計画しているのですかとこの質疑に対し、毎年100mずつ年次的に計画して整備していますが、総延長は約900mで、22年度で51.02%を終了したところです。5年前後で完了するものと見込んでいますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第25号について。原材料費は6,200万円ですが、職員の共済等を見た時に、1億1,000万円です。この人件費の抑制が、唐船峡の健全経営というものにつながると思います。募集を3名ほどしていると思うのですが、どのような募集の仕方をするのですかとこの質疑に対し、職員2名、月額2名の4名が定年退職されますので、その補充は一般パートと考えています。冬場はできるだけ最低限の人数で対応し、経費節減に心がけていますとの答弁でした。前年度より営業収入がマイナスで、当初予算を組んでいるのですが、新幹線全線開業によるお客様のアップが想定されない状況の中で、事業収益のマイナス予算としたのですかとこの質疑に対し、新幹線開業に期待を持っているのですが、今年の1割減と毎年の減少を考えると、

あまり大きく望めないのではというのがあり、この予算となりましたとの答弁でした。食料費の中で、バスの運転手、タクシーの運転手、あるいはメディアなどに出しているということなのですが、効果があるのですかとこの質疑に対し、B定食を提供していますが、そういうことがつながって、いろんなお客様が来てくれていると思っていますとの答弁でした。残飯整理に60万円とありますが、毎日来ているのですか。また、この業者については入札ですかとの質疑に対し、3者で見積り入札をし、毎日収集に来ていますとの答弁でした。意見として、冬場の売上向上のため、予約制、夜の営業というような企画を組んでいただきたいというものがありません。

次に、議案第26号について。滞納繰越分事業費負担金14万6千円、また、滞納繰越分下水道使用料も185万円ですが、下水道使用料滞納は何件で、事業費負担金は何人が滞納なのですかとの質疑に対し、21年度決算で、使用料滞納が現年度分585万690円、286名で684件となっています。下水道使用料については、徴収を水道課に委託していますので、水道課と一緒にしています。また、受益者負担分については、直接督促状を出して、滞納者に電話をし、あるいは夜間徴収をして各家庭を回っている状況ですとの答弁でした。渦口ポンプ場建設に係る予算が計上されて、用地費と補償費等が計上されていますが、現状のポンプ場は川の上に建っているのですけれども、どういうことなのですかとの質疑に対し、現在ポンプ場を生かしながら建設を進めなければいけない関係上、どうしても今の位置に造ることは不可能ですので、北側の市道に面する用地を考えています。来年度は実施設計の詳細設計を行い、4か年で完成すると思っていますとの答弁でした。二反田川第9雨水幹線築造工事となっていますが、弥次ヶ湯のポンプのことを言っているのですか。それとも、南クリニック前の遊水地を言っているのですかとこの質疑に対し、二反田川第9雨水幹線工事については、十町土地区画整理地内の帖佐渦山線への施設工事ですとの答弁でした。意見として、渦口ポンプ場建設は、地域の方々には30年以上、大雨が降る度に被害に遭っています。こうして計画がスタートしたので、計画が遅れないように、できるだけ前倒しできるよう努力をお願いしたいというものがありません。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号から議案第26号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第26号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した請願及び陳情(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第21、審査を終了した請願1件及び陳情2件を議題といたします。

まず、陳情第7号について総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長(木原繁昭) 総務水道委員会へ付託されました陳情第7号、核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、私たち指宿市は、非核平和宣言を行っている都市であります。その意味からも、インドに対する原子力協定交渉で日本政府に明確な対応を求めるように要請するのは当然の義務と考えておりますので、この陳情書は採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願第4号、陳情第8号の2件について産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました請願第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、及び陳情第8号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表及び陳情文書表のとおりでありますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月11日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、まず、請願第4号については、十分であるのかは別にしても、農家に対しては戸別補償制度という形で実施されていますので、この請願については不採択とすべきだと思いますというものと、米価の下落対策を直ちに講ずることとありますが、過剰米を40万t程度買い入れる緊急性はないと思いますので、この請願に関しては不採択とすべきだと思いますというものと、この請願の提出は11月22日ですが、米価の大暴落に歯止めをかけるということであれば、もっと早めに提出されるべきで、小売価格は上昇気味にあるということもありますので、この請願は不採択だと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

次に、陳情第8号については、市内の零細な建設業者は仕事もなく、下請けに入れた人はいいのですが、農業をしようと迷ってる状況もありますし、時限立法でもいいでしょうけれども、こういう制度を取り入れることはいいことだと思いますので、採択すべきだと思いますというものと、住宅リフォーム制度は1業種を対象にしているのですが、他市町村の実績を見ますと、経済波及効果が助成金の5倍から10倍ぐらい出ている市町村もありますので、採択すべきものだと思いますというものと、建設業の状況を見ても、非常に冷え込んで、大工さんがオクラ作りに入ったりする状況もあります。恒久的な財源というものも全く見当がつかせませんが、2年程度の時限付きの社会実験ということでも、この陳情は採択していただきたいと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 請願第4号について討論を行います。農水省は、米戸別所得補償モデル事業によって、米の需給は均衡し、米価を安定するとしてきましたが、相対価格は下

落を続け、22年度産の9月の相対価格は、前年を14%、2千円も下落する事態に至っています。戸別所得補償を口実に、価格対策は取らないとしてきた政府の姿勢は重大です。請願書にもあるとおり、米の需給を引き締めて価格を安定回復させるためには、政府が年産に関わらず、過剰米を40t程度緊急に買い入れることが効果的と考えます。よって、本請願は妥当であり、採択すべきものと考えます。委員長報告は不採択でありますので、採択すべきものとして、委員長報告に反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

議長（松下喜久雄） 次は、日程第22、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

まず、文教厚生委員長から、目下審査中の陳情第1号及び陳情第2号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

文教厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、文教厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業建設委員長から、目下審査中の請願第1号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 議案第30号及び議案第31号一括上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第23、議案第30号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、及び日程第24、議案第31号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(豊留悦男) それでは、ご説明を申し上げます。

今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件2件、人事に関する案件1件の計3件であります。

まず、議案第30号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、並びに議案第31号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。両案は、財政健全化の推進のため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。なお、議案第30号及び議案第31号の2議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長(渡瀬貴久) それでは、命によりまして、議案第30号及び議案第31号について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第30号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、第二次集中改革にプランに基づき、行財政改革を進めていく中で、財政健全化をより推進していく必要があることから、市長、副市長及び教育長の給料月額を1年間減額しようとするものであります。

2ページをお開きください。主な改正の内容は、第1条において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、市長の給料月額について10%、副市長の給料月額について10%を減額しようとするものであります。

次に、第2条で教育長についても同じく、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、給料月額の10%を減額しようとするものであります。

次は、追加提出議案の3ページをお開きください。議案第31号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。本案は、議案第30号と同様の趣旨により、管理職にある職員の管理職手当について、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、支給額の10%を減額しようとするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時42分 |
| 再開 | 午後 | 1時42分 |

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号及び議案第31号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号及び議案第31号の2議案は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号及び議案第31号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号及び議案第31号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号及び議案第31号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第32号上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第25、議案第32号、所管事務の調査について、を議題といたします。

#### 議案第32号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

議長(松下喜久雄) お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第33号上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第26、議案第33号、教育委員会委員の任命について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(豊留悦男) それでは、再追加提出議案の1ページをお開きください。議案第33号、教育委員会委員の任命について、であります。本案は、お示しのとおり、池田昭夫氏を本市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。住所、生年月日については、お示しのと

おりであります。現在61歳でございます。同氏は、昭和47年3月に鹿児島大学教育学部を卒業され、同年4月に瀬戸内町立諸鈍小学校教諭を皮切りに、鹿屋市立鹿屋小学校、鹿児島大学教育学部附属小学校等を歴任され、平成4年4月からは指宿市教育委員会に勤められた後、鹿児島市立西陵小学校教頭、鹿児島市立大龍小学校教頭、南種子町立島間小学校校長、県教育庁始良教育事務所指導課長、そして、平成17年4月から2年間、県教育庁揖宿教育事務所所長を務められております。その後、鹿児島市立清水小学校校長を歴任され、平成22年3月に定年退職されております。県教育委員会を退職後は、鹿児島市吉野公民館館長を務めるなど、一貫して教育行政に携わってこられた方で、教育行政の各分野にわたってご活躍され、人格、識見ともに優れ、教育委員として最適任者であると思っておりますので、どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時59分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号（質疑、委員会付託省略、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 19番。教育長不在という状況で、本定例会も終えようとしているわけですが、一般質問の中でも質問させていただきました。教育現場の状況が、この時期、卒業・入学、あるいは教職員の人事異動等非常に重要な時期にも関わらず、教育長不在ということでした。もちろん、この議案は、教育長人事の前提としての教育委員の任命でありますので、そのつもりで質疑を行いたいと思います。

一般質問の中でもありましたように、教育現場では十分な対応ができていなかったということが明らかになりました。そしてまた、この議会中に山川給食センターにおける職員のノロウイルス感染という事態も起こりました。そのような中で、庁舎内での報告等、危機管理に対する対応が適切であったのか疑問を抱くものであります。こういったことも、教育長不在ということが招いたと言っても過言ではないと思います。公民館の仕事を軽視するわけではございませんが、教育長不在という不測の事態をより短くするためにも、遅くとも本定例会冒頭での提案ができなかったのか、お伺いいたします。

それと、この池田昭夫氏におかれましては、人格、識見については十分認めるところであります。指宿市内に居住の予定なのかどうか、お伺いいたします。

副市長（富永信一） ご質疑がありました。遅くとも本定例会の冒頭での任命はできなかった

のかという点についてですけれども、一般質問の時にも答弁をしたかと思えますけれども、やはり、今回のこの教育委員の任命につきましては、幅広く人選をしていくために、任命時期を調整をしたいというようなこと、その間につきましては、教育部長が教育長の職を代行するという、これは法・規則の規定でそういうふうにはできるということで、それで対応が可能ということで、対応をさせていただいたところでございます。そうは言いましても、できるだけ不在期間が短期間で済んだ方がよろしいわけですから、できるだけ早く議会に提案をしたいということで調整をしまいいりました。そのような中で、今回提案をさせていただきました池田氏につきましては、現在の勤務先であります館長の職につきまして、3月の27日、昨日になりますけれども、昨日に退職の方が承認をされましたということ、それを受けまして、本日、教育委員の議案ということで提案をさせていただいたという経緯になっております。あと、その市内居住の予定ですけれども、本日同意をいただきますれば、指宿市内の方に居住予定ということで聞いております。

以上です。

19番議員（下柳田賢次） 一般質問等での答弁では、現職、つまり、教育現場での現職ということで校長職等でございますが、そういう場合ですと、どうしても卒業式等あるわけですから理解できるわけでございますが、市長ご自身もですね、市長選出られる時に、校長職を途中で退職されてですね、臨んだわけでございます。教育行政のトップ不在という不測の事態を招かないためにも、そういう現職の校長職の方かなあという予想もしたところでございますが、繰り返しますが、この公民館の仕事ということがですね、決して軽視するわけではございませんが、そういう話し合い、お願いを、今、定例会冒頭から任命するという話し合いは、ご本人とはなされて、ご本人の判断、判断と言いますか、返答でこの27日、本日のことになったのかどうかですね、そこらはどうなんですか。

副市長（富永信一） ご本人のご意向ということもあるかもしれませんが、やはり一般的に考えまして、年度末のこの時期に職場を離れるということは、現在、所属してらっしゃる職場の方に大きな迷惑を掛けるということが考えられます。そういうことで、今回のような提案になったということでございます。

19番議員（下柳田賢次） ご本人の意向は確認をされてないということでもよろしいんですか。それと、この方にお決めになったのはいつぐらいに決定をしたのか、それをお伺いしたいと思います。

副市長（富永信一） 池田氏の教育委員の選任について、いつ頃決めたのかということですが、平成23年3月に鹿児島市教育委員会の所属になりますので、そちらの方へご相談を申しあげましたところ、応じて良いというお話をいただきました。その後、池田氏ご本人へも相談を申しあげ、十分にご検討いただいた上で、先日ご了承をいただいて、今回の追加提案ということになったものでございます。

以上です。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、委員会付託を省略いたしたいと思いを。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、同意することに決定いたしました。

#### 意見書案第1号上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第27、意見書案第1号、核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書案、を議題といたします。

#### 意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### 議長あいさつ

議長（松下喜久雄） 平成23年第1回指宿市議会定例会を閉会するにあたり、ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る2月28日に開会以来、本日まで29日間にわたり、平成23年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に審議をいただき、本日ここにすべての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位のご協力はもとより、執行部当局におかれましても、円滑な審議に協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げます。審査の過程において議員各位から出されました意見・要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思っております。

さて、顧みますと、昨年は、3月に宮崎県で口蹄疫が発生し、終息宣言が出るまで人の往来も自由にできなくなり、九州各地で予定されていた夏祭りなど、各種イベントも中止となりました。風評被害などにより、南九州への観光も敬遠され、本市においても、基幹産業である農業や観光に大きな影響があり、関係者の方々は大変な思いをされましたが、官民一体となった防疫対策により、本市への侵入を防ぐことができました。畜産農家をはじめ、関係者の皆様のご尽力に感謝を申し上げる次第であります。

そのような中、7月には丹波小学校の新校舎も完成し、新たな気持ちで子供たちも勉強・スポーツに頑張ってくれているようであります。12月の全国高等学校駅伝競走大会では、本市で行われた県予選会で優勝した鹿児島実業高等学校が、見事全国制覇を成し遂げてくれました。この指宿コースを走った全選手、多くの競技役員や関係者の思いが後押しをしてくれたものと推察するところであります。また、今年の菜の花マラソンや菜の花マーチは、天候にも恵まれ、前回よりも多くの参加者があり、全国に指宿市を発信できたと思っております。そして、待ちに待った九州新幹線が全線開業すると同時に、いぶたま号の運航も始まりました。また、昨年2月末より運行休止となっておりました山川・根占航路も、暫定ではありますが、新たな運航体制で再開されました。さらに、県道指宿停車場線の拡幅工事や、池田湖湖畔の整備なども行われております。新幹線効果で本市を訪れる観光客が、大幅に増加することを待望しております。

国の方に目を向けてみますと、昨年7月の参議院総選挙で、民主党が大敗し衆参のねじれ現象となり、開会中の通常国会の議決が予測できない不安定な状況となっております。経済情勢は、徐々に持ち直しを見せていた矢先、東日本大震災により大きな痛手を被ることとなりました。この国難を乗り越えるためには、全国民の総力を結集し、被災地の復興と日本再生の道筋を付けていかなければなりません。

振り返って、本市においては、第一次指宿市総合振興計画を着実に遂行するため、組織機構などが見直されておりますが、昨年2月から、変える勇気、変わる勇気というスローガンを掲げられた豊留市長に、市政の舵取りが託されて1年が経過いたしましたけれども、今後も、その行政運営を注視してまいりたいと思うところであります。議会におきましては、昨年9月議会より議場の機材も一新し、議会同時中継を行い、議会改革にも取り組んだところですが、一方では、同僚議員を失うという悲しい出来事もありました。議員としての資質向上はもちろん、議会に向けられている市民の思いにこたえ得る活動を、今後とも継続していかねばならないと認識を新たにいたすところであります。現在、行財政改革はもちろんのこと、環境問題やなのはな館問題など、課題は山積しておりますけれども、地域が持つ資源を最大限に生かしながら、議会と執行部が知恵を出し合い、市民生活の安定・向上のため鋭意努力を重ねていかねばなりません。

終わりに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間市政発展にご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる敬意を表します。今後も健康に十分留意され、その豊富な知識と経験を郷土指宿市発展のために生かしていただきますようお願い申し上げます。また、大震災により被災された皆様方に、改めてお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます、ごあいさつといたします。

この際、市長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

#### 市長あいさつ

市長（豊留悦男） 平成23年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりまして、発言のお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、今回の東北地方太平洋沖地震につきましては、観測史上最大規模の地震、そして津波の発生により、東北地方を中心として、筆舌に尽くし難いほどの甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された方々に衷心からお見舞いを申し上げます。また、現在行われております懸命な捜索活動や、被災者支援に対しまして、深く敬意を表し、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

さて、去る2月28日の開会以来、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なるご審議を賜り、すべての議案につきまして議決をいただきましたことに対しましては、厚くお礼を申し上げます。審議の過程において賜りました、ご意見、ご助言等につきましては、今後の市政運営の中で十分に尊重し、配慮してまいりたいと考えております。私は市長就任以来、議員各位と市民の皆様のご支援、ご協力をいただきながら、市政運営の重点項目として五つの項目を掲げ、第一次指宿市総合振興計画に基づいた、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、いろいろな施策の展開を図ってきたところでございます。私の市

政運営についての基本的な考え方につきましては、先般の施政方針で申し上げましたので、詳細についての説明は省略させていただきますが、平成23年度においても、それらの考え方を基軸に、安全・安心なまちづくりや、医療・健康、子育て、教育環境の充実、地場産業の振興対策など山積している課題について、これまでの成果を踏まえ、更により良い効果を上げるべく取り組んでまいりたいと意を新たにしているところでございます。特に、市民生活に直結する基礎自治体である本市におきましては、市民との共生協働のまちづくり理念に基づき、自己決定と自己責任による、地域の実情に即した行政運営に取り組むことが重要であります。そのためには、市民と行政がそれぞれ担うべき役割を自覚し、限りある財源の中で、今、何ができるのか、今、何をしなければならないのかを常に念頭に置き、一丸となって市政を推進していくことが必要であります。そうすれば、その先には必ずや、新しい時代に光輝く指宿が形となり見えてくると確信しているところでございます。去る3月12日には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業いたしました。併せて、観光特急、指宿のたまて箱、いぶたまも運行の運びとなりましたので、これらと呼ば水として、多くの人々に指宿市を訪れていただき、指宿の素晴らしさを国内はもとより、世界に向けて情報発信していけるものと、気持ちが弾む思いであります。平成23年度も、変える、変わるをキーワードに、議員の皆様や市民の皆様とともに、英知と行動力を結集して、創意工夫を凝らし、魅力あふれる指宿づくりに全力を傾注し、実り多い1年にしてまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援とご指導をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、平成23年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

#### 閉議及び閉会

議長（松下喜久雄） 以上で、本会議に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成23年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 松下 喜久雄

議員 物袋 昭弘

議員 前原 六則

## 意見書第1号

### 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での 日本政府に明確な対応を求める意見書

国際社会が「核のない世界」を求める様々な動きを進める一方で、南アジアでは核拡散と核軍拡の危機的状況が続いています。中国は2基の原子力発電所をパキスタンへ提供する計画を進め、インドへは、2008年から原子力供給国グループ（NSG）のガイドラインが改訂され、米国を始めフランス、ロシアなど各国が協定を結び、原子力協力を始めています。

1998年、日本も共同提案国となり、全会一致で議決された国連安保理議決1172では、インド及びパキスタンに対し、「核兵器開発計画の中止」、「核兵器用の核分裂性物質の生産中止」を求め、「すべての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器計画に何らかの形で資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出禁止」を求めています。核拡散防止条約（NPT）再検討会議の最終文書でも、「すべての加盟国に対して、核関連輸出が直接的にせよ間接的にせよ、核兵器のまたその他の核爆発装置の開発を支援してはならない」ことを確認しています。しかし、2008年の米印原子力協定締結は、核拡散防止と核廃絶の努力を積み重ねてきた国際社会の歩みに反するもので、NPTを無視し続けるインドがこのような形で容認されるならば、核不拡散体制は骨抜きとなり、パキスタンとの核軍拡競争の再燃など、世界は再び核の脅威にさらされることになりかねません。

このようなことから、非核三原則と核廃絶を国是とする被爆国日本が、核拡散と核軍拡につながる動きに断固として反対し、明確な外交政策を取ることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年3月28日

指宿市議会議長 松下喜久雄

内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿